

第5次 結城市総合計画 後期基本計画

2016 ▶ 2020

みんなでつくる

活気と風情のある快適なまち・結城



市長あいさつ



本市では、平成 32 年度を目標年次として、将来都市像を「みんなでつくる活気と風情のある快適なまち・結城」と定めた「第 5 次結城市総合計画」を平成 23 年 3 月に策定し、市民や行政が協働のもと豊富な地域資源をいかしながら、誰もが住みやすく活力のあるまちを創造するため、各種施策を推進してまいりました。

この度、平成 27 年度で前期 5 年間の基本計画が終了することから、平成 28 年度から 32 年度を計画期間とする、「第 5 次結城市総合計画後期基本計画」を策定いたしました。

近年では、人口減少社会の進展、地方創生の推進、経済のグローバル化、高度情報化など、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、市民のニーズや価値観も多様化しております。

また、大規模な自然災害も多発しており、特に平成 23 年 3 月の東日本大震災や平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨は記憶に新しく、今後の市政運営においては防災や減災を強く意識した施策の展開が必要となっております。

このような状況を踏まえ策定いたしました本計画では、市民の安全・安心や地域の均衡ある発展等の実現を目指すとともに、今後特に重点的・戦略的に取り組む施策を「重点プロジェクト」として位置づけ、人口を減らさないまちづくりを推進してまいります。

本計画の策定にあたり、幅広いご見識をもとに活発なご審議をいただきました総合計画審議会委員の皆様、テーマごとに貴重なご意見やご提案をいただきました総合計画策定市民会議委員の皆様をはじめ、市民や関係各位の皆様に心より感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月

結城市長 前場 文夫

結城市民憲章

(昭和55年11月10日制定)

結城市は

筑波・日光の二つの山なみを見はるかし

鬼怒の流れ清らかな 美しい自然と

ゆたかな歴史 伝統に恵まれたまちです

このふるさとの誇りを思い さらに伸びゆく

すみよいまちづくりへの願いをこめて

ここに市民憲章を定めます

一、たがいに信じあい 助けあう

あかるいまちを つくりましょう

一、からだをきたえ 仕事にはげむ

生きがいあるまちを つくりましょう

一、教育をおこし 文化をのばす

かおりたかいまちを つくりましょう

一、自然を愛し 水とみどりに澄む

うつくしいまちを つくりましょう

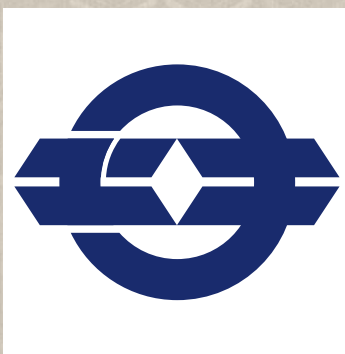
一、伝統を生かし 未来をひらく

ゆたかなまちを つくりましょう



市の木 [桑]

結城市伝統の結城紬・蚕糸業に深い関係がある桑は、市内に昔から多く植培され、「結城のまち」にふさわしい木です。桑は春の新芽の吹く頃、まばゆいばかりの新緑の美しさを見せます。



市 章

「ユーキ（結城）」の端的な表現で、円にしたのは市政の円滑と市民の和を意味し、外側への剣先は、市民の向上と外部への飛躍発展性を表したもので、結城市の発展を象徴しています。



市の花 [ユリ]

ユリは純日本的な花です。そして、その清楚さは「紬の里」結城のまちに日本美の独特の風情を織り込み、花姿の謙虚さは結城市を象徴しているかのようです。

第5次 結城市総合計画後期基本計画

結城市

目 次

■ 序 章	1
1 第5次結城市総合計画後期基本計画の策定にあたって	2
2 第5次結城市総合計画基本構想の概要	4
3 結城市のすがた	8
4 結城市の宝	25
5 社会潮流	28
6 まちづくりの計画課題	31
■ 後期基本計画	35
■ 重点プロジェクト	37
1 重点プロジェクトの位置づけ	38
2 重点プロジェクトの構成	39
3 重点プロジェクトの内容	40
■ 体系別計画	45
1 とともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実（保健・福祉）	47
1-1 健康で安心して暮らせる保健福祉の充実（健康・医療）	48
1-2 地域で支えあう社会福祉の充実（地域福祉）	53
1-3 安心して子育てできる児童福祉の充実（児童福祉）	56
1-4 ゆとりをもって暮らせる高齢者福祉の充実（高齢者福祉）	60
1-5 自分らしく暮らせる障害者福祉の充実（障害者（児）福祉）	63
1-6 安定した生活を送れる社会福祉の充実（低所得者福祉・母子・父子福祉）	66
2 安全で住みやすさを実感できるまちづくり（都市・環境）	69
2-1 計画的で魅力あるまちづくり（都市計画）	70
2-2 ゆとりある住みよいまちづくり（住環境）	74
2-3 便利で快適に移動できるまちづくり（道路・公共交通）	77
2-4 安全に暮らせる安心なまちづくり（防災・防犯・安全）	80
2-5 安全な水を安定供給できるまちづくり（上水道）	86
2-6 地球環境にやさしいまちづくり（環境保全・排水処理）	88

3	歴史と自然を育む活力あるまちづくり（産業）	93
3-1	元気あふれる農業の振興（農業）	94
3-2	ものづくりと創造の力を育む工業の振興（工業）	98
3-3	活気にあふれた商業の振興（商業）	102
3-4	地域資源を活用してにぎわいと交流を促進する観光の振興（観光）	105
3-5	つちかわれた技術を継承する伝統産業の振興（伝統産業）	108
4	未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり（教育・文化）	111
4-1	生きる力を育む教育環境づくり（学校教育）	112
4-2	生涯を通じてともに学べる環境づくり（生涯学習・地域教育・青少年の健全育成）	118
4-3	誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進（スポーツ）	122
4-4	個性豊かな芸術文化の創造（芸術・文化）	124
4-5	人権が尊重される社会づくり（男女共同参画・人権）	126
4-6	国や地域を越えた交流の推進（国際交流・地域間交流）	128
5	協働で進める持続可能なまちの実現（自治・行財政運営）	131
5-1	市民・企業・行政がともに支えあう体制づくり （市民参加・広聴広報・コミュニティ・ボランティア）	132
5-2	自立した行政経営の確立（行財政運営・広域連携）	136
5-3	情報化社会に対応した行政体制づくり （市民生活・行政・情報公開・個人情報保護）	140

資料編

143

資－１

計画策定の体制と経緯

144

資－２

結城市総合計画審議会 諮問・答申

153

資－３

市民会議提言内容

156

資－４

用語解説

166

※ 本計画で*印の付いている言葉は、「資-4 用語解説（P. 166～P. 171）」に用語解説が掲載されています。

序 章

1	第5次結城市総合計画後期基本計画の策定にあたって	2
2	第5次結城市総合計画基本構想の概要	4
3	結城市のすがた	8
4	結城市の宝	25
5	社会潮流	28
6	まちづくりの計画課題	31

1 第5次結城市総合計画後期基本計画の策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

結城市では、平成 32 年度を目標年次とする「第 5 次結城市総合計画」を平成 23 年 3 月に策定し、将来都市像を「みんなでつくる活気と風情のある快適なまち・結城」として、その実現のため各種施策を実施してきました。

近年では、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、環境問題の深刻化、高度情報化、国際化など、地方自治体を取り巻く環境は急激に変化しています。

また、地方分権*の進展や社会経済情勢の変化とともに、東日本大震災による安全・安心への意識の高まりなど、市民の価値観やニーズも多様化しています。

こうした状況を踏まえ、市民・行政協働*のもと、総合的でバランスのとれた市政を運営するため、平成 28 年度から 32 年度の 5 年間を計画期間とする「第 5 次結城市総合計画後期基本計画」を策定し、まちを特色づける重点プロジェクトや、行政評価を活用した進行管理を行い、結城市のさらなる発展と誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

結城市マスコットキャラクター まゆげった



プロフィール

まゆげったは、平成 24 年 3 月 15 日に結城市マスコットキャラクターに就任しました。

ユネスコ無形文化遺産*にも登録されている結城紬の原料である繭でできた体と、特産品の桐下駄を履いています。

名前の由来は、マユとゲタで「まゆげった」です。名前のおり、長い眉毛が特徴的で、結城の頭文字である Y とも、下駄の鼻緒とも言われています。

語尾に「～った」と付けるのが口癖で、明るく人なつっこい性格です。お祭りやイベントが大好きで、全国のイベントに参加しています。

1-2 計画の構成と期間

基本構想

- 基本構想は、結城市の将来都市像を明らかにし、その実現のための施策の大綱を定めるもので、市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるものです。
- 基本構想の期間は、平成 23 年度（2011 年）から 32 年度（2020 年）の 10 年間としています。

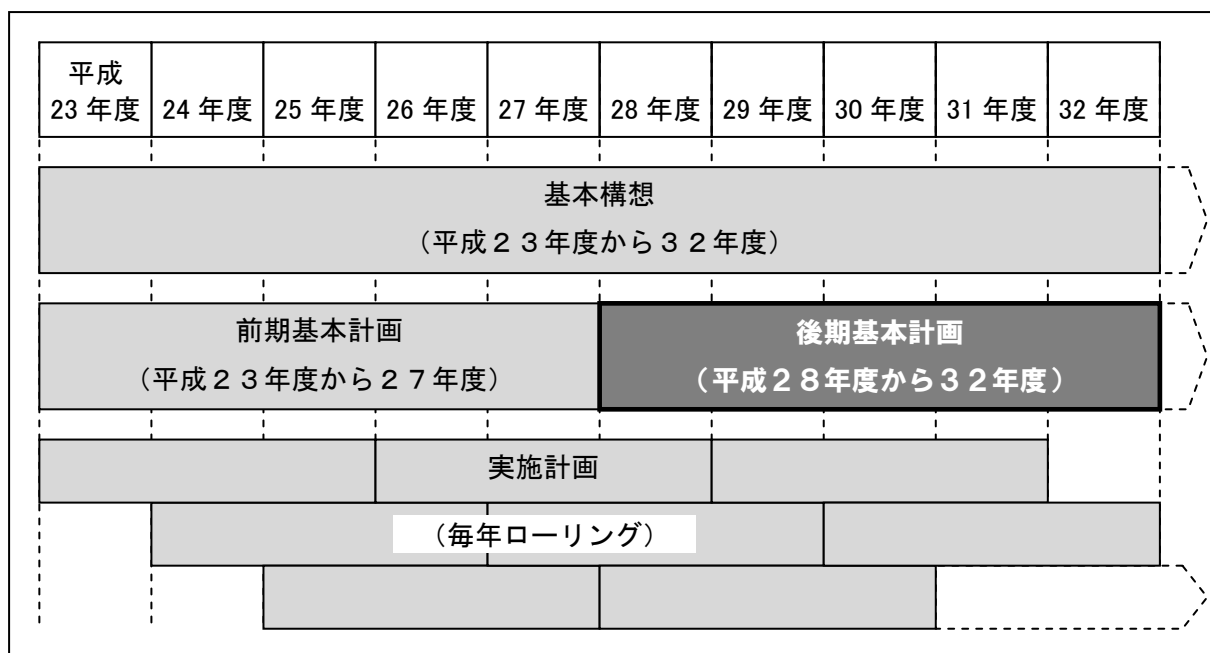
基本計画

- 基本計画は、基本構想を実現するための施策体系を示すとともに、各施策の方向性、達成目標、主要事業などを明らかにするものです。
- 基本計画の期間は、前期基本計画を平成 23 年度（2011 年）から 27 年度（2015 年）の 5 年間、後期基本計画を平成 28 年度（2016 年）から 32 年度（2020 年）の 5 年間としています。

実施計画

- 基本計画に位置づけられた施策・事業を推進するための具体的な計画で、毎年度の事務執行の指針となるものです。
- 実施計画の期間は 3 年間とし、ローリング方式により毎年必要な調整を行います。

■ 計画の構成と期間

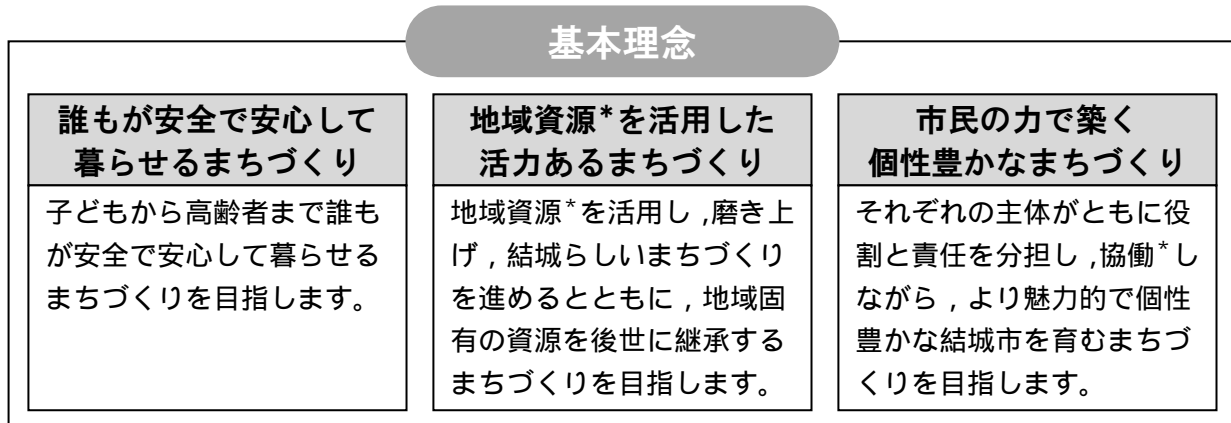


2 第5次結城市総合計画基本構想の概要

2-1 基本理念・将来都市像・計画人口

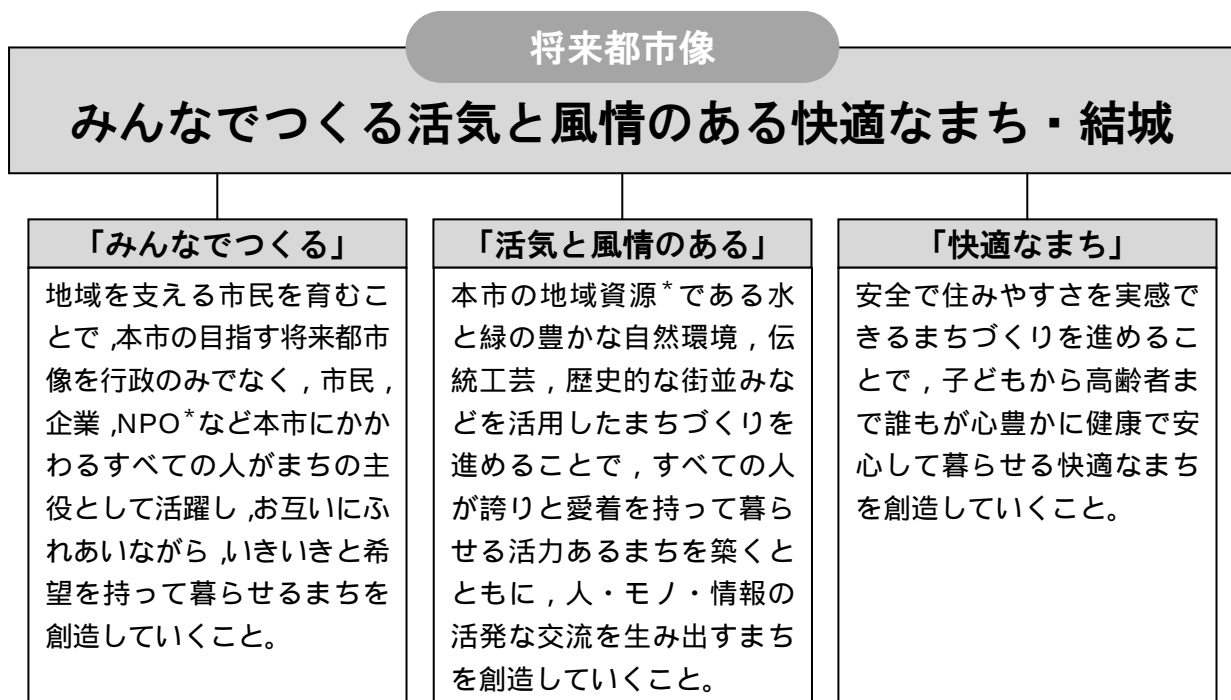
基本理念

基本構想では、次の3つを基本理念としています。



将来都市像

これまでのまちづくりを継承しながら、本市の豊富な地域資源*を活用したまちづくりを市民とともに進め、誰もが住みやすい、活力のあるまちを創造することを目指し、次の将来都市像を設定しています。



計画人口

本基本構想では、コーホート要因法*により、平成32年の人口を49,255人と推計しています。これを、総合計画の各施策を着実に実行することで、人口減少を食い止め、平成32年の将来人口*を、概ね53,000人と設定しています。

2 - 2 基本目標と施策の大綱

基本構想では、5つの基本目標に基づき、以下の基本施策が設定されています。

基 本 施 策	
将来都市像実現のための5つの柱（基本目標）	1. とともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実（保健・福祉）
	1 - 1 健康で安心して暮らせる保健福祉の充実（健康・医療）
	1 - 2 地域で支えあう社会福祉の充実（地域福祉）
	1 - 3 安心して子育てできる児童福祉の充実（児童福祉）
	1 - 4 ゆとりをもって暮らせる高齢者福祉の充実（高齢者福祉）
	1 - 5 自分らしく暮らせる障害者福祉の充実（障害者（児）福祉）
	1 - 6 安定した生活を送れる社会福祉の充実（低所得者福祉・母子・父子福祉）
	2. 安全で住みやすさを実感できるまちづくり（都市・環境）
	2 - 1 計画的で魅力あるまちづくり（都市計画）
	2 - 2 ゆとりある住みよいまちづくり（住環境）
	2 - 3 便利で快適に移動できるまちづくり（道路・公共交通）
	2 - 4 安全に暮らせる安心なまちづくり（防災・防犯・安全）
	2 - 5 安全な水を安定供給できるまちづくり（上水道）
	2 - 6 地球環境にやさしいまちづくり（環境保全・排水処理）
	3. 歴史と自然を育む活力あるまちづくり（産業）
	3 - 1 元気あふれる農業の振興（農業）
	3 - 2 ものづくりと創造の力を育む工業の振興（工業）
	3 - 3 活気にあふれた商業の振興（商業）
	3 - 4 地域資源*を活用してにぎわいと交流を促進する観光の振興（観光）
	3 - 5 つちかわれた技術を継承する伝統産業の振興（伝統産業）
	4. 未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり（教育・文化）
	4 - 1 生きる力を育む教育環境づくり（学校教育）
	4 - 2 生涯を通じてともに学べる環境づくり（生涯学習*・地域教育・青少年の健全育成）
	4 - 3 誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進（スポーツ）
	4 - 4 個性豊かな芸術文化の創造（芸術・文化）
	4 - 5 人権が尊重される社会づくり（男女共同参画・人権）
	4 - 6 国や地域を越えた交流の推進（国際交流・地域間交流）
	5. 協働で進める持続可能なまちの実現（自治・行財政運営）
	5 - 1 市民・企業・行政がともに支えあう体制づくり （市民参加・広聴広報・コミュニティ・ボランティア）
	5 - 2 自立した行政経営の確立（行財政運営・広域連携）
	5 - 3 情報化社会に対応した行政体制づくり（市民生活・行政・情報公開・個人情報保護）

2-3 都市空間整備構想

1) 都市空間整備構想の基本方針

本市の都市空間整備構想は、豊かな自然や田園環境との共生と美しい快適な環境の創造を目指すこととして、以下の基本方針をもって推進します。

- 安全・安心に暮らせるまちづくり

子どもから高齢者まで誰もが安全で安心して暮らせるよう、防災、防犯、ユニバーサルデザイン*に配慮したまちづくりを推進します。

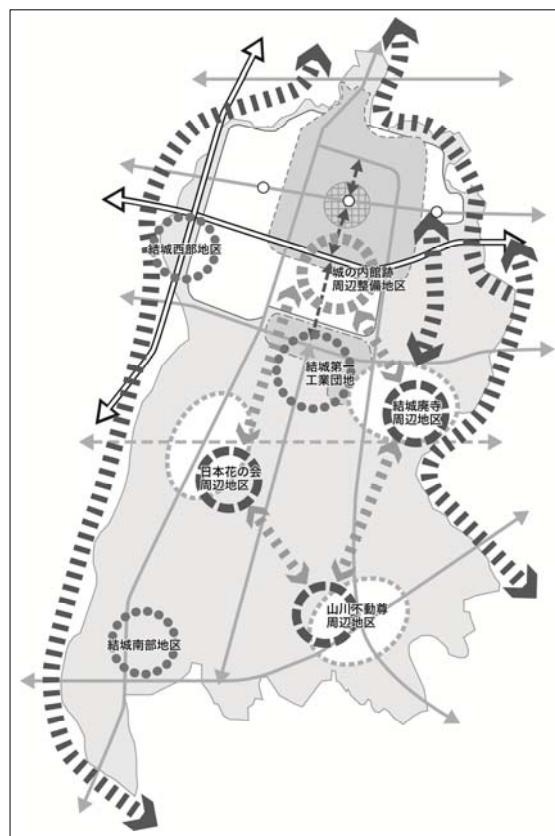
- 豊かな地域資源*を活用したまちづくり

歴史的な街並みや自然豊かな田園風景を活用し、まちのにぎわいと魅力の向上を図り、活気あふれるまちの創出や交流人口の拡大を進めます。

- 快適に暮らせるコンパクトなまちづくり

人口減少や高齢社会に対応し、暮らしやすさの向上と持続可能なまちづくりを推進するため、都市機能の高度化や効率的な土地利用により快適に暮らせるコンパクトなまちづくりを目指します。

■ 都市空間整備構想図



2) 基本的都市機能の配置

都市の健全な成長と良好な形成に向けて、各地域特性に応じた土地利用を推進し、適切な都市機能の配置と集積に努めます。

- 市街地ゾーン

商業地 ゾーン	結城駅を中心とした商業地では、歴史的資源等を活用した商業の活性化、都市的利便性の向上、さらに市民活動の拠点としての活用を図り、人々が集い、にぎわう空間づくりを進めます。
住宅地 ゾーン	商業地ゾーンの周辺市街地は、地区特性を踏まえた良好な住環境の形成を図ります。北部地区は、歴史的風情のある住宅地として、また、南部地区は近代的・計画的な住宅地としての形成を図ります。
産業 ゾーン	現行の工業系用途地域を産業ゾーンとして位置づけ、結城第一工業団地等の既存の工業系施設の集積地区における企業集積の継続と、新たな産業基盤の整備を図るため、結城第一工業団地上山川北部地区の整備を進めます。

- 田園環境ゾーン

重点整備ゾーン	地域の活性化を先導する地区として以下の地区を位置づけ、活性化のための拠点整備に合わせ、周辺の環境や景観の整備を進めます。 ＜重点整備地区＞ 日本花の会周辺地区 山川不動尊周辺地区 結城廃寺周辺地区
市街化想定ゾーン	既存土地区画整理の宅地化の進行と社会経済情勢を勘案しながら、長期的に市街化ゾーンへの編入に図ることを想定する地区として、結城西部地区、小田林駅周辺地区、南部市街地以南の地区、東結城駅周辺地区を位置づけます。

3) 拠点とネットワークの形成

都市の魅力と活力を戦略的に創造し、特色ある一体的な都市空間構造を形成するために、地域特性を踏まえた各種都市拠点の形成と骨格的交通網等の交流ネットワーク基盤の整備を、景観等に配慮しながら進めます。

- 拠点の形成

広域交流拠点	国道 50 号線の広域的な交通を受けとめ都市の発展につなげるため、シビックセンターゾーン*や広域商業サービス集積地、城の内館跡周辺整備地区、鹿窪運動公園等の拠点性の強化を図ります。
産業拠点	産業ゾーンを中心に既存工業団地周辺における工業系の拠点性の強化を図ります。 また、社会情勢の動向を踏まえ、結城西部地区における流通業務系の拠点整備を進めます。 さらに、長期的には結城南部地区において、首都圏の広域的な動向を踏まえながら、その立地条件をいかし、地域に根ざした新たな産業振興のための拠点形成を図ります。
地域活性化拠点	地域のコミュニティや地域特性を維持・発展させる地域資源*活用型の活性化拠点を、日本花の会、山川不動尊、結城廃寺を核として形成します。

- ネットワークの形成

交通網の形成	都市計画道路の見直しを図るとともに都市間、都市内の地域や主要な拠点・施設を連絡する東西・南北の骨格的な交通網を整備します。
水と花と緑の軸等の形成	豊かな自然をいかし、うるおいのある水と花と緑の軸を形成するとともに、南北都市軸をはじめ幹線道路やサイクリングロード等を活用して各種拠点のネットワーク等を形成します。

3 結城市のすがた

3-1 位置・地勢

本市は関東平野のほぼ中央、茨城県西北端の県境に位置し、東は鬼怒川の清流をはさんで筑西市と、南は古河市、八千代町と隣接し、北西は西仁連川を隔てて工業都市・栃木県小山市に接しており、茨城県の西の玄関口となっています。

東京から70km圏内にあり、東北自動車道を利用すると東京から約1時間20分、JRを利用すると東京駅から小山駅まで東北新幹線で約45分、宇都宮線（東北本線）では約1時間20分、水戸線に乗り換え、結城駅まで約8分です。

近年では、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の五霞インターチェンジや筑西幹線道路の一部が開通するなど、本市と首都圏各地を結ぶ交通アクセス性が向上しています。

市域の北部は、中世城下町の町割りが残る数少ない市街地であり、市域の南部は農業地帯になっています。

本市の地形はおおむね平坦で、関東ローム層に覆われており、利根川の支流である鬼怒川・田川と西仁連川の河川にはさまれた、常総台地の一つである「結城台地」と呼ばれる、海拔20～45メートルの比較的高くて緩やかな低稜傾斜地帯です。

農業地域は、鬼怒川流域で最も安定した肥沃な沖積層の水田地帯と、洪積層の畑地に分かれます。

古くから農業が盛んで、関東平野の中でも比較的安定した農業地域であり、米穀はもとより、首都圏の生鮮野菜供給地として、白菜・レタス・トマトなどの露地野菜等多くの農産物が生産されています。

■ 結城市の位置

□位置と地形

面積	65.76km ²
広がり	東西 6.0km 南北 13.0km
経緯度 (市役所)	北緯 36度18分 東経 139度52分
海拔 (市役所)	38.6m
市庁舎所在地	結城市大字結城 1447番地

□位置図



3 - 2 沿 革

● 縄文・弥生・古墳時代

本市は鬼怒川、田川沿岸の結城野に位置し、上古（奈良・天平）から総（ふさ＝麻）や穀（ゆう＝木綿）の産地として総（ふさ）の国「ゆうき」と呼ばれ、古くから農耕文化が栄えてきました。

これは、水運の便とあいまって地理的にも経済的にも開けたためであり、市内に現存する数多くの古墳や出土品、遺跡等によってうかがい知ることができます。

● 奈良・平安・鎌倉・室町・戦国時代

大化の改新以後、全国的に律令制度が整備され、総の国は、上・下に分かれ、下総の国の一部として結城郡が成立したと伝えられています。その郡庁舎は、現在の鹿窪運動公園周辺にあったと想定されており、当時からこの地域の中心として栄えました。

鎌倉時代には結城朝光が城の内に館を構え、その後現在の城跡歴史公園の地に築城して以来、結城家歴代の城下町で、常陸紬（結城紬）の特産地として発展してきました。

● 安土桃山・江戸時代

江戸時代には結城水野家の城下町となり、結城紬をはじめ各種農産物の集散地として商圈が拡大しました。当地方で織られる「結城紬」は「地機（じばた）」という我が国最古の織機を使って生産され、国の重要無形文化財*に指定されています。

また、今でも市内には神社・寺院等が点在し、市街地の道路は曲折しており、街並みには土蔵等もみられ城下町のなごりを残しています。

● 明治・大正時代

明治時代の廃藩置県により茨城県の町村となり、日清戦争を契機として結城町の産業経済は大きく発展しました。

また、明治初期から大正期にかけて、紬問屋や商店、味噌・醤油の醸造蔵など、数多くの蔵造りの建物が建てられ、明治22年には国鉄水戸線が開通し、結城駅が開業しました。

● 昭和時代

昭和29年に結城紬をはじめ農産物の生産を主とした生活圏を同じくする絹川村・上山川村・江川村・山川村の南部4村が結城町と合併し、市制を施行しました。

市制施行後は高度経済成長の波に乗り、人口が増加し、宅地開発や上下水道の整備、保育所、小中学校の建設など、都市としての機能が充実され、現在の市の基礎がつけられました。

● 平成時代

時代が平成に変わってからは、更に施設の充実化が図られ、平成3年には、市民文化センター「アクロス」が開館しました。平成16年には市制50周年を迎え、結城市民情報センター・ゆうき図書館が開館しました。

また、国道50号結城バイパスの全線四車線化により、沿線への商業施設の充実が図られ、区画整理事業による住宅地の整備や結城第一工業団地矢畑地区の整備など、北関東の中核都市*として着実に発展を続けることができました。

近年では、少子高齢・人口減少社会の到来により、介護や子育て支援施策の充実を図ると共に、定住人口の増加を図るための市PR活動も積極的に行ってきました。

平成22年にはユネスコ無形文化遺産*に結城紬が登録され、また平成24年に市のマスコットキャラクターとして「まゆげった」が誕生したことは、本市のさらなる知名度とイメージの向上につながっています。

現在では、平成32年度を目標年次とした第5次結城市総合計画に基づき、さらなる結城市の発展と誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めています。

3 - 3 人口・土地利用・産業等

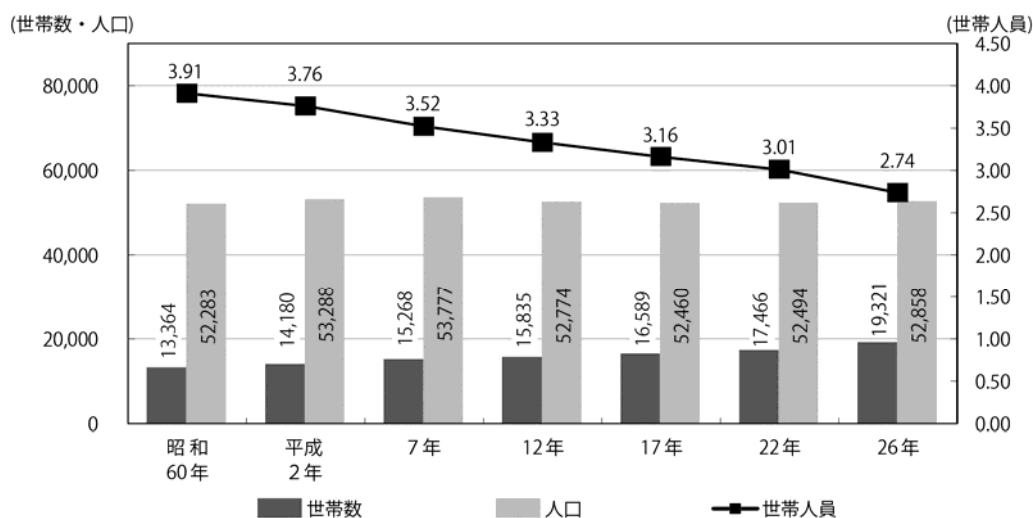
1) 人口・世帯数

本市の人口は、平成7年をピークに減少傾向にありましたが、近年では、若干の増加傾向にあり、世帯数は増加傾向、1世帯あたり人員は減少傾向、平成26年10月1日現在では、人口52,858人、世帯数19,321世帯、1世帯あたり人員2.74人となっています。

また、年齢別人口構成は、15歳未満の年少人口と15歳～64歳の生産年齢人口の割合が経年的に減少し、一方、65歳以上の老年人口の割合が増加しており、平成22年における年少人口の割合は13.2%、生産年齢人口は63.7%、老年人口は22.9%となっています。

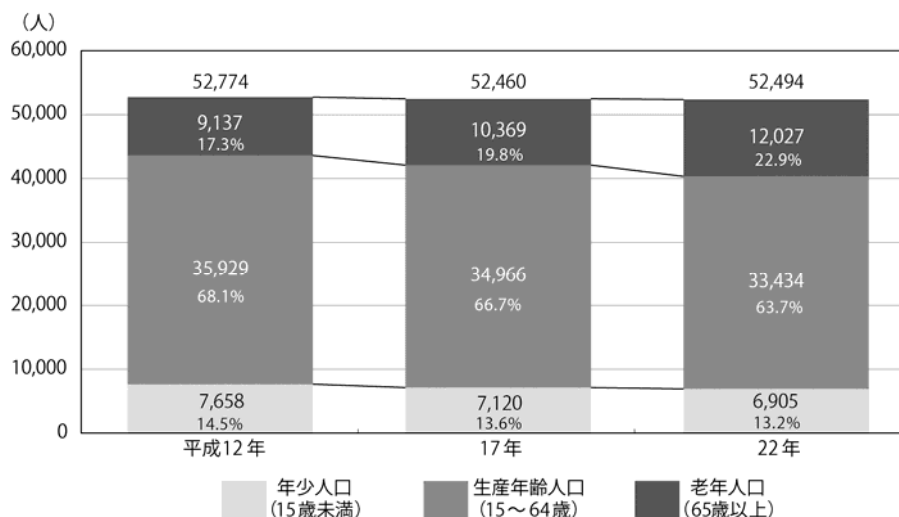
今後、少子高齢化等による人口減少が見込まれることから、「結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略*」において、本市の人口の現状及び将来推計を分析しながら、目指すべき将来の方向・人口目標として、「人口ビジョン」を策定しています。

■ 結城市の人口・世帯数・世帯人員の推移



資料:平成26年は「茨城県の人口」常住人口調査,他国勢調査

■ 結城市の年齢別人口構成の推移



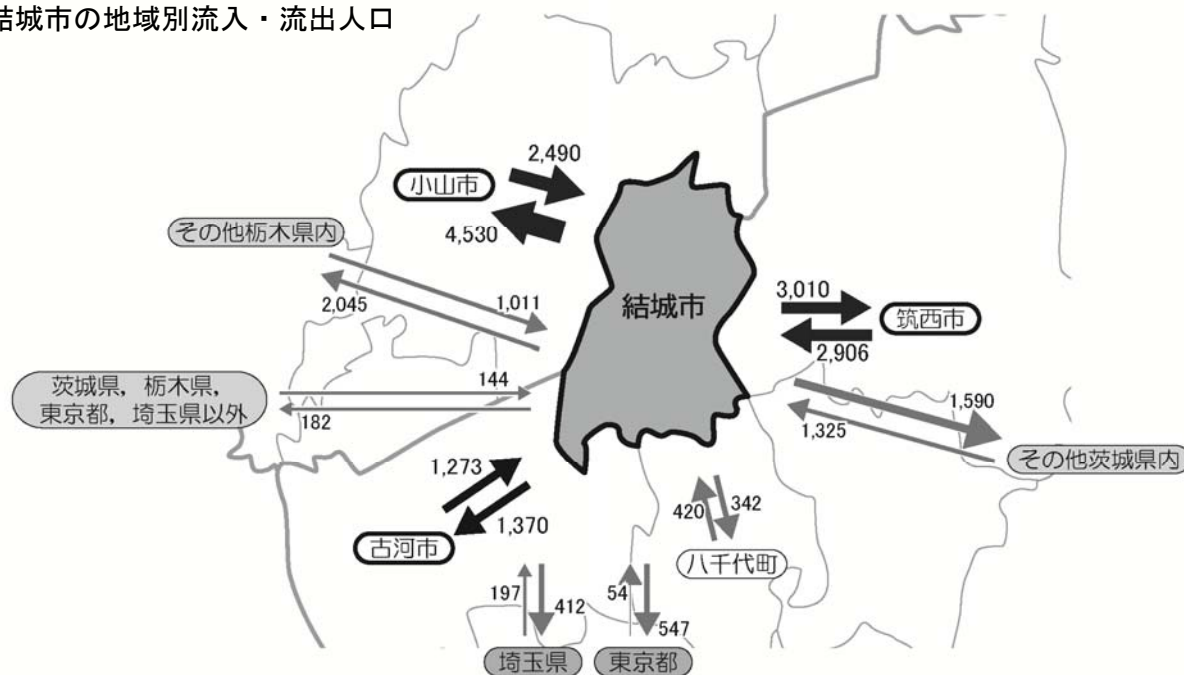
資料:国勢調査

2) 流動人口

平成22年における流入人口は9,820人、流出人口は14,028人で、流出人口が流入人口を大きく上回っています。

地域別に見ると、流入人口・流出人口ともに、小山市、筑西市、古河市が特に多くなっており、流入人口は筑西市が2,906人、流出人口は小山市が4,530人で最も多くなっています。

■ 結城市の地域別流入・流出人口



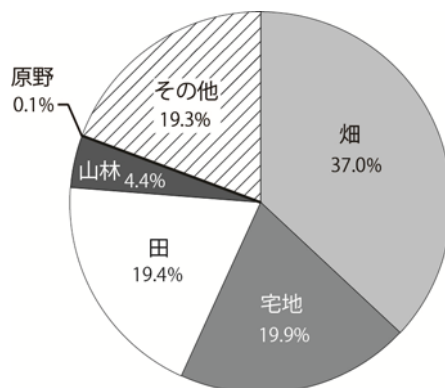
資料:平成22年国勢調査

3) 土地利用

地目別面積の推移を見ると、宅地が増加しています。一方、畑、山林は減少し、田は概ね横ばいとなっています。

平成26年における地目別面積の構成を見ると、畑が37.0%で4割近くを占め、次いで宅地が19.9%、田が19.4%でそれぞれ約2割を占めています。

■ 地目別面積



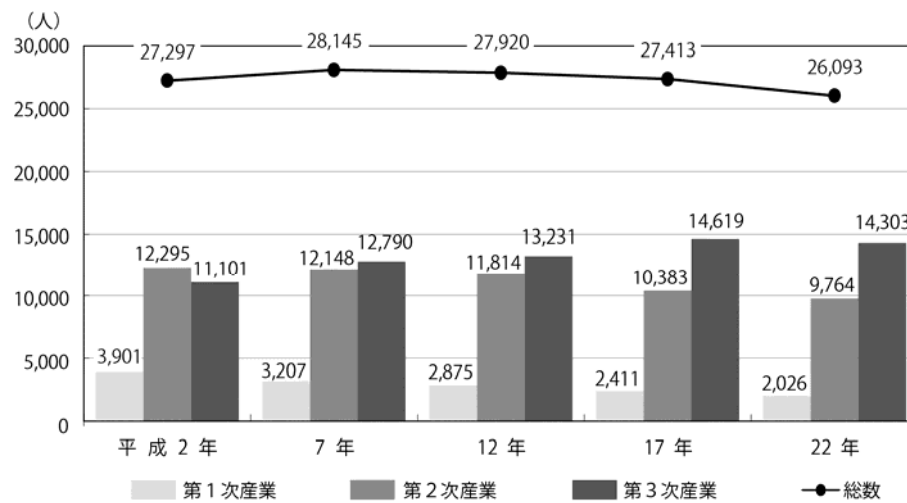
資料:税務課(固定資産概要調書)

4) 就業人口

就業人口構成の推移を見ると、第1次・第2次産業*は減少傾向にあり、第3次産業は増加傾向にあります。

平成22年では、第3次産業が54.8%で半数以上を占めています。一方で、第1次産業は7.8%で1割を切っています。

■ 就業人口構成の推移



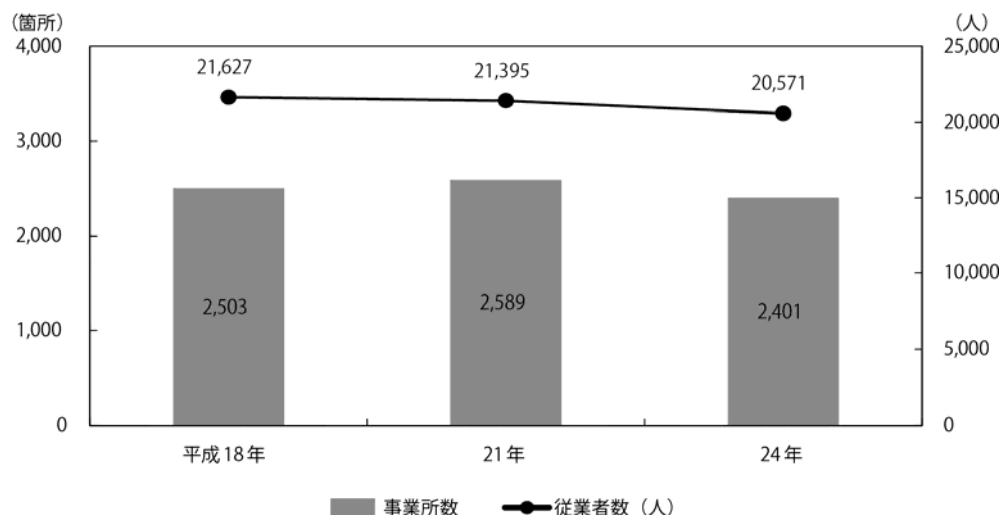
資料: 国勢調査, 経済センサス

5) 事業所数・従業者数

事業所数・従業員数の推移を見ると、事業所数は、平成18年から21年にかけて増加傾向にあったものの、その後、減少傾向に転じており、従業員数は、減少傾向にあります。

平成24年では、事業所数が2,401 か所、従業員数が20,571 人となっています。

■ 事業所数・従業者数の推移



資料: 事業所企業統計調査, 経済センサス

3 - 4 市民意識の概要

結城市民意向調査結果

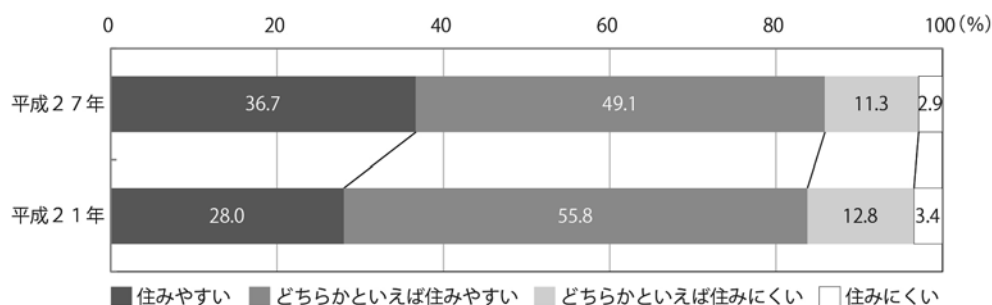
調査概要

- 調査期間：平成27年2月12日～平成27年2月26日
- 調査対象：満18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 回収結果：配布数3,000票 / 回収数1,242票（回収率41.4％）

1) 住みやすさ

- 結城市を「住みやすいまち」と考えている人が大半を占めています。
- また、平成21年からは、「1. 住みやすい」が10％近く高くなっており、全体的に「住みやすい」という傾向がやや強くなっています。

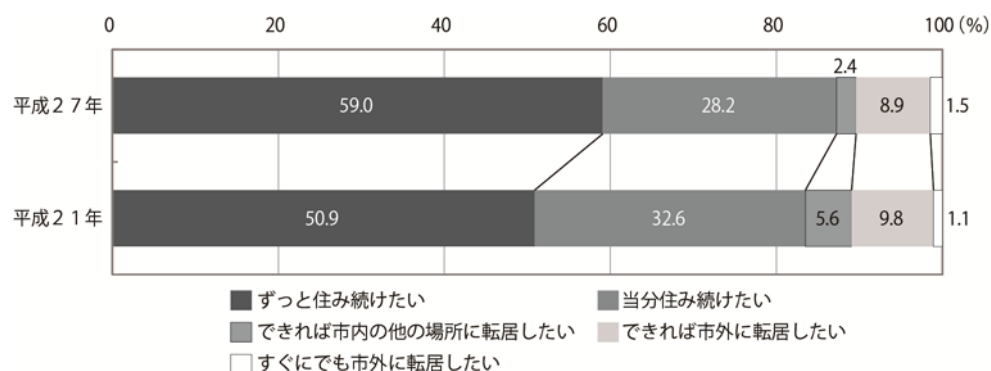
※「住みやすい」＝「1. 住みやすい」＋「2. どちらかといえば住みやすい」



2) 定住意向

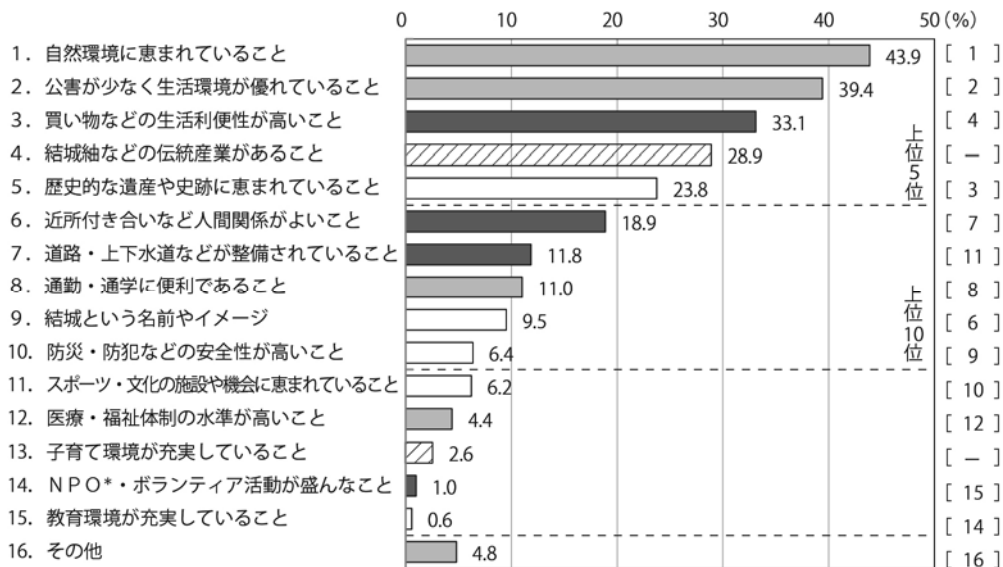
- 引き続き「結城市に住み続けたい」と考えている人が大半を占めています。
- 平成21年からは、「1. ずっと住み続けたい」が10％近く高くなっており、全体的に居住傾向がやや強くなっています。

※「住み続けたい」＝「1. ずっと住み続けたい」＋「2. 当分住み続けたい」
＋「3. できれば市内の他の場所に転居したい」



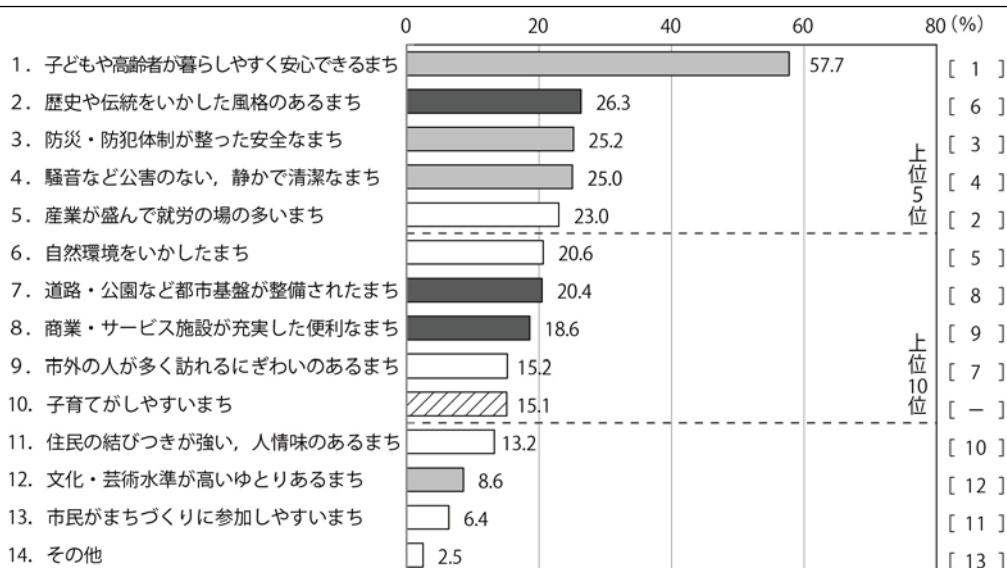
3) 結城市の長所

- 結城市の長所を「自然環境」と捉える人が最も多くなっています。
- また、「生活環境」、「買い物などの生活利便性」の日常の生活環境や、「結城紬などの伝統産業」、「歴史的な遺産や史跡」など、歴史・文化・伝統に一定の評価をしている人も多くなっています。
- 一方で、子育て・教育環境への評価は非常に低くなっています。



4) 結城市の将来像

- 「子どもや高齢者が暮らしやすく安心できるまち」が特に多くなっていますが、結城市の長所として「医療・福祉体制の水準」や「子育て環境」を挙げる人は少なかったことから、今後は、子育て支援・高齢者福祉に関する施策を充実させることが課題になると考えられます。
- また、平成 21 年から「歴史や伝統をいかした風格のあるまち」が順位を上げており、結城紬等の伝統産業や歴史的な遺産や史跡を活用したまちづくりへの期待が高まっていると考えられます。



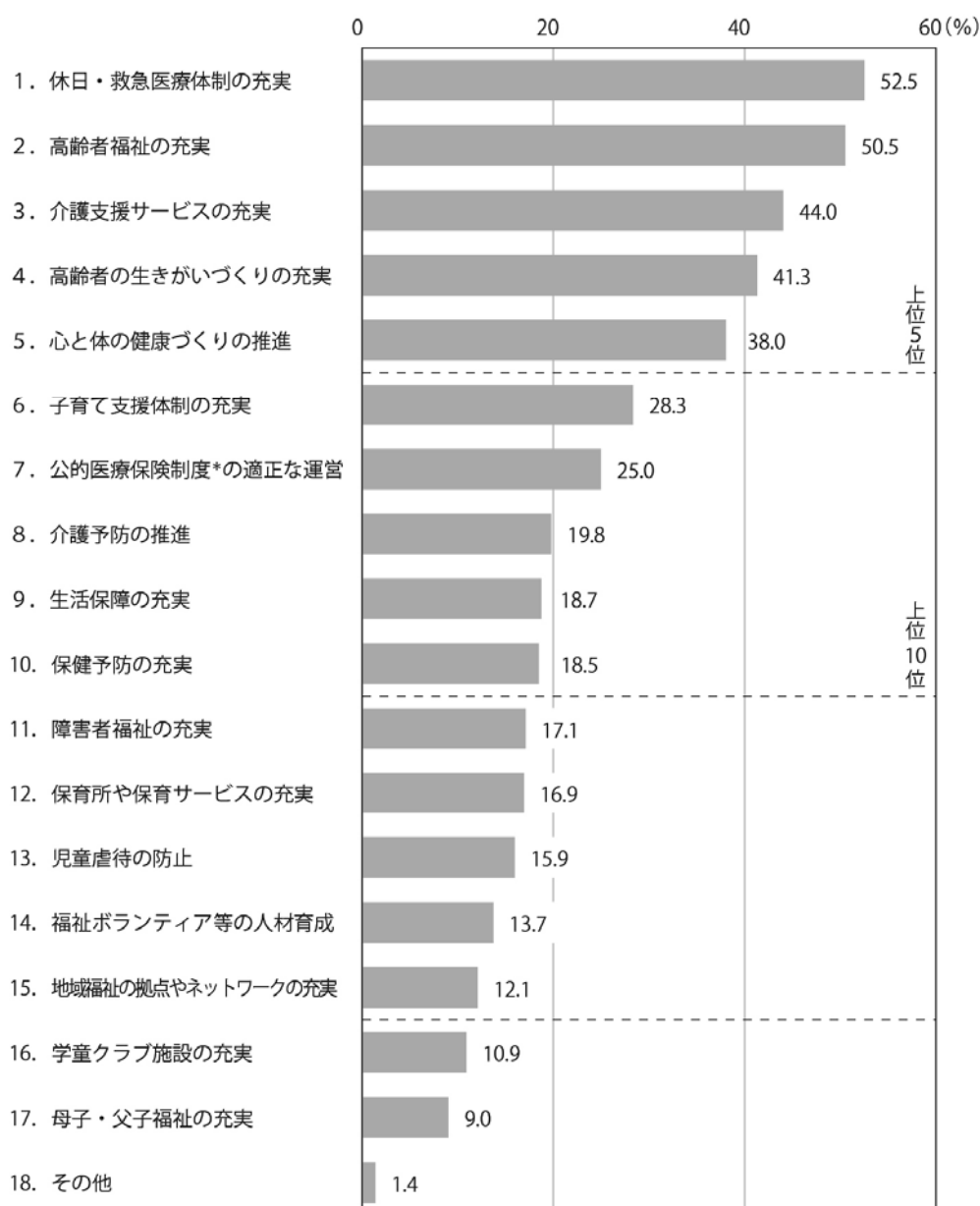
※[] 内の数字は、「第5次結城市総合計画 前期基本計画」における「市民 3,000 人 アンケート調査結果の順位

※棒グラフの模様は、前回の順位との増減

■ 前回より上昇 □ 前回より下降
 ■ 変化無し ▨ 今回、新たに追加した項目

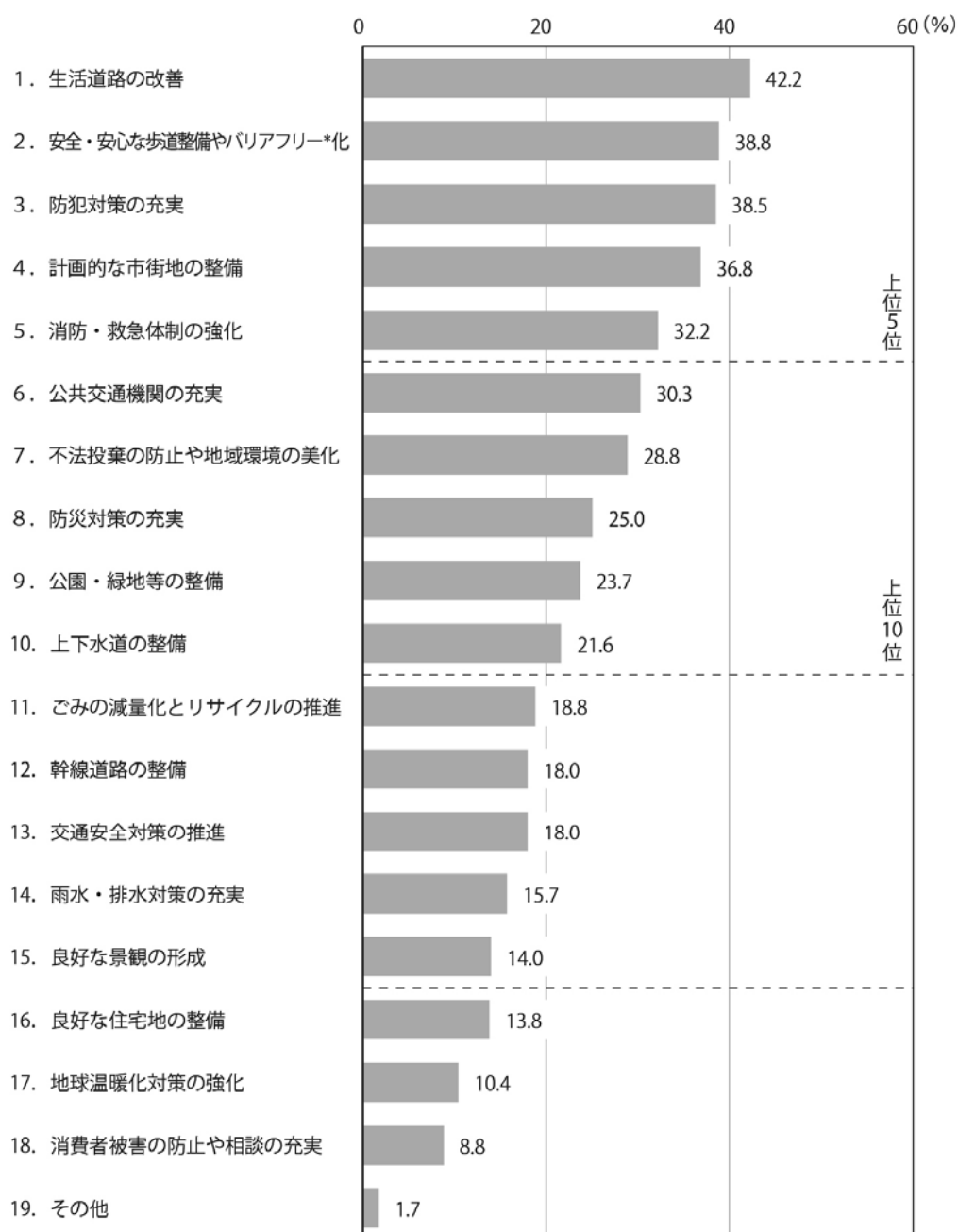
5) 保健・福祉施策における優先事項

- 「休日・救急医療体制」が最も多くなっています。
- また、「高齢者福祉」や「介護支援サービス」、「高齢者の生きがいのづくり」、「心と体の健康づくり」なども上位を占めています。
- これらのことから、医療体制の充実、高齢者福祉・介護支援サービスの充実とともに、医療・介護に頼らない元気な高齢者を増やすため、生涯にわたって健康に暮らせる環境の整備が課題になると考えられます。



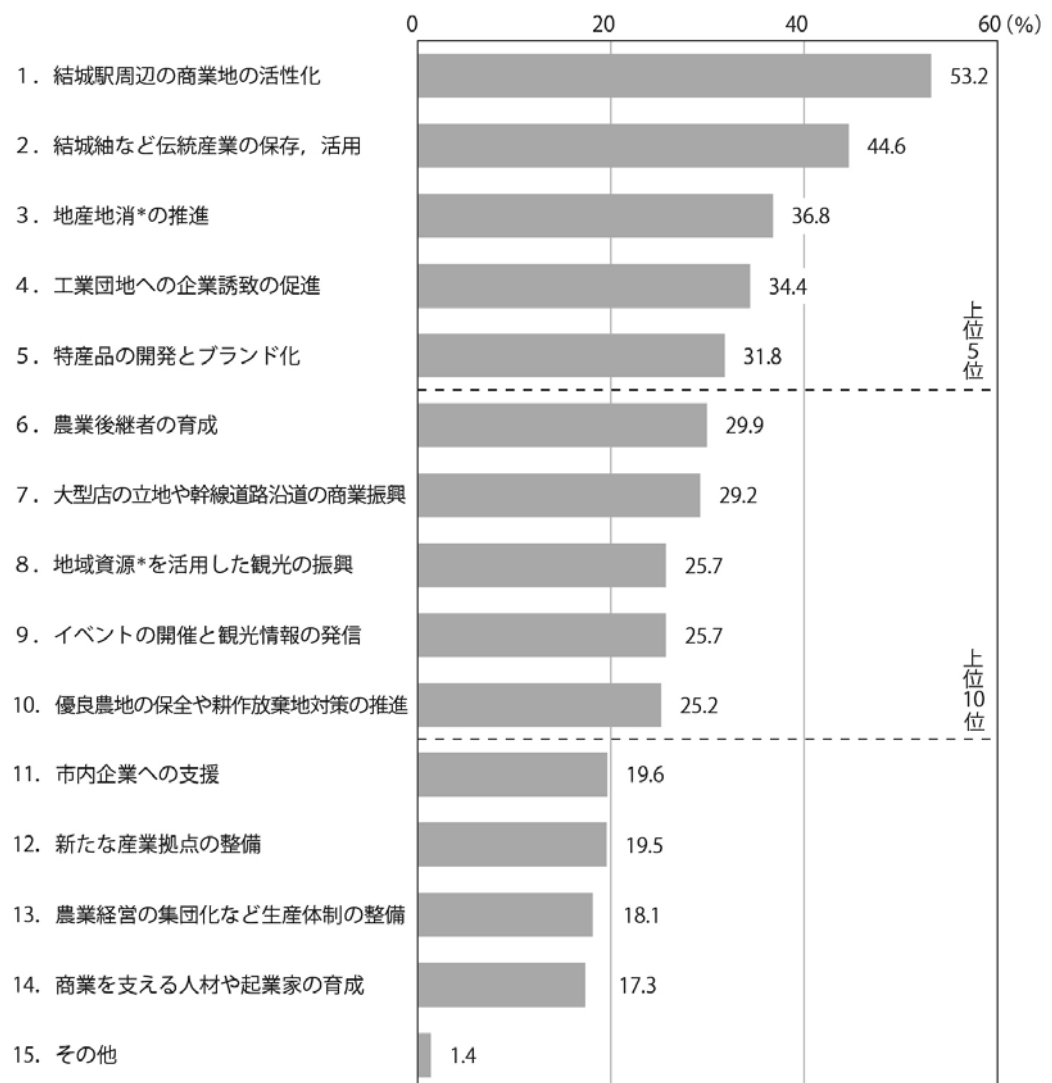
6) 都市・環境施策における優先事項

- 「生活道路の改善」や「安全・安心な歩道整備やバリアフリー*化」などが多く挙げられており、生活に身近な道路や歩行者に優しい道路の整備が課題となっています。
- また、計画的な市街地の整備も多く挙げられており、引き続き、都市計画マスタープランや土地区画整理事業*等による市街地の整備を推進していくことが必要だと考えられます。
- 加えて、「防犯対策の充実」、「消防・救急体制の強化」も高くなっており、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを推進することが求められています。



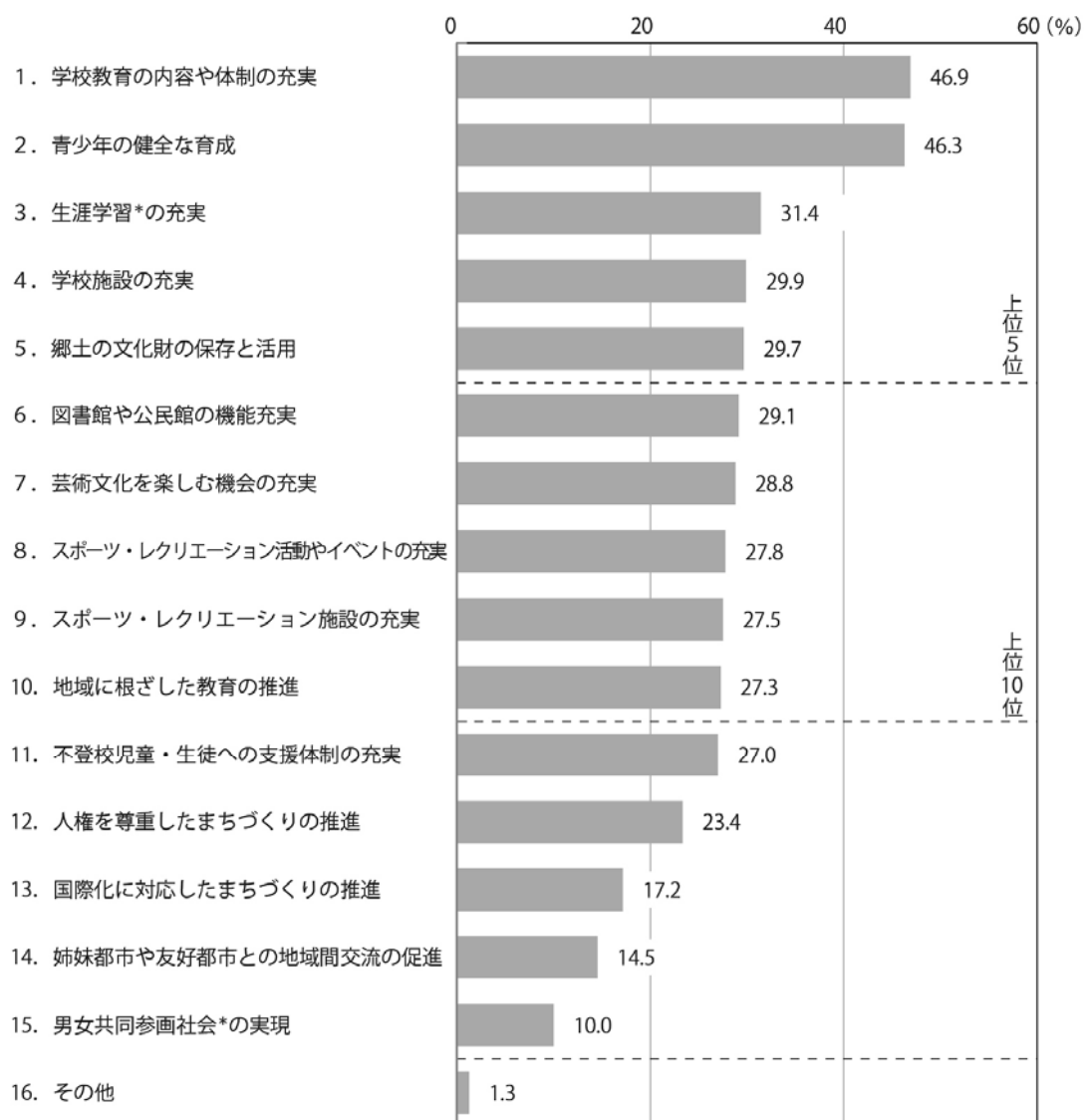
7) 産業振興施策についての優先事項

- 「結城駅周辺の商業地の活性化」が特に多く、中心市街地の活性化に対する関心の高さがうかがえます。
- また、「結城紬など伝統産業の保存、活用」も多くなっており、結城紬がユネスコ無形文化遺産*に登録されたことで、伝統産業への市民の期待が高まっていると考えられます。



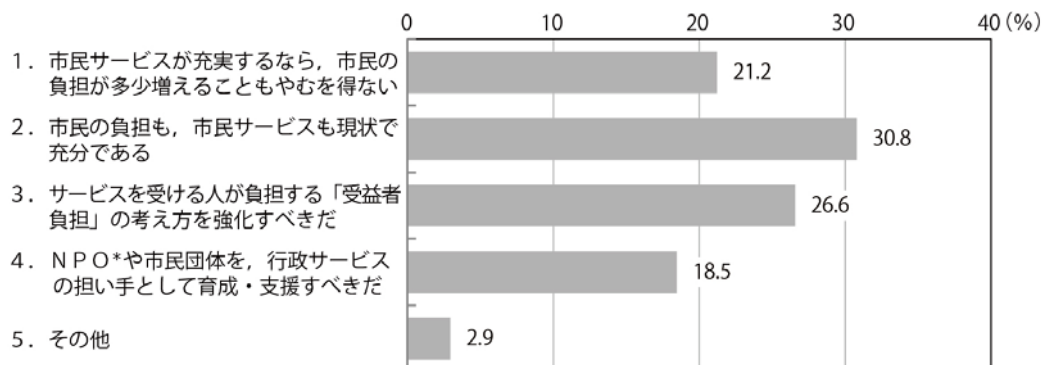
8) 教育・文化施策についての優先事項

○「学校教育の内容や体制の充実」、「青少年の健全な育成」が共に多く、教育・文化施策の中でも、子どもに関する施策を充実させていくことが課題になっていると考えられます。



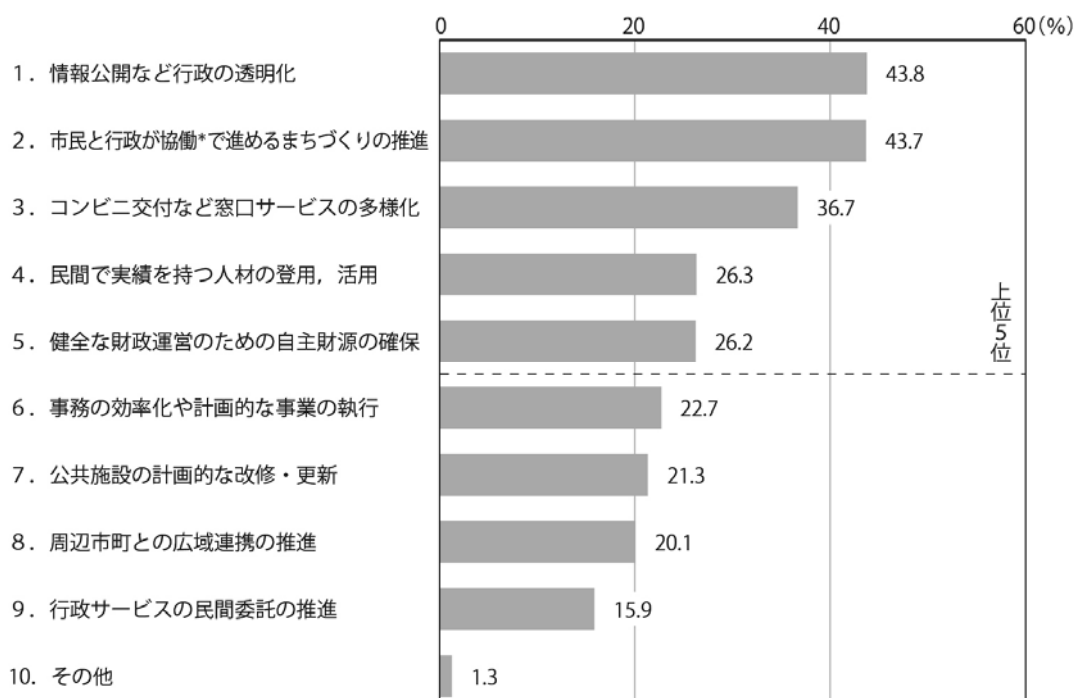
9) 行政サービスの水準と負担について

- 「市民の負担も、市民サービスも現状で充分である」と「サービスを受ける人が負担する「受益者負担」の考え方を強化すべきだ」が共に多く、現状の行政サービスに一定の評価をしつつも、受益者負担をより強化していくことが課題になっていると考えられます。



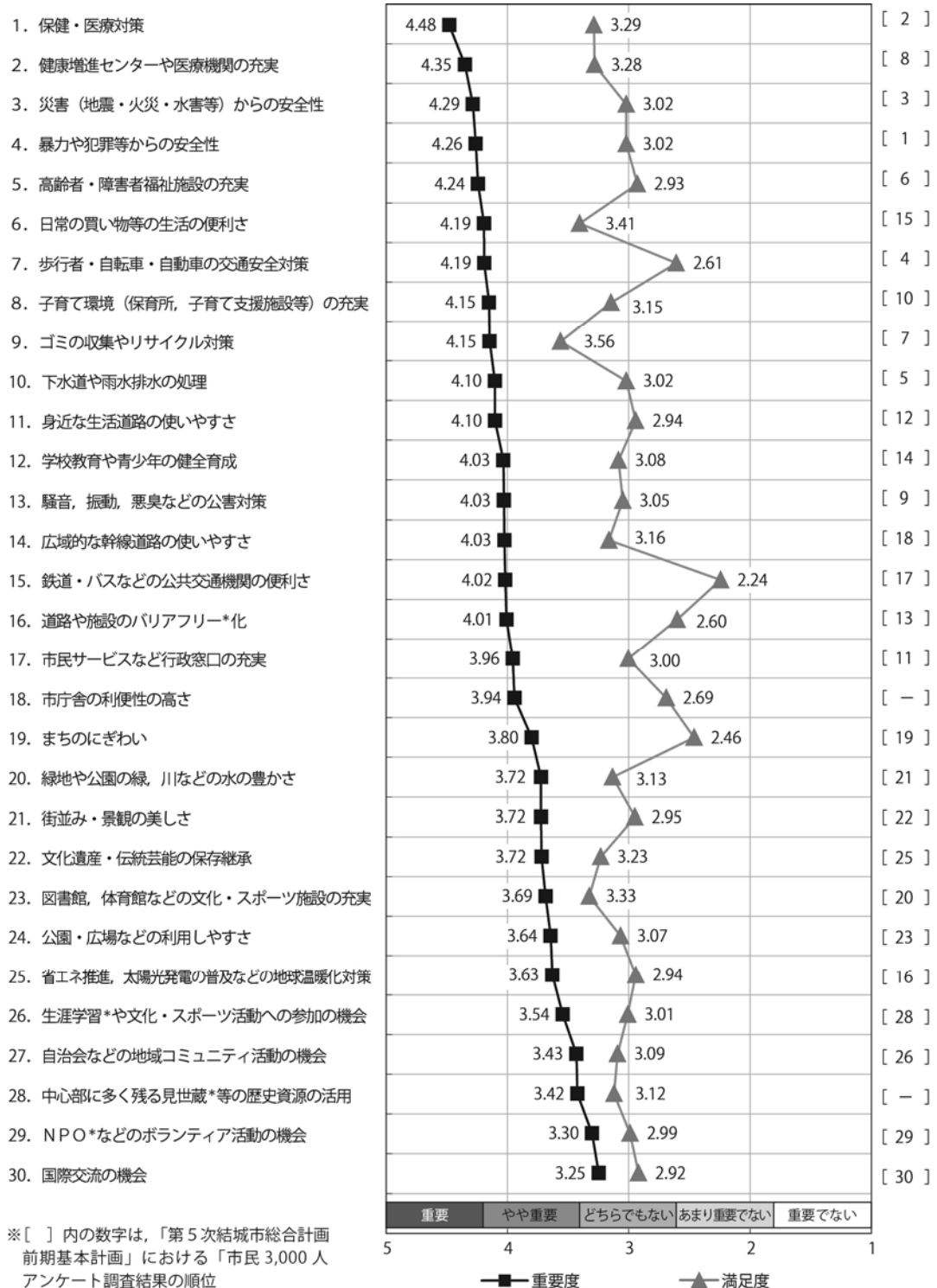
10) 行財政運営に望むこと

- 「情報公開など行政の透明化」と「市民と行政が協働*で進めるまちづくりの推進」が共に多く、市民と行政の双方向の関係を強化させていくことが課題になっていると考えられます。



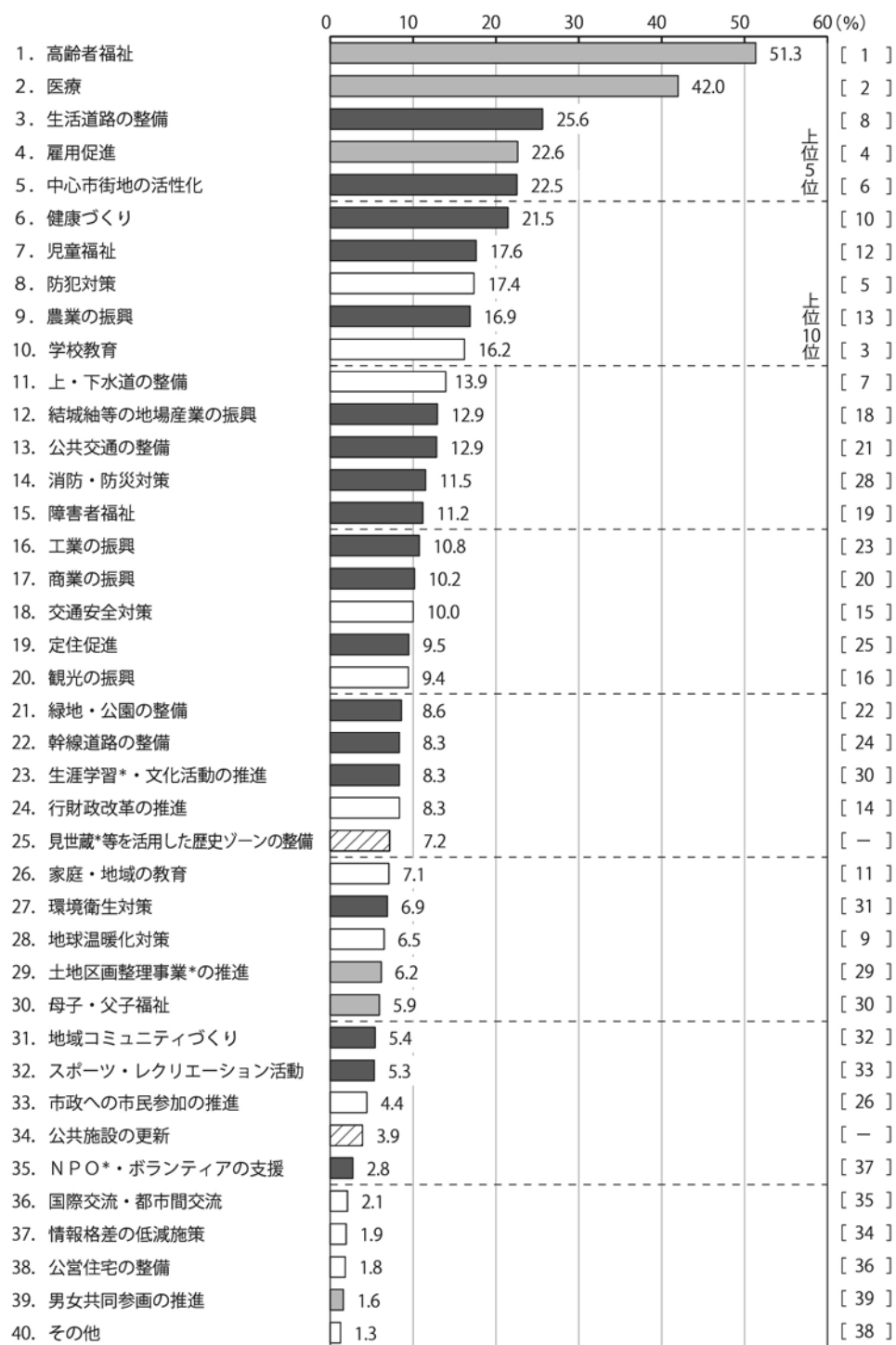
11) 結城市のまちづくりの満足度と重要度

- 重要度では、「保健・医療・健康増進」や、「防災・防犯」、「高齢者・障害者福祉」、「買い物・交通環境」、「子育て環境」などが高くなっています。また、前回と比べて「医療・健康増進」や「買い物利便性」は順位が上がっており、より重要性が高まっています。
- 「公共交通機関の利便さ」、「まちのにぎわい」、「バリアフリー*化」、「交通安全対策」などは、重要度が高いにもかかわらず満足度が低くなっており、特に課題になっていると考えられます。



12) 今後5年間に重点を置いたほうがよいと思う施策

- 「高齢者福祉」や「医療」が前回と同様に特に多く、「雇用促進」や「中心市街地の活性化」も引き続き上位にあることから、今後も重要な課題になると考えられます。
- また、「生活道路の整備」や「健康づくり」、「児童福祉」、「農業の振興」、「結城紬等の地場産業の振興」などが前回よりも順位を上げており、市民の期待や関心が高まっていると考えられます。



※[] 内の数字は、「第5次結城市総合計画 前期基本計画」における「市民3,000人 アンケート調査結果の順位」

※棒グラフの模様は、前回の順位との増減

- 前回より上昇
- 前回より下降
- 変化無し
- ▨ 今回、新たに追加した項目

調査結果まとめ（年齢別のクロス集計より）

- 結城市を「**住みやすいまち**」と考える人が多く、**定住意向が高く**なっています。
- 『若年層』の住み続けたい理由として、「買い物などの生活に便利だから」は少なくなっており、転居したい理由として、「将来発展の可能性」や、「通勤・通学」、「希望する仕事」の不足感を持っています。
これらのことから、**将来発展の可能性や、通勤・通学・買い物等生活環境の利便性、結城市内での雇用**に課題があると考えられます。
- 保健・福祉では、『若年層』の回答で「子育て支援」や「保育サービス」が多くなっており、将来像でも「子育てがしやすいまち」が多くなっている一方、結城市の長所では「子育て環境が充実していること」が下位になっており、**子育てに関する施策を充実していくこと**が課題となります。
加えて、『高齢層』の回答で、「医療」、「福祉」、「介護」、「生きがいづくり」が多く、将来像でも「子どもや高齢者が暮らしやすく安心できるまち」が多く挙げられていることから、**医療・福祉に関する施策を充実していくこと**が課題となります。
- 都市・環境では、身近な生活道路の改善や歩行者の安全性の確保などが、全般的に多く、**身近な生活環境における安全性や利便性**への関心が高くなっています。
- 産業振興では、「既存の商業地の活性化」、「伝統産業の保存・活用」、「地産地消*の推進」、「工業団地への企業誘致」、「特産品の開発とブランド化」など、**既存の地域資源*を保全・活用**したいと考える人が多くなっています。また、結城市の長所では、「伝統産業があること」が多く、将来像で「歴史や伝統をいかした風格あるまち」の期待が高くなっています。
- 教育・文化では、『若・中年層』で「学校教育」や「学校施設の充実」などが多く、『高齢層』では「青少年の健全な育成」などが多くなっており、**学校・地域・家庭における子どもの教育環境づくり**が課題となっています。
- 自治・行財政運営では、「情報公開など行政の透明化」や、「市民と行政が協働*で進めるまちづくりの推進」、「窓口サービスの多様化」を望む人が多くなっていることから、**市民ニーズに対応した情報提供の充実や、協働*のまちづくり**が課題となっています。
- 今後のまちづくりについては、**歴史や伝統文化をいかしつつ、道路・交通の利便性、医療・福祉体制、子育て・教育環境、雇用環境等に関する施策に重点をおくことが重要**と考える人が多くなっています。

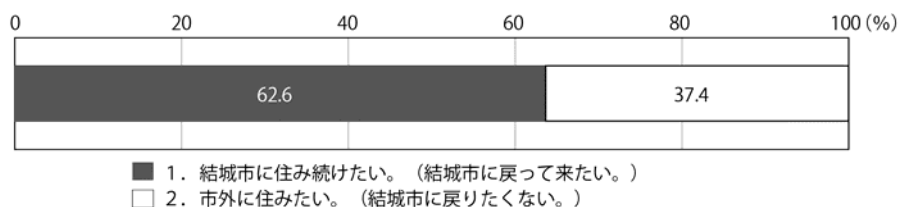
結城のまちづくりに関する新成人アンケート調査結果

調査概要

- 調査期間：平成27年1月10日（土）
- 調査対象：成人式典に出席した新成人
- 調査方法：受付での配布・回収
- 回収結果：配布数426票 / 回収数191票（回収率44.8%）

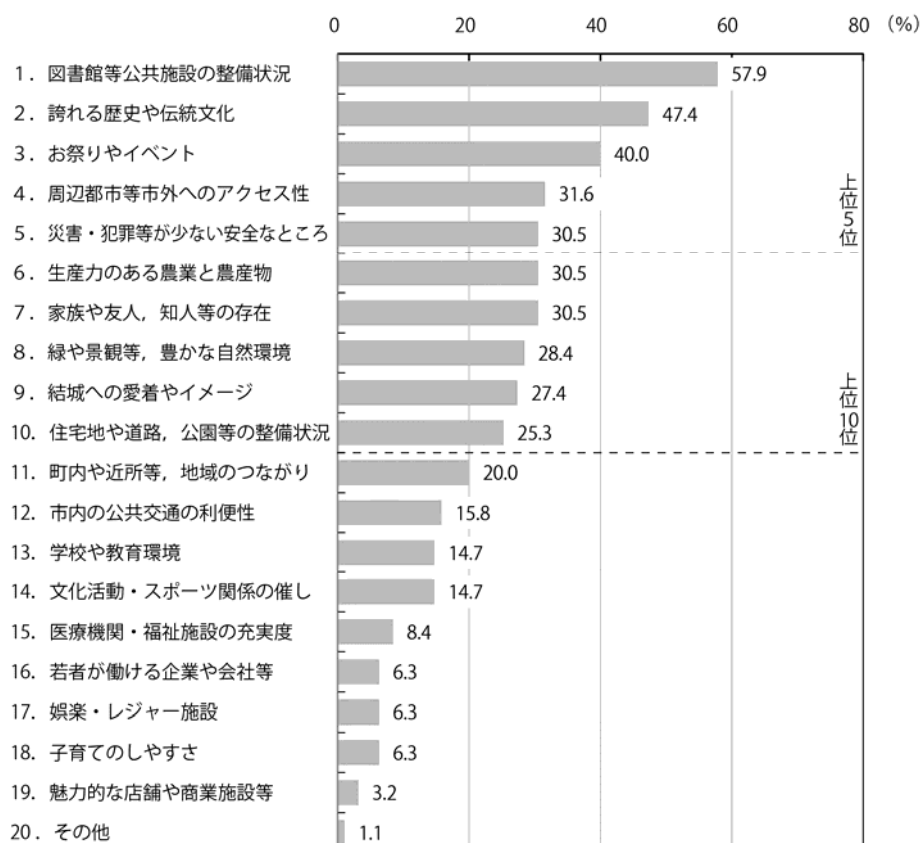
1) 結城市への居住意向

- 約3分の2は居住意向を示しており、居住意向が高くなっています。



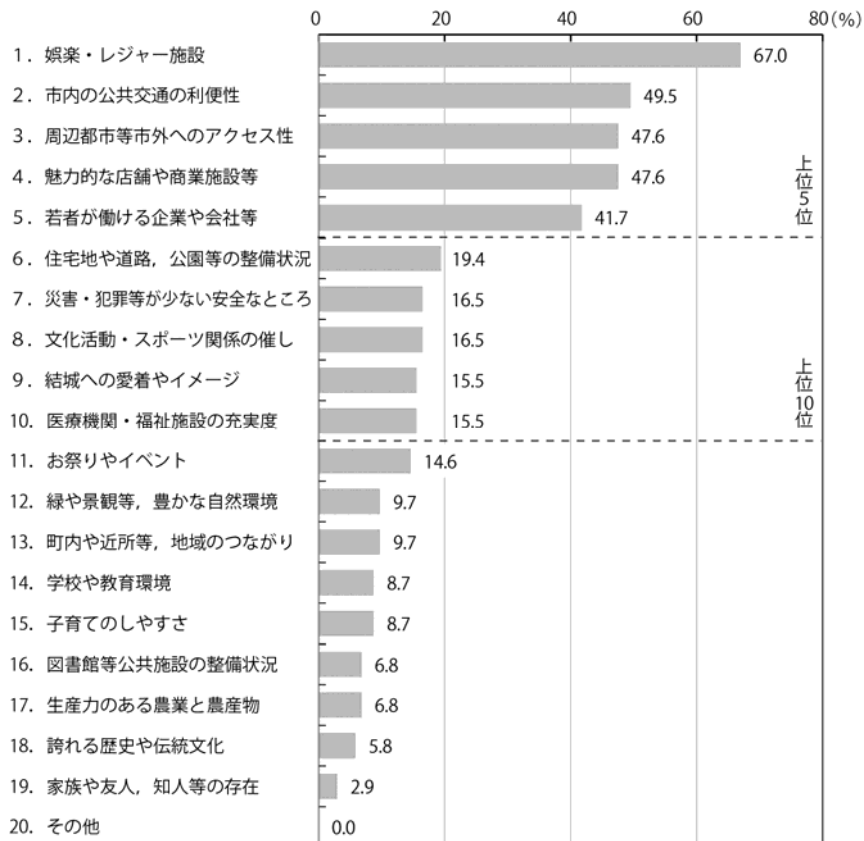
2) 結城市の良いところ

- 「図書館等公共施設の整備状況」、「誇れる歴史や伝統文化」、「お祭りやイベント」が多く挙げられており、新成人にも、結城市の歴史や伝統文化は誇れるものだと考えられています。



3) 結城市の不足しているところ

- 「**娯楽・レジャー施設**」が最も多く、次いで、「**市内の公共交通の利便性**」,「**周辺都市等市外へのアクセス性**」,「**魅力的な店舗や商業施設等**」,「**若者が働ける企業や会社等**」などが多く挙げられており、若い人の生活に必要な施設や交通利便性が不足していると考えられます。
- また、「**子育てのしやすさ**」は良いところ、悪いところともに少なく、新成人はまだ子育てへの関心が低いことがわかります。



調査結果まとめ

- 新成人も、概ね**結城市への居住意向が強く**なっています。
- 良いと思うところを見ると、若い人にも、**歴史や伝統文化、お祭り等が結城市の魅力**として捉えられていると考えられます。
- 不足していると思うところは、行動範囲が広い新成人らしく、**交通アクセスや買い物、レジャー関連が多い**とともに、**地元への居住意向があるため就職先を心配**していることが多くなっています。
- このことから、若者の市内への定住を考えた場合、**歴史や伝統文化、お祭り等をいかしつつ、都心等への通勤・通学といった選択肢を広げられるような交通アクセスの充実や地元就職ができる企業誘致**の検討が考えられます。

本市は、「結城紬」や「見世蔵*」など、様々な地域資源*を有しており、これらを活用した、特色あるまちづくりを進めていくことが大切です。

ここでは、いかすべき「結城市の宝」として、歴史・文化、伝統工芸・伝統産業、イベント・祭り、自然環境、交通、都市基盤、産業の7つの視点から整理しました。

■ 結城市の宝



1) 歴史・文化

本市の旧市街地には、主に明治時代初期から大正時代に建てられた見世蔵*など、歴史的な建築物や古い街並みが残っています。また、市内には、山川不動尊や結城廃寺跡、水野忠邦の墓など、数多くの神社、寺院、史跡などが存在しています。



見世蔵*



結城蔵美術館



山川不動尊



東持寺（うめ寺）



城跡歴史公園



結城廃寺跡



城の内館跡



水野忠邦の墓

2) 伝統工芸・伝統産業

平成22年11月にユネスコ無形文化遺産*登録された「結城紬」をはじめ、桐たんす、桐下駄、まゆ工芸品、酒造、すだれ麩、味噌など、数多くの伝統工芸・伝統産業を有しています。



結城紬の地機織り



結城紬



桐たんす



桐下駄

3) イベント・祭り

さくら祭り、祭りゆうき、物産まつりなど、地域の伝統・文化や産業、自然をいかした特色あるイベント・祭りが開催され、市外からも数多くの観光客が訪れており、市民の暮らしに活気を与え、まちににぎわいをもたらしています。



さくら祭り



結城盆踊り大会



祭りゆうき



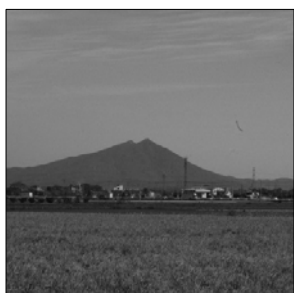
物産まつり

4) 自然環境

鬼怒川や田川、西仁連川等の潤いのある河川、筑波山の眺望や田園風景などの雄大な自然景観、西町緑道や水辺公園、あやめ園等の緑豊かな公園・緑地など、美しく魅力的な自然環境に囲まれています。



鬼怒川



筑波山



水辺公園



山川あやめ園

5) 交 通

J R水戸線は、本市と周辺都市や東京を結ぶ市民の重要な足となっており、特に、結城駅は、市の玄関口となっています。また、新4号国道や国道50号などの幹線道路が通り、交通利便性は高くなっています。



J R 結城駅



新4号国道



国道50号



鬼怒川大橋

6) 都市基盤

市民情報センター，市民文化センターアクロス，鹿窪運動公園等の文化・スポーツ施設や，学校施設，医療・福祉施設など，様々な公共施設が立地しています。また，結城駅の周辺では，土地区画整理事業*等による良好な住宅地が形成されています。



市民情報センター



市民文化センターアクロス



鹿窪運動公園



住宅地

7) 産 業

自然環境や立地利便性をいかし，様々な農業生産が行われるとともに，結城第一工業団地等の工業団地が形成されています。また，結城駅周辺や幹線道路沿道には商業地が形成されるとともに，中心市街地には数多くの観光施設が存在しています。



農業生産



結城第一工業団地



幹線道路沿道



観光物産センター

本市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化してきており、こうした社会潮流に的確に対応したまちづくりを進める必要があります。

ここでは、「社会潮流」として、次の8つの視点から整理しました。

■ 社会潮流の視点

社会潮流の8つの視点

- 1) 少子高齢化・人口減少社会の急速な進展
- 2) 安全・安心なまちづくりに対する意識の高まり
- 3) 地方分権*・地方創生*の推進・戦略的で個性的なまちづくり
- 4) 社会経済情勢の変化と経済活動の広域化・グローバル化*
- 5) 市民協働*のまちづくりの進展
- 6) 市民のライフスタイルや価値観の多様化
- 7) 情報化社会の進展による市民生活の変化
- 8) 持続可能な循環型地域社会*の構築

■ 1) 少子高齢化・人口減少社会の急速な進展

我が国においては、少子高齢化が急速に進行し、人口減少社会を迎えており、年金や健康保険、介護保険等の社会保障費の増大が問題であるとともに、ひとり暮らし高齢者を地域で見守るしくみづくりが必要とされています。

このような中、若い世代の定住を促進するとともに、高齢者がいきいきと暮らせる社会の実現が求められています。

このため、高齢者が知識や経験をいかして活躍できる社会を構築していくとともに、若い世代が安心して子どもを生み育てられる環境づくりや、誰もが安心して医療・介護を受けられる環境づくりに取り組んでいく必要があります。

■ 2) 安全・安心なまちづくりに対する意識の高まり

東日本大震災をはじめとする震災や、集中豪雨などの災害の影響により、防災対策の必要性や、市民の安全に対する意識が高まっています。

また、防犯対策を強化し、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪の増加を防止するなど、市民が安心して暮らせる生活の確保が求められています。

このため、災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域が一体となった防災・防犯体制の構築や、顔の見えるコミュニティづくりを進めていく必要があります。

■ 3) 地方分権*・地方創生*の推進・戦略的で個性的なまちづくり

国、県及び市の役割分担を明確にしながら、主体性及び自立性のある地方自治への転換を図るなど、地方分権*・地方創生*の推進が求められています。

また、地域の特性をいかした施策展開及び固有資源を活用するなど、他自治体との差別化を図る戦略的で個性的なまちづくりが求められています。

このため、組織的な政策形成能力の向上に努め、多様化・高度化する市民ニーズに対応したきめ細やかな行政サービスを行うとともに、成果を重視した行政運営を進める必要があります。

■ 4) 社会経済情勢の変化と経済活動の広域化・グローバル化*

世界の金融・経済動向や少子高齢化による労働人口の減少とともに、我が国の社会経済情勢や雇用状況は大きく変化しています。

また、情報化社会の発達や交通網・物流システムの高度化などにより、経済活動の広域化やグローバル化*が進展しています。

このため、既存の産業を活性化するとともに、新たな地域産業の育成と雇用の創出を図り、広域化・グローバル化*に対応した人材の育成を進めていく必要があります。

■ 5) 市民協働*のまちづくりの進展

近年、市民参加によるまちづくりへの関心や必要性が高まっており、多様化・高度化する市民ニーズに対応したきめ細かな行政サービスを実現するためには、行政による市民への積極的な情報提供や、市民の主体的なまちづくり活動への支援を進めていくことが求められています。

このため、自治会・NPO*法人・各種ボランティア団体等の自主的な活動への支援を行うことによって育成を図り、同時に市民と行政のそれぞれの役割を明確にし、協働*のまちづくりを推進していく必要があります。

6) 市民のライフスタイルや価値観の多様化

近年、社会経済状況の変化に伴い、市民のライフスタイルや価値観の多様化が進み、「物の豊かさ」よりも、「生活の質」や「心の豊かさ」が求められています。

そのような中、健康増進、スポーツ・レクリエーション、文化活動など、余暇を利用した身近な活動への関心が高まっています。

一方で、世帯の核家族化や単身世帯の増加により、地域の人間関係が希薄化している傾向にあります。

このため、地域活動を支援しコミュニティの再構築を図り、ともに生き、ともに学び、ともに支えあう社会を形成していく必要があります。

7) 情報化社会の進展による市民生活の変化

情報通信技術の急速な発達により、スマートフォンやタブレットなどの情報端末が飛躍的に普及し、市民を取り巻く生活環境は大きく変化しました。

また、ソーシャルネットワークサービス*など、情報通信によるネットワークは、コミュニケーションツールとして定着しています。

一方で、情報端末を使用できない市民も存在することを認識する必要があります。

このため、情報通信を活用した行政サービスの充実を進めるとともに、様々な情報伝達方法を確保しながら、誰もが必要とときに必要な情報やサービスを利用できる高度情報社会（ユビキタスネットワーク*）を形成していく必要があります。

8) 持続可能な循環型地域社会*の構築

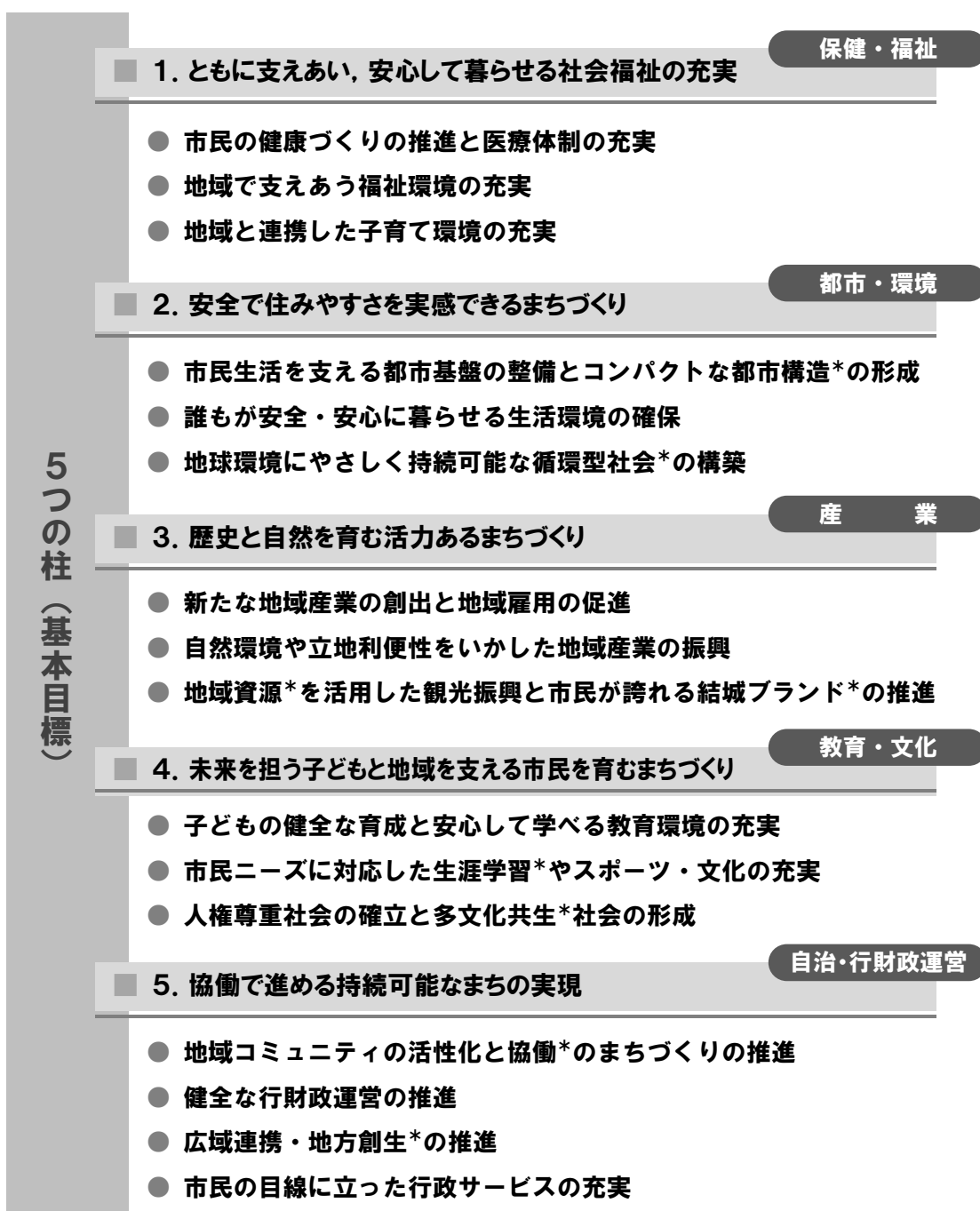
地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題への対策、河川や平地林等の身近な自然環境の保全及び地域の美化活動など、様々な環境問題を解決するため、市民一人ひとりが積極的に環境保全・共生に取り組んでいくことが求められています。

このため、環境負荷軽減のための技術革新やライフスタイルの変革に加え、自然環境や農村環境の保全など、市民、企業、行政がそれぞれの役割を果たしながら、環境にやさしく持続可能な循環型社会*を構築していく必要があります。

計画の策定にあたっては、結城市を取り巻く社会潮流や市民意識など、近年の動向や市民ニーズ等に即した計画課題を整理・分析することが大切です。

この計画課題については、策定市民会議（資料編 P.148）や、職員で構成されたワーキングチームの議論等を踏まえ、総合計画の5つの柱（基本目標）毎に、以下のように整理されました。

■ 計画課題の体系



1. ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実

● 市民の健康づくりの推進と医療体制の充実

市民の健康に対する意識を高めつつ、市民の健康増進や、医療体制の強化に取り組むとともに、地域住民がともに支え合う仕組みを充実させるなど、住み慣れた家庭や愛着がある地域で、誰もが健康でいきいきと暮らすことができる環境を整備することが必要です。

● 地域で支えあう福祉環境の充実

高齢者・障害者（児）福祉サービス、母子・父子福祉サービス、及び低所得者支援施策の充実や、高齢者の生きがい・健康づくりの推進とともに、地域全体で高齢者・障害者（児）を支える仕組みを充実させるなど、誰もが安心して暮らせる環境を整備することが必要です。

● 地域と連携した子育て環境の充実

少子化対策の一環として、若い世代の子育てへの不安を取り除くため、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりや子育て支援など、地域と連携した子育て支援の仕組みを構築していくことが必要です。

2. 安全で住みやすさを実感できるまちづくり

● 市民生活を支える都市基盤の整備とコンパクトな都市構造*の形成

市民の憩いの場となる公園や、地域の風土や文化をいかした落ち着いた景観、ゆとりのある良好な住環境、交通弱者に配慮した快適で利便性の高い道路・公共交通など、市民生活を支える質の高い都市基盤を整備するとともに、都市と農村のバランスのとれたコンパクトな都市構造*の形成により、まちの魅力を高め、多様なライフスタイルに対応しながら、定住人口を確保していくことが必要です。

● 誰もが安全・安心に暮らせる生活環境の確保

災害や犯罪から市民生活を守るため、災害に強い生活基盤の整備や、地域が一体となった防災・防犯体制の充実、消防・救急体制の強化、健全な消費社会の実現など、誰もが安全・安心に暮らせる生活環境の確保が必要です。

● 地球環境にやさしく持続可能な循環型社会*の構築

地球環境にやさしいまちづくりの実現のため、市民一人ひとりが環境の大切さを十分に理解するとともに、地球温暖化対策の推進や、自然環境の保全や再生、地域の美化活動の推進、適正な排水処理の推進などにより、環境負荷が少なく、環境に配慮した、持続可能な循環型社会*を構築していくことが必要です。

3. 歴史と自然を育む活力あるまちづくり

● 新たな地域産業の創出と地域雇用の促進

社会経済情勢の変化や労働環境の変化、働き方の多様化などに対応しながら、企業経営・雇用の安定化や、結城の発展に寄与する新たな産業の創出、工業団地の拡大、地域産業を支える人材の育成などにより、若者のニーズに対応した地域雇用の確保や、若い世代が安心して働くことのできる環境の整備が必要です。

● 自然環境や立地利便性をいかした地域産業の振興

豊かな自然環境をいかしながら、農業経営基盤の強化や、農業の生産性向上、農業後継者・担い手の確保と育成、地産地消^{*}の推進等を実現するため、農地基盤整備等の事業により、特色ある農業の振興と活性化を図る必要があります。

また、立地利便性をいかした新たな企業の工業団地への誘致、地域密着型の産業育成等による地域産業の活性化とともに、中心市街地の活性化などによる魅力と活気にあふれた商業の振興が必要です。

● 地域資源^{*}を活用した観光振興と市民が誇れる結城ブランド^{*}の推進

蔵造りの街並み等の豊かな地域資源^{*}を活用した観光振興により、活気にあふれたにぎわいのあるまちづくりを推進するとともに、結城紬をはじめとする伝統産業の振興や、市民が誇れる伝統工芸の保存・継承、農商工が連携した特産品の開発により、魅力的で特色ある結城ブランド^{*}の推進を図ることが必要です。

4. 未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり

● 子どもの健全な育成と安心して学べる教育環境の充実

少子高齢化や国際化などの変化に対応した教育内容及び学校施設の充実や、小中一貫教育の推進、学区・学校の再編など、子どもたちが健やかに育ち、安心して学ぶことができる教育環境を整備することが必要です。

● 市民ニーズに対応した生涯学習^{*}やスポーツ・文化の充実

市民のライフステージや多様なニーズに対応しながら、生涯学習^{*}や地域教育の充実など、誰もが生涯を通じてともに学べる環境を整備するとともに、スポーツ・レクリエーションや文化・芸術活動及び施設の充実など、誰もが豊かな時間を過ごせる環境を整備することが必要です。

● 人権尊重社会の確立と多文化共生社会^{*}の形成

人権意識の高揚により、差別がなく、自由・平等で市民の人権が尊重される社会を確立するとともに、男性と女性が互いに尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会^{*}を推進することが必要です。

また、国際化・グローバル化^{*}の進展に伴い、国や地域を越えて活躍できる人材の育成・確保や、国際交流・地域間交流の促進など、多文化が共生する社会を形成することが必要です。

5. 協働で進める持続可能なまちの実現

● 地域コミュニティの活性化と協働*のまちづくりの推進

市民が主体的にまちづくりに参加・参画できる環境の整備とともに、まちづくりの主体となる市民・企業・行政等が、それぞれの特性をいかし、責任や役割分担を明確にしながら、地域課題の解決を図っていくため、協働*のまちづくりを推進していく必要があります。

また、自治会、NPO*、ボランティア等の市民団体の活動の充実による地域コミュニティの活性化を図る必要があります。

● 健全な行財政運営の推進

社会経済情勢の変化や地方分権*型社会の進展に伴い、行財政改革による効率的で質の高い行財政運営を確立していく必要があります。

● 広域連携・地方創生*の推進

日常生活圏の広域化に伴い、各都市が魅力や個性を発揮できる定住自立圏*等の広域的な連携の推進や、地方創生*の推進を図る必要があります。

● 市民の目線に立った行政サービスの充実

市民の多様なニーズに対応しながら、市民の目線に立ったきめ細かな行政サービスの充実を進めるとともに、高度情報化の進展に伴い、情報セキュリティ対策を強化しつつ、情報通信技術を活用した情報公開の推進や、行政サービスの利便性向上を進めていく必要があります。

後期基本計画

□ 重点プロジェクト	37
□ 体系別計画	45

■ 重点プロジェクト

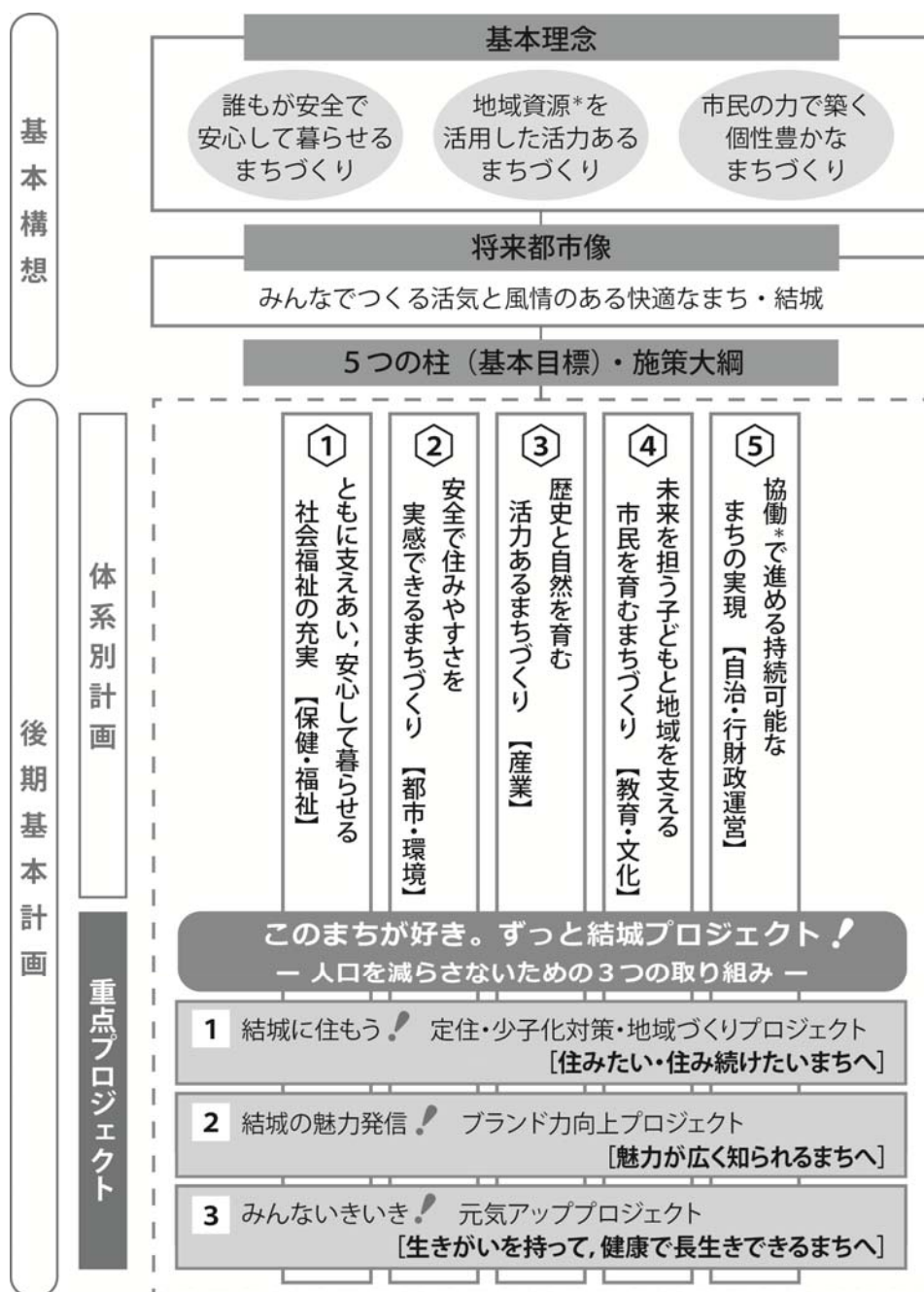
1	重点プロジェクトの位置づけ	38
2	重点プロジェクトの構成	39
3	重点プロジェクトの内容	40

1 重点プロジェクトの位置づけ

重点プロジェクトは、本市の将来都市像の実現に向けて、5つの体系別計画の各施策・事業の中から、今後特に重点的かつ戦略的に推進する取り組みについて、横断的な3つの視点でとりまとめたものです。

また、「結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略*」では、この重点プロジェクトに基づき、「地域における安定した雇用を創出すること」、「地域への新しい人の流れをつくること」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえること」、「時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域の連携を深めること」を具現化・達成するための施策や事業に取り組み、特色あるまちづくりを進めていきます。

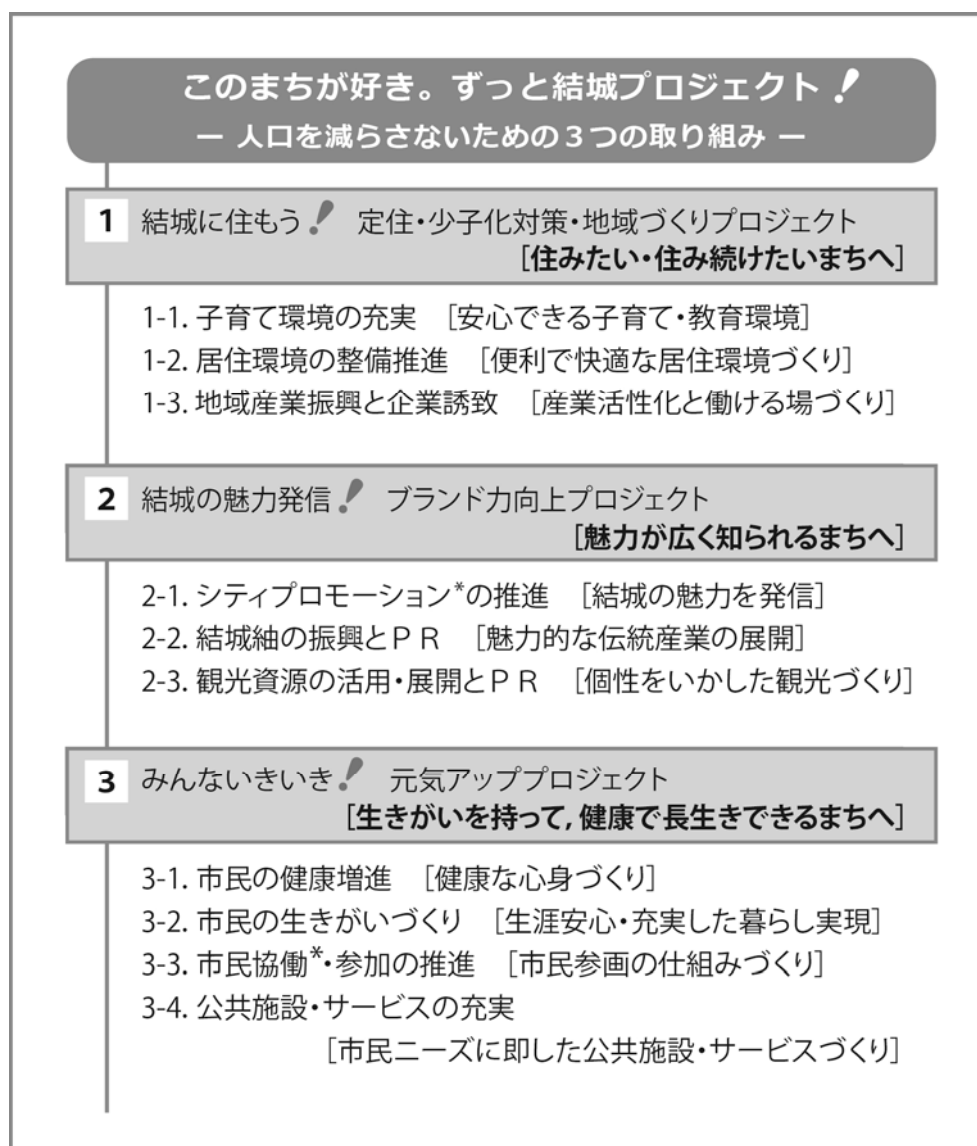
■ 重点プロジェクトの位置づけ



本市における「未来に向かって成長し続けるまちづくり」の実現にあたっては、現実的な人口減少・少子高齢社会の到来に対処するため、結城の魅力や個性をいかしながら、「結城に住んでもらい、住み続けてもらうこと」、「結城の魅力が広く知られること」、そして「市民が生きがいを持って、健康で長生きできること」に重点的に取り組み、可能な限り現在の人口を維持して行くことが大切です。

そのため、重点プロジェクトは、「このまちが好き。ずっと結城プロジェクト」という基本テーマのもと、「結城に住もう！ 定住・少子化対策・地域づくりプロジェクト」、「結城の魅力発信！ ブランド力向上プロジェクト」、「みんないきいき！ 元気アッププロジェクト」の3つで構成されています。

■ 重点プロジェクトの構成



1 結城に住もう！ 定住・少子化対策・地域づくりプロジェクト

[住みたい・住み続けたいまちへ]

結城で安心して子どもを生み、育てられるようにするため、地域と連携した子育て・教育環境の充実などを進めます。

また、誰もが安心・安全に暮らすことのできる便利で快適な居住環境づくりを進めるとともに、少子高齢化や人口減少社会を見据えた、積極的な定住化促進や企業誘致などにより、結城市に人や産業を呼び込む環境づくりを進めます。

1-1 子育て環境の充実 [安心できる子育て・教育環境]

地域と連携しながら、子どもや保護者のニーズ、また子どもの成長段階に応じたきめ細かな支援により、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

さらに、子どもが健やかに成長し、個性や能力を発揮できるようにするため、時代の変化や少子化に適応した、地域が一体となった教育環境づくりを進めます。

重点事業

- 地域施設を活用した子育て支援の推進 [集いの場推進事業] ——— 【1-3-①-2】 P. 57
- 協働*による子育て支援の充実 [放課後子ども教室推進事業] ——— 【1-3-①-3】 P. 57
- 保護者のニーズに合わせた保育サービスの充実
[特別保育事業、放課後児童健全育成事業] ——— 【1-3-②-1】 P. 57
- 子育て支援体制の充実 [ファミリーサポートセンター*事業] ——— 【1-3-③-1】 P. 58
- 子育て支援拠点の充実 [子育て支援センター運営事業] ——— 【1-3-③-2】 P. 58
- 子育て相談の実施 [家庭児童相談室運営事業] ——— 【1-3-③-3】 P. 58
- 子育てに係る経済的負担の軽減 [少子化対策医療費助成事業] ——— 【1-3-③-4】 P. 59
- 子どもの生命と健康を守り育てるための支援 [乳児家庭全戸訪問事業] — 【1-3-③-5】 P. 59
- 子ども地域支援連携事業の充実 [子ども地域支援連携事業] ——— 【1-3-③-6】 P. 59
- 外国語教育の充実 [小学校英語活動推進事業] ——— 【4-1-①-7】 P. 114
- 学校図書館の運営 [巡回図書事業] ——— 【4-1-①-8】 P. 114
- コンピューター教育 [ICT*整備事業] ——— 【4-1-①-10】 P. 115
- 学校施設・設備の充実 [学校施設大規模改修事業] ——— 【4-1-②-1】 P. 115
- 教育関係組織との連携 [子ども地域支援連携事業] ——— 【4-1-③-1】 P. 116
- 家庭における教育力の強化 [家庭教育支援事業] ——— 【4-2-②-1】 P. 120

1-2

居住環境の整備推進 [便利で快適な居住環境づくり]

立地利便性をいかした計画的な市街地の整備や、自然環境をいかした田園居住の推進とともに、良好な景観の形成などにより、魅力的な居住環境づくりを進めます。

また、計画的な道路の整備とともに、高齢社会に対応した交通手段の確保などにより、利便性が高く、誰もが安全で快適に移動できる多様な道路・交通ネットワークの形成を進めます。

重点事業

- 地域活性化拠点の形成 [山川不動尊周辺地区整備事業] ————— 【2-1-②-2】 P. 72
- 公園・緑地の整備 [公園施設改修事業] ————— 【2-1-②-3】 P. 72
- 地域特性に合わせた景観の形成 [景観計画策定事業] ————— 【2-1-③-1】 P. 72
- 住環境整備の計画的推進 [住生活基本計画の策定] ————— 【2-2-①-1】 P. 75
- 新市街地の形成 (南部地域)
[結城南部第二・第三・第四土地区画整理事業*] ————— 【2-2-①-2】 P. 75
- 住環境の整備 (北部地域)
[富士見町・逆井・四ツ京土地区画整理事業*の促進・支援] ————— 【2-2-①-3】 P. 75
- 市営住宅の改修 [市営住宅マスタープランの推進] ————— 【2-2-①-4】 P. 76
- 道路排水の整備推進 [市道排水整備事業] ————— 【2-2-②-2】 P. 76
- 快適に移動できる道路の整備 [道路改良事業] ————— 【2-3-①-2】 P. 78
- 交通弱者等の交通手段の確保 [巡回バス運行事業] ————— 【2-3-②-3】 P. 79
- 防災訓練等の実施 [防災行政無線整備事業] ————— 【2-4-①-2】 P. 82
- 雨水の適正処理 [逆井調整池整備事業] ————— 【2-4-①-6】 P. 82
- 安全に利用できる道路管理 [交通安全施設整備事業] ————— 【2-4-③-1】 P. 83
- 地域産業の活性化 [住宅リフォーム資金補助金] ————— 【3-2-②-4】 P. 100

1-3

地域産業振興と企業誘致 [産業活性化と働ける場づくり]

魅力と強みのある質の高い農業や、地域経済の活性化に寄与する工業、まちのにぎわいを創出する魅力的な商業など、地域に根ざした活力のある産業環境づくりを進めます。

また、農業の担い手の確保・育成に向けた支援や、産業の拠点となる工業団地の整備と積極的な企業誘致、商店街の空き店舗を活用した起業への支援などにより、若者が結城で働くことのできる魅力ある産業と雇用の創出を進めます。

重点事業

- 農業生産集団の育成 [集落営農*組織育成事業] ————— 【3-1-①-4】 P. 95
- 地産地消*の推進 [地産地消*推進事業] ————— 【3-1-①-5】 P. 95
- 地域における担い手農業者の確保・育成 [地域担い手確保・育成事業] ————— 【3-1-②-1】 P. 96
- 工業振興計画の策定と推進 [工業振興計画の策定] ————— 【3-2-①-1】 P. 100
- 企業誘致の促進 [企業誘致促進事業] ————— 【3-2-③-1】 P. 101
- 産業拠点の形成 [工業団地整備推進事業] ————— 【3-2-③-2】 P. 101
- 立地企業の支援 [産業PR推進事業、産学官交流事業] ————— 【3-2-③-3】 P. 101
- 商業観光計画の策定と推進 [商業観光計画の策定] ————— 【3-3-①-1】 P. 103
- 空き店舗の利活用 [空き店舗活用事業] ————— 【3-3-②-3】 P. 104

2 結城の魅力発信！ ブランド力向上プロジェクト

【魅力が広く知られるまちへ】

魅力や個性が広く知られるまちを目指すため、立地利便性や地域資源*をいかした魅力の発信によるブランド力の向上など、総合的かつ計画的なシティプロモーション*・結城ブランド*の推進とともに、伝統産業及び観光の振興を進めます。

2-1 シティプロモーション*の推進 【結城の魅力を発信】

本市の魅力・価値を最大限に発揮し、市内外に効果的かつ継続的に発信することで、結城の個性化・差別化や、結城の知名度やイメージの向上を図るため、総合的かつ計画的なシティプロモーション*や結城ブランド*を推進します。

重点事業

- 農産物のブランド化 [銘柄産地推進事業] ————— 【3-1-①-3】 P. 95
- 地域資源*を活用した観光の振興 [商業観光計画の策定] ————— 【3-4-①-1】 P. 106
- フィルムコミッション*推進 [フィルムコミッション*推進事業] ——— 【3-4-③-1】 P. 107
- PR活動等の充実 [市PR事業,
シティプロモーション*事業, 結城ブランド*推進事業] — 【5-1-②-1】 P. 134
- ふるさと結城応援寄附金の推進 [ふるさと結城応援寄附金の推進] — 【5-2-②-3】 P. 138

2-2 結城紬の振興とPR 【魅力的な伝統産業の展開】

ユネスコ無形文化遺産*に登録された結城紬の技術を保存・伝承するとともに、市民に親しみやすいイベントや体験教室等の開催により、結城を代表する伝統産業としての振興やPRを進めます。

重点事業

- 結城紬の保存・伝承 [本場結城紬技術習得奨励金事業] ————— 【3-5-①-1】 P. 109
- 体験学習の実施 [紬のふるさと体験授業] ————— 【3-5-①-2】 P. 109
- 伝統産業の振興 [結城紬振興事業] ————— 【3-5-②-1】 P. 110
- 結城紬のPR [きものday結城の開催] ————— 【3-5-②-2】 P. 110

2-3 観光資源の活用・展開とPR 【個性をいかした観光づくり】

見世蔵*や神社、寺院、史跡などの誇れる歴史・伝統や文化等を保存しつつ、観光資源として活用・展開を図ることで、本市に訪れる人を増やし、観光による地域の活性化を進めます。

重点事業

- 地域特性に合わせた景観の形成 [蔵の街並み形成事業] ————— 【2-1-③-1】 P. 72
- 中心市街地活性化事業 [(株) TMO*結城支援事業] ————— 【3-3-④-1】 P. 104
- 地域資源*を活用した観光の振興 [結城百選推進事業] ————— 【3-4-①-1】 P. 106
- 結城廃寺跡の整備 [結城廃寺跡整備事業] ————— 【4-4-②-1】 P. 125
- 文化遺産の調査・保存・活用 [結城蔵美術館運営事業] ————— 【4-4-②-2】 P. 125

3 みんないきいき！ 元気アッププロジェクト

【生きがいを持って、健康で長生きできるまちへ】

少子高齢社会を見据え、子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたって健康な生活を送り、安心して暮らすことができるよう、市民の健康を保持・増進するための取り組みや、地域で互いに支えあう体制の充実とともに、市民の生きがいづくりを進めます。

また、市民が自主的かつ積極的にまちづくりに参加・参画できる仕組みづくりや、市民ニーズに即した各種公共施設・公共サービスの充実などにより、市民とともに市政や地域を支えられる協働*の仕組みづくりを進めます。

3-1 市民の健康増進 【健康な心身づくり】

日常生活における食事や運動により、病気を未然に予防し、いつまでも健康に暮らし続けることのできる、介護や医療に頼らない元気な心と体づくりを目指します。

重点事業

- 健康づくり活動の推進 [食育*推進事業，
運動指導員養成事業，健康マイレージの導入] —— 【1-1-①-1】 P. 49
- 健康な身体づくりの支援 [各種運動普及推進事業] —— 【1-1-①-2】 P. 49
- 健康な心づくりの支援 [精神保健推進事業（心の健康相談）] —— 【1-1-①-3】 P. 50
- 健康診査と各種検診の推進 [がん検診等事業] —— 【1-1-②-1】 P. 50
- 健康教育の推進 [成人健康教育相談事業] —— 【1-1-②-3】 P. 50
- 医療福祉系大学の誘致 [医療福祉系大学誘致推進事業] —— 【1-1-③-5】 P. 52
- 国民健康保険医療の適正運営 [特定健診・特定保健指導] —— 【1-1-④-1】 P. 52
- 地域福祉事業の計画的推進 [地域福祉計画の点検評価] —— 【1-2-①-1】 P. 54
- 住民ニーズの情報発信 [福祉の担い手による情報提供及び相談支援] —— 【1-2-①-3】 P. 54
- 地域福祉推進機関の充実 [民生委員児童委員事業] —— 【1-2-②-1】 P. 54
- 福祉教育の推進 [福祉教育推進事業] —— 【1-2-③-2】 P. 55
- 各種大会の開催 [スポーツライフ推進事業，北関東中学校野球大会，
結城シルクカップロードレース大会] —— 【4-3-①-2】 P. 123
- 指導者の育成と資質の向上 [スポーツ団体・指導者育成事業] —— 【4-3-②-1】 P. 123

3-2 市民の生きがいづくり [生涯安心・充実した暮らし実現]

高齢者・障害者・子ども等の市民がいつまでも生きがいをもって暮らすことのできる環境づくりとともに、地域で活躍・交流できる拠点・ネットワークづくりにより、生涯にわたって安心・充実した暮らしを目指します。

重点事業

- 地域医療の推進 [在宅医療の推進] ————— 【1-1-③-2】 P. 51
- 高齢者・障害者・子どもを地域で見守り [地域見守り活動事業] — 【1-2-②-2】 P. 54
- 地域福祉推進拠点づくり [集いの場ネットワーク事業] ————— 【1-2-②-4】 P. 55
- 高齢者プランの策定 [高齢者プランの策定] ————— 【1-4-①-1】 P. 61
- 高齢者の生きがいづくり [ふれあいセンター事業] ————— 【1-4-①-2】 P. 61
- 地域包括ケア*体制の推進 [包括的・継続的ケアマネジメント事業] — 【1-4-②-1】 P. 61
- 認知症対策の推進 [認知症サポーター養成事業] ————— 【1-4-②-3】 P. 62
- 介護予防事業の推進 [高齢者サロン事業] ————— 【1-4-③-1】 P. 62
- 相談体制の充実 [地域移行・定着支援] ————— 【1-5-①-2】 P. 64
- 障害児通所及び相談支援 [障害児相談支援] ————— 【1-5-③-1】 P. 65
- 市民講座の開設 [市民講座開設事業] ————— 【4-2-①-2】 P. 119

3-3 市民協働*・参加の推進 [市民参画の仕組みづくり]

様々な市民活動や、市民が互いに交流する機会の充実などにより、地域コミュニティの活性化や、市民に支えられた地域づくりを進めます。

また、市民のニーズやアイデアを市政に反映するため、様々な市民参加の機会の充実とともに、年齢や性別にかかわらず、平等に社会に参画できる機会の創出を進めます。

重点事業

- 社会交流の提供・機能訓練等
[地域活動支援センター機能強化事業] ————— 【1-5-②-2】 P. 65
- 防災訓練等の実施 [総合防災訓練開催事業] ————— 【2-4-①-2】 P. 82
- 地域ぐるみの防犯 [地域防犯ボランティア支援事業] ————— 【2-4-②-2】 P. 83
- 市民参加の機会充実 [市民参画・市民活動支援事業] ————— 【5-1-①-2】 P. 133
- 広聴活動の推進 [提案・要望等の受付] ————— 【5-1-②-2】 P. 134

3-4 公共施設・サービスの充実 [市民ニーズに即した公共施設・サービスづくり]

地域コミュニティの核となる公民館の整備や、豊かな市民生活を支える文化・芸術施設の充実などにより、市民ニーズに即した、市民が利用しやすい公共施設・サービスづくりを進めます。

重点事業

- 公民館の整備 [公民館整備事業] ————— 【4-2-①-4】 P. 119
- 図書館サービスの充実 [図書等整備事業] ————— 【4-2-②-3】 P. 120
- 文化施設の整備・管理・運営 [市民文化センター改修事業] ————— 【4-4-①-1】 P. 125

■ 体系別計画

- 1 ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実 ————— 47
(保健・福祉)
- 2 安全で住みやすさを実感できるまちづくり ————— 69
(都市・環境)
- 3 歴史と自然を育む活力あるまちづくり ————— 93
(産業)
- 4 未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり ——— 111
(教育・文化)
- 5 協働で進める持続可能なまちの実現 ————— 131
(自治・行財政運営)

1

ともに支えあい、安心して暮らせる 社会福祉の充実（保健・福祉）

- | | | |
|-----|---------------------------------------|----|
| 1－1 | 健康で安心して暮らせる保健福祉の充実
（健康・医療） | 48 |
| 1－2 | 地域で支えあう社会福祉の充実
（地域福祉） | 53 |
| 1－3 | 安心して子育てできる児童福祉の充実
（児童福祉） | 56 |
| 1－4 | ゆとりをもって暮らせる高齢者福祉の充実
（高齢者福祉） | 60 |
| 1－5 | 自分らしく暮らせる障害者福祉の充実
（障害者（児）福祉） | 63 |
| 1－6 | 安定した生活を送れる社会福祉の充実
（低所得者福祉・母子・父子福祉） | 66 |

1-1 健康で安心して暮らせる保健福祉の充実（健康・医療）

現状と課題

誰もが健康で安心して暮らせるまちを目指して、生活習慣病予防や各種健診の充実、健康教育の推進など地域保健や健康づくりに取り組んでいます。

市民健康意識調査（平成 24 年度）によると、「自分が健康である」と感じている人の割合は、学童期・思春期では 40%，青年期では 25%，壮年期・高齢期では 15%と年齢が上がるにつれ低くなっています。また、「健康に気を配っている」と回答した人の中でも、約半数は「ほとんど運動をしていない」と回答しており、日常的な健康づくりには結びついていないのが現状です。今後は、地域・企業・行政等が連携し、一人ひとりが主体的に健康づくり活動に取り組めるよう支援する必要があります。

また、ライフスタイルの多様化や高齢者の増加により、生活習慣病等の慢性疾患の増加や重症化の傾向がみられます。平成 26 年度の特定健康診査受診率は 27.1%，がん検診受診率は 19.0%といずれも低い状態で、受診率向上が課題となっています。生活習慣病の発症と重症化予防のため生活習慣の改善を支援するとともに、特定健康診査とがん検診を同時に受けられるなど健康診査の環境を整備し、さらには、早期に異常を発見できるよう健康診査や各種検診を充実させる必要があります。

基本の方針

市民が楽しみながら持続的に健康づくりに取り組める仕組みを検討するとともに、健康意識の高揚を図り、子どもの頃から生涯を通じた健康的な生活習慣を確立できるよう支援します。

健康づくりは個人の取り組みだけでは限界があるため、地域ぐるみで健康づくりに取り組めるような環境整備に努めるとともに、各年代に応じた各種健康診査や各種検診、個々の健康状態に応じた健康教育を充実し、疾病の予防や早期発見に努めます。

また、ストレスは働く人だけでなく、女性、高齢者、子どものころにも様々な影響を及ぼしています。現代社会特有のストレスからくるこころの病気で悩んでいる人への健康相談にも丁寧に対応します。

さらに、市民の健康に対する意識を広く普及し、健康づくりを推進する仕組みとして、健康マイレージを導入します。

医療に対する需要が増加、多様化していることから、地域の医療機関のネットワーク化と救急医療体制の整備を強化することにより、地域医療体制の充実を図るとともに、医療福祉系大学の誘致を目指します。

健康保険制度については、データヘルス計画を策定し、適正な運営を推進します。

施策体系・施策が目指す姿

1 健康づくりの推進

様々な手法を活用しながら、市民の健康に関する意識を高め、自ら心身の健康づくりに取り組める環境を目指すとともに、地域ぐるみの健康づくりの充実を図ります。

2 保健予防活動の充実

健診・検診を受けやすい環境を整備し、各種検診の受診率向上を目指します。また、疾病の予防、早期発見に結びつく保健活動の充実を図ります。

3 地域医療体制の充実

誰もが安心して質の高い医療サービスが受けられるよう、地域医療の充実を図ります。また、各種医療機関等のネットワークの構築を目指し、医療体制の充実を図ります。

4 健康保険制度の適正運営

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の適正な実施・運営を推進します。

個別施策・主要事業

1 健康づくりの推進

● 重点事業

1	健康づくり活動の推進【継続，新規】		市民の生活習慣に関する意識啓発や，気軽に取組める健康づくり活動の支援		
	[健康増進センター]		[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
主要事業	○ 健康づくりフォーラム事業	講演会等による意識啓発，生活に根づく健康づくり活動の推進	フォーラム参加者数	182 人	200 人
	● 食育*推進事業	食育*計画の推進	食育*に関心のある人の割合	84.2% (H26)	90%以上
	○ ウォーキング推進事業	ウォーキングイベント開催及びヘルスロード活動推進	イベント参加者数	133 人 (H26)	180 人
	● 運動指導員養成事業	地域の中で運動の普及推進や指導を行う指導員の養成	運動普及推進員	50 人	80 人
	● 健康マイレージの導入	健康マイレージポイント加算による健康づくりの推進	健康マイレージ登録者数	—	500 人

2	健康な身体づくりの支援【継続】		健康的で活力ある生活を送るための，食生活の改善等や運動普及の推進，健康な身体づくりの支援		
	[健康増進センター]				
主要事業	○ 栄養改善推進事業	栄養改善教室・栄養指導の実施及び食育の推進	指導実施人数	1,095 人 (H26)	1,100 人
	○ 食生活改善事業	食生活改善推進員の養成・育成	推進員1人当たりの伝達人数	79 人 (H26)	100 人
	● 各種運動普及推進事業	いきいきヘルス体操教室等の各種運動教室・イベント開催による運動普及の推進	いきいきヘルス体操教室参加人数	8,984 人 (H26)	10,000 人

3 健康な心づくりの支援【継続】
[健康増進センター] ストレスから身を守り、こころの健康を保つための普及啓発、相談できる環境の整備

■ 主要事業

- 精神保健推進事業（心の健康相談）
- 精神保健啓発事業（講演会）

精神科専門医師による個別相談
こころの病に対する知識の普及啓発

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

実施回数	12 回／年	12 回／年
講演会参加人数	42 人	80 人

2 保健予防活動の充実

● 重点事業

1 健康診査と各種検診の推進【継続】
[健康増進センター] 健康診査，がん検診の実施，受診勧奨

■ 主要事業

- 市民健康診査事業
- がん検診等事業
- 肝炎ウイルス事業

健康増進事業に基づく健康診査の実施，事後指導
各種がん検診の勧奨と実施，事後指導
健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診の実施

30 歳代健診受診率	10.6% (H26)	20%
がん検診受診率	19.0% (H26)	30%
実施数	1,305 人 (H26)	1,500 人

2 感染症等の予防の推進【継続】
[健康増進センター] 予防接種の公費助成，予防接種に関する正しい知識の普及と勧奨

■ 主要事業

- 予防接種事業
- 結核健康診断事業

予防接種の実施及び助成，情報提供
結核健康診断の実施

麻疹風しん接種率	95% (H26)	95%
健診受診率	27% (H26)	30%

3 健康教育の推進【継続】
[健康増進センター] 個々の健康状態や生活習慣改善の必要度に応じた健康教育・健康相談の実施

■ 主要事業

- 成人健康教育相談事業
- 薬物乱用防止教育事業

生活習慣病予防(改善)のための健康教育・相談の実施
小学生への喫煙防止啓発チラシの配布，薬物乱用防止教室の実施

参加者数	435 人 (H26)	500 人
配布数	456 人 (H26)	500 人

1-1 健康で安心して暮らせる保健福祉の充実 (健康・医療)

3 地域医療体制の充実

● 重点事業

1	救急医療体制の整備【継続】		医師会の協力による初期救急医療，病院群輪番制の実施，緊急医療に関する知識の普及		
	[健康増進センター，筑西広域市町村圏事務組合，医師会]		[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
	○ 救急医療・市民の集いイベント事業		参加者数	150 人 (H26)	300 人
2	○ 初期救急医療体制整備事業		在宅当番医受診者数	3,778 人 (H26)	4,300 人
	○ AED*貸出事業		貸出件数	6件/年	12 件/年
	● 在宅医療の推進		在宅医療実施診療所数	—	10 診療所
3	地域医療の推進【新規】		住み慣れた場所で自分らしく生活できるよう，在宅でも必要な医療が受けられるような環境整備		
	[健康増進センター，医師会]				
	○ かかりつけ医*等の推進事業		かかりつけ医*がいる割合	—	70%
3	献血の推進【継続】		献血協力事業所の開拓		
	[健康増進センター，茨城県赤十字血液センター]				
	○ 献血推進事業		献血者数	1,018 人 (H26)	1,500 人



□ ウォーキングイベント



□ AED*の使用講習

4	看護師の養成確保及び看護職員の資質向上【継続】 [健康増進センター, 茨城県, 茨城県看護教育財団, 医師会]		茨城県看護教育財団への支援及び運営方法の再検討		
			[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
	■ 主要事業	○ 茨城県結城看護専門学校への支援	看護師の養成支援及び確保	国家試験合格率	97% (H26) 100%
		○ 県西地域看護職員再就職支援事業への協力	県西地域看護職員再就職支援事業への協力	研修受講者	34人 34人
5	医療福祉系大学の誘致【新規】 [企画政策課]		医療福祉系大学の誘致の推進		
	■ 主要事業	● 医療福祉系大学誘致推進事業	専門部署の設置及び誘致活動の推進	専門部署の設置	— 設置 (H28)
4	健康保険制度の適正運営		● 重点事業		
1	国民健康保険医療の適正運営【継続】 [保険年金課, 健康増進センター]		国保加入者の健康維持・増進と医療費の適正化を図る		
	■ 主要事業	● 特定健診・特定保健指導	特定健診・特定保健指導の実施	特定健診受診率	27.1% (H26) 65%
		○ データヘルス計画の推進	健康・医療情報の分析に基づいた健康状態に即した保健事業の実施	ジェネリック医薬品の普及率	34.17% (H26) 80%
2	後期高齢者医療の適正運営【継続】 [保険年金課]		後期高齢者医療制度に関する事務		
	■ 主要事業	○ 後期高齢者医療事務事業	保険料の徴収, 被保険者証の交付, 各種申請・届出の受付	保険料徴収率	98% (H26) 100%

1 - 2 地域で支えあう社会福祉の充実（地域福祉）

現状と課題

長引く景気低迷の影響から、雇用情勢が安定せず、不安の多い社会の中、悩みを抱えたままでいる人は少なくない現状であり、高齢者をターゲットにしたニセ電話詐欺被害や、児童・高齢者の虐待、孤立死・孤独死も社会問題となっています。

これらは、地域における人間関係の希薄化により誰にも相談できずに悩み、解決に至らないために引き起こされるものと思われます。

民生委員児童委員が毎年独自に実施している高齢者等実態調査によると、平成 27 年度の一人暮らし高齢者は 1,036 人と、平成 19 年度の約 1.73 倍となっています。また、日中一人となってしまう高齢者は 606 人で、災害時には合わせて約 1,650 人の高齢者に配慮が必要となります。

住宅地やアパートが増加している地域では、住民の入れ替りが多く、民生委員児童委員や隣近所であっても生活の実態を把握することに苦慮しているのが現状です。

このような中、平成 27 年 3 月には、結城市で活動する企業等と「結城市地域見守り活動に関する協定」を締結しました。

基本的方針

地域福祉計画に基づく地域福祉事業や福祉サービス等の計画的な推進を図るとともに、進捗状況の点検・評価や住民意向調査の結果等を踏まえた計画の見直しを行います。

一人暮らしの高齢者や障害者、子ども等が地域で安心して暮らし続けられるように、民生委員児童委員や、協定を締結した企業等と連携・協力しながら、地域ぐるみの見守り体制の充実を図ります。

今後も、地域見守り活動に協力を得られる企業等を広げ、見守りの機会をさらに増加させるとともに、民生委員児童委員等と連携し、地域福祉ネットワークの充実を図っていきます。

また、災害時において、民生委員児童委員等と連携した迅速な安否確認が行えるよう、「個別計画」を作成します。

何より、地域の実情把握に努め、誰もが安心して生活できる地域づくりを進めます。

施策体系・施策が目指す姿

1 地域福祉計画の推進

行政・市民・地域・事業者等の協働*により、一人ひとりが地域福祉の担い手となり、どの場面で何をすべきかを考え、地域の様々な生活課題を解決していく仕組みづくりを推進します。

2 地域福祉ネットワークの充実

地域住民のネットワークを形成することにより、市民一人ひとりが、住んでいる地域でその人らしく安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指します。

3 福祉人材の育成

地域福祉の担い手として期待される市民団体・ボランティアなどの育成や、地域ボランティア活動の充実を図ります。

個別施策・主要事業

1 地域福祉計画の推進

● 重点事業

1

地域福祉事業の計画的推進【継続】

〔社会福祉課〕

プランの推進状況の点検・評価、プランの見直し

〔指標名〕 現状値(H27) 目標値(H32)

■ 主要事業

● 地域福祉計画の点検評価

平成 25 年度から平成 29 年度までの計画の進捗状況を点検・評価

点検・評価 1 回／年 1 回／年

2

住民の求める福祉サービスの把握【継続】

〔社会福祉課〕

5 年ごとに見直される地域福祉計画において、市民の福祉に関する意向調査実施

■ 主要事業

○ 地域福祉計画策定事業

平成 29 年度に住民基本台帳から無作為に抽出しアンケートを実施

地域福祉計画策定	—	実施(H29)
----------	---	---------

3

住民ニーズの情報発信【継続】

〔社会福祉課〕

福祉サービスの情報提供・相談支援

■ 主要事業

○ 適切かつ総合的な福祉情報の提供

市広報紙及びホームページへの「福祉情報」の掲載

掲載時期	随時	随時
------	----	----

● 福祉の担い手による情報提供及び相談支援

民生委員、自治会等から住民へ福祉情報を提供し、相談支援を実施

民生委員活動延べ日数	11,934 日(H26)	12,500 日
------------	---------------	----------

2 地域福祉ネットワークの充実

● 重点事業

1

地域福祉推進機関の充実【継続】

〔社会福祉課〕

民生委員児童委員、自治会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、ボランティア等と連携

■ 主要事業

○ 社会福祉協議会運営費補助事業

社会福祉協議会の人件費を補助し、福祉事業を円滑に推進

自主財源	6,956 千円(H26)	8,000 千円
------	---------------	----------

● 民生委員児童委員事業

地域の様々な生活課題対応のため、毎月の定例会で福祉関係研修実施

定数	89 人	89 人
----	------	------

2

高齢者・障害者・子どもを地域で見守り【継続】

〔社会福祉課〕

民生委員児童委員等と連携、企業等が業務範囲内で行う見守り活動

■ 主要事業

● 地域見守り活動事業

民生委員児童委員、自治会、見守り協定締結事業所でさりげなく見守り

協力事業所	27 か所	30 か所
-------	-------	-------

1-2 地域で支えあう社会福祉の充実（地域福祉）

3	災害時の要支援者への支援【継続】		災害時においては、一人で避難できない要支援者に対し、「個別計画」を作成し、迅速な安否確認及び避難サポートの実施		
	[社会福祉課]		[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
■主要事業	○ 避難行動要支援者個別計画作成事業	避難行動要支援者を支援する個人を決定し、避難経路など個別計画作成	個別計画数	—	3,400 人
4	地域福祉推進拠点づくり【新規】		世代を超えた情報交換の場創出、地域力強化		
	[社会福祉課、長寿福祉課、子ども福祉課]				
■主要事業	● 集いの場ネットワーク事業	各種施策における「集いの場」の協働*, カップリング・マッチング	集いの場実施箇所数	2か所	10 か所
3 福祉人材の育成			● 重点事業		
1	ボランティア活動の充実【継続】		社会福祉協議会への運営支援等によるボランティアやボランティア団体の育成と活動の充実		
	[社会福祉課]				
■主要事業	○ ボランティア活動推進事業	ボランティアやボランティア団体の育成、活動支援	ボランティア連絡協議会登録団体数	25 団体	27 団体
	○ 奉仕員養成研修事業	手話・朗読奉仕員研修	奉仕員数	60 人 (H26)	65 人
2	福祉教育の推進【継続】		社会福祉協議会が行うボランティア協力校への活動促進事業の支援		
	[社会福祉課]				
■主要事業	● 福祉教育推進事業	体験学習を通じた社会福祉への関心の向上、たすけあいの精神の養成	ボランティア協力校	12 校	12 校



1 - 3 安心して子育てできる児童福祉の充実（児童福祉）

現状と課題

少子化，児童虐待，保育所待機児童，公立保育所の老朽化，保護者の養育，子育てにかかる経済的負担など，安心して子育てできる児童福祉の充実に向けた施策を考えるうえでの課題は幅広く，関係機関も多岐にわたっています。

現在，個別の問題に対する行政内の連携はとれていますが，基本施策に基づく事業の取捨選択や取組方法に対する各課の共通理解が不足しており，地域を巻き込んだ取り組みも遅れています。

そのため，安心して子育てできる児童福祉の充実に向けて，各課の共通理解を得ることや，関係機関の垣根を越えた横断的な実施方法，さらに地域の資源の活用や育成が課題となっています。

基本の方針

子育ては，保護者が行うことを基本としながらも，子育て世帯の経済的負担や精神的負担を軽減し「子育ては楽しい」，「結城市で子育てしたい」，「結城市で子育てできてよかった」と感じられるような施策を展開することが大切です。

また，ハード面だけでなく，ソフト面の施策にも力を注ぎ，地域が一体となって子育てできる，子育てにやさしいまち・人・地域となることが重要です。

そのため，子育て世代のニーズを把握しながら，きめ細かな児童福祉サービスを充実させるとともに，地域資源*を有効に活用した子育てを支援する人材の育成や集いの場の形成など，地域と協働*した子育て環境の整備を進めていきます。

併せて，関係機関が緊密に連携・協力しながら，児童福祉に関する事業に取り組めるような体制づくりを推進します。

施策体系・施策が目指す姿

1 地域と協働*した子育て環境の充実

子育て施策の充実や人材の発掘など，地域資源*を育成・活用・PRして，地域で子どもを見守り，「ともに育て，ともに育つ，子育て支援のまちづくり」を目指します。

2 保育環境の充実

延長保育，障害児保育，病児保育，学童保育等，保育を必要とする子どもへの支援や保育・教育施設へ財政的支援を実施し，よりよい保育環境の充実を目指します。

3 子育て家庭への支援

経済的負担の軽減を図る事業とともに，子育て関連の情報発信や子育て相談体制の充実を図り，子育て家庭にやさしいまちを目指します。

4 児童虐待防止

医療，福祉，教育関連機関，警察及び地域が連携し，子どもやその保護者を見守り，気軽に相談することができる環境を整え，児童虐待のないまちを目指します。

個別施策・主要事業

1 地域と協働*した子育て環境の充実

● 重点事業

1 人材の育成【新規】

[子ども福祉課]

子育て家庭の相談に気軽に応じることができる人材の育成

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

■ 主要事業

○ 地域子育て支援員育成事業

地域子育て支援員を育成するための研修会の検討

地域子育て支援員数

—

3人

2

地域施設を活用した子育て支援の推進【新規】

[子ども福祉課]

地域の公民館や児童会館を活用して子育て世帯の集いの場を形成

■ 主要事業

● 集いの場推進事業

地域での子ども達の集いの場形成に向けた検討・推進

集いの場形成数

—

1か所

3

協働*による子育て支援の充実【継続】

[子ども福祉課]

人的・物的資源を活用した子育てに関する助成

■ 主要事業

● 放課後子ども教室推進事業

放課後、学校において地域住民との交流を実施

放課後子ども教室開催数

4か所

6か所

○ 子育て広場推進事業

ボランティア団体への公共施設無償提供による、子育て支援体制の実施

ボランティア参加人数

3,880人
(H26)

3,880人

2 保育環境の充実

● 重点事業

1

保護者のニーズに合わせた保育サービスの充実【継続】

[子ども福祉課]

病児保育や延長保育など各種保育事業の実施・推進

■ 主要事業

● 特別保育事業

病児保育の委託及び延長保育実施民間保育園への補助の実施

延長保育時間

30分～
1時間

1時間～
1時間30分

● 放課後児童健全育成事業

小学校等の放課後児童を保育する学童クラブへの補助・委託の充実

実施箇所数

14か所

17か所

2

教育・保育施設の充実【継続】

[子ども福祉課]

教育・保育施設に対する財政的支援

■ 主要事業

○ 民間保育所補助事業

運営費、障害児保育事業補助を実施

事業実施民間保育施設

延べ
9施設

延べ
9施設

3	教育・保育施設の整備【新規】		教育・保育施設の改修，増築，新設等の定員増の促進		
	[子ども福祉課]		[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
■ 主要事業	○ 民間保育所施設整備補助事業	定員増に伴う民間保育所の整備に対する補助の実施検討	利用定員数	1,080 人	1,180 人
4	公立保育所の整備【新規】		公立保育所の統合，新設，改築の検討		
	[子ども福祉課]				
■ 主要事業	○ 公立保育所整備事業	公立保育所の今後の在り方の検討	年間検討回数	—	延べ 10 回
3	子育て家庭への支援				● 重点事業
1	子育て支援体制の充実【継続】		ファミリーサポートセンター*事業や一時預かり事業の充実		
	[子ども福祉課]				
■ 主要事業	● ファミリーサポートセンター*事業	児童の預かり等援助をする者と当該援助を希望する者との連絡調整	時間	787 時間 (H26)	1,283 時間
	○ 一時預かり事業	在園児や在園児以外について教育・保育施設等における保育の実施	施設数	10 か所	13 か所
2	子育て支援拠点の充実【継続】		子育て支援センターの運営，子育て支援情報の発信と啓発		
	[子ども福祉課]				
■ 主要事業	● 子育て支援センター運営事業	未就園児と保護者に集いの場の提供及び情報発信，相談業務の実施	実施箇所数	3 か所	3 か所
3	子育て相談の実施【継続】		家庭児童相談室の運営		
	[子ども福祉課]				
■ 主要事業	● 家庭児童相談室運営事業	児童の健全育成のための相談を実施	相談件数	193 件 (H26)	168 件

1-3 安心して子育てできる児童福祉の充実(児童福祉)

4	子育てに係る経済的負担の軽減【継続】		高校生までの医療費助成など各種助成金の支給及び子育て世帯応援事業等の検討		
	[子ども福祉課, 健康増進センター, 保険年金課]		[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
	■主要事業	● 少子化対策医療費助成事業	妊産婦及び基本的に高校生までの医療費の助成	受給者数	1,713 人 1,954 人
		○ 不妊治療費助成事業	不妊治療を希望する者への治療費の助成	助成人数	24 人/年 25 人/年
		○ 子育て応援助成金支給事業	義務教育を3人以上同時に受けている3人目以降の給食費相当額の補助	助成人数	166 人 (H26) 166 人
5	子どもの生命と健康を守り育てるための支援【継続】		乳幼児健康診査の充実, 乳児全戸訪問支援の実施, 母子保健教育事業の推進		
	[健康増進センター]				
	■主要事業	● 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問・相談支援, 情報提供等	訪問率	96.2% (H26) 100%
		○ 妊娠・出産包括支援事業	妊娠期から出産, 子育てまで切れ目ない支援	支援妊産婦数	183 人 (H26) 190 人
6	子ども地域支援連携事業の充実【継続】		子ども福祉課, 社会福祉課, 健康増進センター, 教育委員会の協力体制の推進		
	[子ども福祉課, 社会福祉課, 健康増進センター, 生涯学習課]				
	■主要事業	● 子ども地域支援連携事業	関係各課が一堂に介した子育て支援策の検討	会議回数	4回/年 4回/年
4 児童虐待防止					
1	要保護児童対応の整備【継続】		要保護児童への適切な支援の充実		
	[子ども福祉課]				
	■主要事業	○ 要保護児童対策事業	要保護児童対策地域協議会の代表者会議, 実務者会議等の開催	会議回数	3回/年 4回/年
2	児童相談所との連携【継続】		要保護児童の情報共有及び適切な対応方法の検討		
	[子ども福祉課]				
	■主要事業	○ 要保護児童対策支援事業	児童相談所との連携による要保護児童の情報共有	会議回数	1回/月 1回/月

1-4 ゆとりをもって暮らせる高齢者福祉の充実（高齢者福祉）

現状と課題

高齢者福祉サービスにおいては、団塊世代が後期高齢者となり、介護や医療費等の社会保障費の急激な増加が見込まれる「2025年問題*」に対応するため、高齢者の生活を地域で支える「地域包括ケア*」の構築が最重要課題となっています。

また、介護保険事業においても、平成27年4月に介護保険制度が大幅に改正され、保険給付とは別に地域支援事業として市町村独自の事業展開や担い手の育成が必要な状況にあります。

今後、一般高齢者施策を含めた既存事業の改善とともに、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気で自立した生活が送れる仕組みづくりを進めていく必要があります。

基本的方針

高齢者が地域で生活するには、介護保険制度などの公的事業だけでは不足するものが多々あることから、これらを支える「地域包括ケア*」の考え方にに基づき、地域包括支援センターによる働き掛けや後方支援を行っていきます。

また、センター機能の充実に加え、平成27年度に設置した分室（外部委託）と連携しながら、センターを中心とした各種事業を推進していきます。

推進にあたっては、既設制度以外による支援が不可欠であることから、平成27年3月に締結した「地域見守り活動に関する協定」に加え、元気高齢者のボランティア育成や町内会、自治会の地域力強化を図ります。

施策体系・施策が目指す姿

1 高齢者福祉の総合的な推進

高齢者が自らの能力と活力を十分に発揮し、地域を支える一員として生きがいを持って活動できるような地域づくりを進めます。

また、介護が必要になっても、住み慣れた地域で可能な限り自立し、尊厳を持って生活することができるよう介護保険サービスの充実を図るとともに、サービスの適正給付や介護予防の推進により、介護保険料の適正化と費用負担の軽減を図ります。

2 地域包括ケア*システムの構築

高齢者の生活を地域で支えるため、公的サービスだけでなく、多様な社会資源を活用し、高齢者のニーズに応じた①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③高齢者の住まいに係る施策との連携、④生活支援サービスの充実、⑤介護保険サービスの充実を総合的に提供する体制づくりを進めます。

3 介護予防の推進

いつまでも健康でいることは万人の願いであるとともに介護保険給付の軽減にもつながるため、若い世代からの健康増進とともに、いばらきシニアカード等を活用した高齢者の外出機会の創出を図ります。

個別施策・主要事業

1 高齢者福祉の総合的な推進

● 重点事業

1 高齢者プランの策定【継続】

[介護保険課]

高齢者プランの策定による総合的かつ計画的な
高齢者福祉の推進

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

主要事業

● 高齢者プランの策定

高齢者プラン(第7期, 第8期)の
策定

高齢者プランの
策定

—

策定
(H28-29)

2

2 高齢者の生きがいづくり【継続】

[長寿福祉課]

就業支援やコミュニティ活動の支援による高齢者
が活躍できる場所づくり

主要事業

● ふれあいセンター事業

生きがいふれあいセンターを有効
活用する場の提供

延べ利用人数

7,500 人

9,000 人

3

3 介護保険の適正運営【継続】

[介護保険課]

保険給付事業, 要介護認定事業

主要事業

○ 介護保険給付事業

介護(予防)サービス利用者への
費用の9割または8割を保険給付

要介護認定率
(1号)

13.2%

15.7%

2 地域包括ケア*システムの構築

● 重点事業

1 地域包括ケア*体制の推進【継続】

[地域包括支援センター]

保健・医療・福祉・介護などの関係者間の連携
強化

主要事業

● 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者を地域で支えるための関
係者の連携支援

地域ケア会議
回数

—

12 回/年

2

2 総合相談支援の推進【継続】

[長寿福祉課, 地域包括支援センター]

住み慣れた地域で安心して生活できるための高
齢者に対する相談実施

主要事業

○ 高齢者権利擁護*相談事業

成年後見制度等の相談, 手続支援

相談件数

45 件/年

45 件/年

3

認知症対策の推進【継続】

[長寿福祉課, 地域包括支援センター]

相談体制の充実, 広報掲載やイベントへの参加による普及・啓発活動, 認知症サポーター養成講座の開催

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

主要事業

● 認知症サポーター養成事業

認知症に対する正しい知識を持つ支援者の養成

認知症サポーター
累計養成数

3,000 人

4,600 人

4

ひとり暮らし高齢者などの見守り体制の整備【継続】

[長寿福祉課, 社会福祉課]

民生委員児童委員による訪問・実態把握・登録など見守り活動から各種施策への連携

主要事業

○ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置事業

ひとり暮らし高齢者等宅への通報器の設置による緊急時の支援

設置台数

385 台

475 台

5

家族介護者などへの支援【継続】

[長寿福祉課]

家族介護者交流会, 家族介護教室の開催

主要事業

○ 家族介護教室

家族でできる日常の介護を学ぶための家族介護教室の開催

参加者数

160 人

280 人

3

介護予防の推進

● 重点事業

1

介護予防事業の推進【継続】

[長寿福祉課, 地域包括支援センター]

高齢者を対象にした介護予防及び健康増進事業, 介護予防サポーターの養成

主要事業

○ 一般介護予防事業

要介護状態などにならないための介護予防事業の実施

講座・教室の
開催数

713 回/年

800 回/年

● 高齢者サロン事業

住民主体の「集いの場」の設置支援とレクリエーション活動の推進

高齢者サロン
実施箇所数

4 か所

9 か所

□ 地域包括ケア*システムの姿



※地域包括ケアシステムは、おおむね 30 分以内に必要サービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定

1 - 5 自分らしく暮らせる障害者福祉の充実（障害者（児）福祉）

現状と課題

本市では、平成 19 年度から平成 26 年度までを計画期間とした「結城市障害者プラン」に基づき、様々な障害者施策を推進してきました。

平成 26 年度には、新たな「第 2 次結城市障害者プラン」の策定に向けて、関係各課で構成する「第 2 次結城市障害者プラン策定ワーキングチーム会議」を開催し、計画の進捗状況の把握及び評価を行ったほか、市内に住所がある各種手帳所持者及び難病患者福祉手当受給者にアンケート調査を行いました。

これらの結果から、①移動支援等のサービスの充実、権利擁護*に係る事業の周知、②働く意欲のある人に対し、障害特性に応じた就労支援、③地域生活に移行するための支援、④市の相談窓口の周知及び充実、⑤福祉サービスに関する情報提供の充実、⑥災害時の支援体制の推進、⑦障害がある人に対しての理解の促進など、多岐にわたる課題を解決する必要があります。

基本の方針

「障害のある人もない人も互いに人格と個性を尊重し支えあえるまちの実現」に向けて「障害がある人もない人も自ら望む生き方を実現できる社会」、「障害がある人とその家族が生涯にわたって自分らしさを失わないような支援のある社会」、「障害がある人もない人も人権が尊重され、お互いに自分らしく生きる喜びを育む社会」を目指します。

実現にあたっては、生活支援の充実、保健・医療の充実、教育、文化芸術活動・スポーツ等の充実、雇用・就業、経済的自立の支援、生活環境の充実、情報アクセシビリティ*の向上、安全・安心の確保、差別解消及び権利擁護*の推進、行政サービス等における配慮などに取り組んでいきます。

施策体系・施策が目指す姿

1 障害者（児）福祉の充実

障害のある人もない人も大切な人として認められ、それにふさわしい日常生活を営むことができるよう、関係機関、各種団体と連携し、福祉の充実を図ります。

2 社会参加と自立支援の充実

障害のある人の自立と社会参加を支援し、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、すべての人が共生する社会の実現を目指します。

3 障害がある子どもの教育・養育の充実

児童福祉法に基づく共生社会の形成促進の観点から、教育・保育機関との連携を図りつつ、乳幼児期から日常生活の支援を図ります。

個別施策・主要事業

1 障害者（児）福祉の充実

● 重点事業

1

障害者プランの推進【継続】

〔社会福祉課〕

プランの推進状況の点検・評価、プランの見直し

〔指標名〕 現状値(H27) 目標値(H32)

■ 主要事業

○ 第2次結城市障害者プランの点検評価

平成27年度から平成32年度までの6年間の計画の評価等

評価 ー 評価

2

相談体制の充実【継続】

〔社会福祉課〕

専門的職員（社会福祉士）による相談体制の充実

■ 主要事業

○ 計画相談支援

定期的なモニタリングによる検証・計画の見直し

利用件数 256件／年(H26) 297件／年

● 地域移行・定着支援

住宅確保などの地域生活に移行するための相談

利用件数 ー 4件／年

3

日常生活支援【継続】

〔社会福祉課、健康増進センター〕

日常生活・社会生活を営むことが出来るよう、障害福祉サービスの支援

■ 主要事業

○ 日中一時支援

障害者に活動の場を提供し障害者の家族への支援

使用者数 48人／年(H26) 50人／年

○ 日常生活用具・障害者補装具*給付事業

障害者に対し日常に必要な生活用具の給付

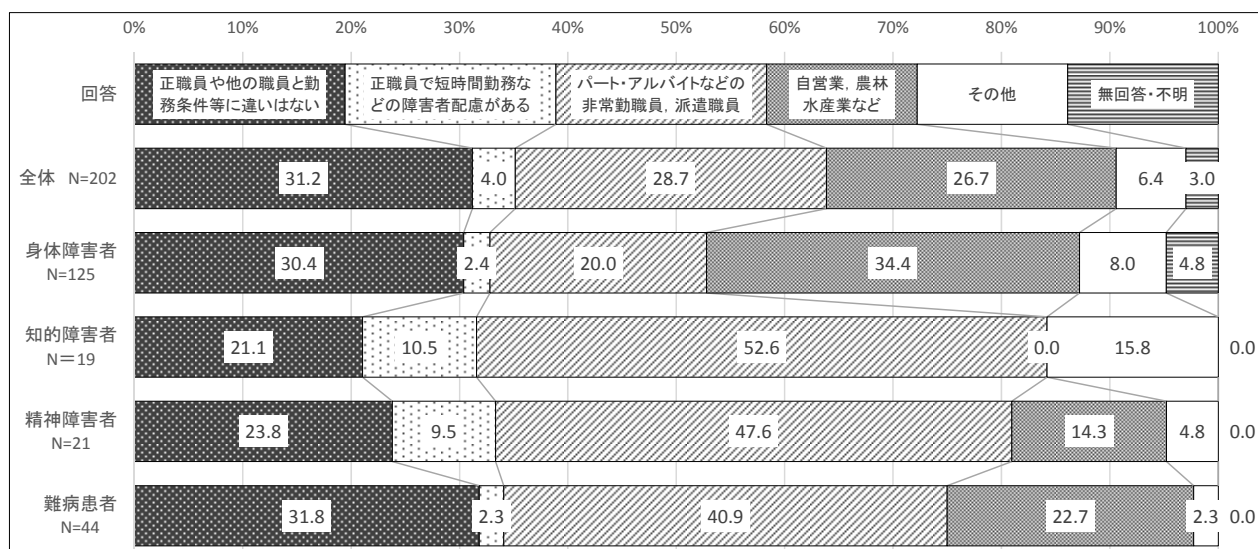
給付件数 1,147件／年(H26) 1,210件／年

○ 生活訓練等

社会の中で自立した生活を送るためのグループ活動支援

ボランティア参加人数 273人 300人

□ 一般就労している人の勤務形態について（第2次結城市障害者プラン）



1-5 自分らしく暮らせる障害者福祉の充実(障害者(児)福祉)

2 社会参加と自立支援の充実

● 重点事業

1 自立支援医療・給付の充実【継続】

[社会福祉課]

訪問系サービス，日中活動系サービスによる介護給付と訓練給付，居住系サービスの提供

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

■ 主要事業	○ 居宅介護	ホームヘルパーの派遣による家事援助	利用者数	48 人／年 (H26)	50 人／年
	○ 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	身体機能の維持・向上を支援	利用者数	8 人／年 (H26)	10 人／年
	○ 就労継続支援(A型・B型)	就労機会の提供及び訓練や支援の提供	利用者数	81 人／年 (H26)	90 人／年

2 社会交流の提供，機能訓練等【継続】

[社会福祉課]

障害者に対し各種事業による社会参加への支援，自立訓練または就労移行訓練を利用している障害者に対し訓練の助成

■ 主要事業	○ 文化芸術・スポーツ・レクリエーション教室開催事業	各種レクリエーション及び料理教室等の開催	参加人数	689 人／年 (H26)	700 人／年
	○ 手話・朗読奉仕員養成講座	レベルに応じた手話奉仕員養成講座の開催	参加人数	145 人／年 (H26)	175 人／年
	○ 意思疎通支援事業	手話通訳及び要約筆記の派遣	利用件数	102 件／年 (H26)	120 件／年
	● 地域活動支援センター機能強化事業	生産・創作活動の機会の提供，社会交流の場の提供等	利用件数	22 件／年 (H26)	22 件／年

3 障害がある子どもの教育・養育の充実

● 重点事業

1 障害児通所及び相談支援【継続】

[社会福祉課]

日常生活の支援が必要な子どもに対する障害支援・養育及び介護者の支援

■ 主要事業	○ 児童発達支援	基本的な動作の指導，集団生活への適応訓練	利用者数	27 人／年 (H26)	30 人／年
	○ 放課後等デイサービス*	生活能力向上のために必要な訓練，地域との交流	利用者数	51 人／年 (H26)	51 人／年
	● 障害児相談支援	定期モニタリングによる検証・計画の見直し	利用者数	78 人／年 (H26)	90 人／年

現状と課題

「最後のセーフティーネット*」である「生活保護事業」を適正に執行することが必要ですが、社会情勢に起因して、保護率が年々増加しています。

そのため、生活保護に至る前の段階で自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにする「第2のセーフティーネット*」として、平成27年から日常生活困窮者*に対する「生活困窮者*自立支援事業」が始まりました。

また、母子・父子家庭は増加傾向にあり、児童扶養手当支給による市の負担も比例して増加していることから、児童扶養手当に頼らない生活ができるような支援が必要です。

基本的方針

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者*に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給を行います。

自立相談支援として、関係機関と連携しながら、生活困窮者*等からの様々な相談に応じるとともに、就労相談支援と住居確保給付金事業を組み合わせ、自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金として、給付の要件を満たした稼働年齢層（65歳未満）の離職者等に対し、生活保護基準に相当する家賃を支給し、自立に向けた支援を行います。

また、母子父子家庭が自立した生活を送れるようにするため、自立に優位な資格を取得する者に対し、資格取得のための支援を実施します。

施策体系・施策が目指す姿

1 生活保障の充実

生活困窮の状況を把握し、様々な社会保障制度を活用しながら、市民一人ひとりが、明日の生活に不安を持たず、安心して生活することのできる基盤づくりを目指します。

2 母子・父子福祉の充実

母子・父子家庭が安心して暮らすことのできる生活の実現に向けて、安定した収入を得るための自立支援や、子育てに係る負担を減らすための経済的支援など、母子・父子福祉環境の整備を目指します。

個別施策・主要事業

1 生活保障の充実

1 生活困窮者*への生活保障及び自立支援【継続】

[社会福祉課]

生活困窮者*への扶助及び自立支援

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

主要事業

○ 生活保護事業

困窮者のうち、生活全般に対する保護及び支援

受給世帯数

297 世帯
(H26)

280 世帯

○ 生活困窮者*自立支援事業 (住居確保給付金支給業務)

生活困窮者*に対する自立に向けた支援

支援相談
世帯数

15 世帯
(H26)

24 世帯

2

相談機能や関係機関との連携【継続・新規】

[社会福祉課]

庁内関連部署、社会福祉協議会、公共職業安定所との連携

主要事業

○ 生活困窮者*自立支援相談事業

生活困窮者*に対する自立に向けた支援相談

支援相談
世帯数

—

150 世帯

○ 子どもの学習支援事業

学習支援を通じ子どもの将来の自立に向けた包括的支援を実施

参加者数

—

20 人

2 母子・父子福祉の充実

1 生活の安定と自立の促進【継続】

[子ども福祉課]

母子・父子家庭の経済的支援及び自立支援

主要事業

○ 児童扶養手当支給事業

母子・父子家庭への児童扶養手当の支給

受給世帯数

445 世帯
(H26)

445 世帯

○ 母子家庭等高等職業訓練 促進給付事業

自立に効果的な資格を取得する際の財政的援助の実施

延べ受給者数

6 人
(H26)

20 人



2

安全で住みやすさを実感できる まちづくり（都市・環境）

- | | | |
|-----|-------------------------------|----|
| 2-1 | 計画的で魅力あるまちづくり
（都市計画） | 70 |
| 2-2 | ゆとりある住みよいまちづくり
（住環境） | 74 |
| 2-3 | 便利で快適に移動できるまちづくり
（道路・公共交通） | 77 |
| 2-4 | 安全に暮らせる安心なまちづくり
（防災・防犯・安全） | 80 |
| 2-5 | 安全な水を安定供給できるまちづくり
（上水道） | 86 |
| 2-6 | 地球環境にやさしいまちづくり
（環境保全・排水処理） | 88 |

2-1 計画的で魅力あるまちづくり（都市計画）

現状と課題

都市計画マスタープランは、平成14年度に策定されてから12年が経過し、その間、少子高齢化の進展、環境問題や防災に対する意識の高まりなど、社会・経済情勢が大きく変化したことから、それらに対応した都市計画マスタープランの見直しが必要です。

また、平成26年度に結城市総合景観形成ガイドラインを策定し、平成27年4月1日に景観行政団体へ移行したことから、景観形成ガイドラインの周知と意識高揚を図るための情報提供や、市民・事業者・行政の協働*による景観づくりを推進する必要があります。

さらに、整備が遅れている既成市街地内の都市計画道路の見直しや、公園の樹木・除草の管理や遊具の安全点検等の維持管理、老朽化した公園の計画的な改修、既存施設のバリアフリー*化などが課題となっています。

事業の実施にあたっては、国・県の予算措置が厳しい状況の中、財源の確保を図り計画的かつ効果的に推進する必要があります。

基本的方針

社会・経済情勢の変化への対応や、第5次総合計画後期基本計画など関連計画との整合を図るため、都市計画マスタープランの見直しを行うとともに、平成23年度から実施している都市計画道路の未着手路線の再検討により、既存の道路を含めた新たな道路ネットワークの構築を図ります。

また、景観形成ガイドラインに基づき、結城らしさがあふれ、水と緑の豊かな自然や美しい田園風景、見世蔵*をいかした街並みや歴史・文化等と調和した、良好な景観づくりを推進するとともに、景観計画を策定します。

加えて、区画整理事業の進捗に合わせながら都市公園の整備を行うとともに、各種地域団体と協議を行いながら公園愛護協力会を設立し、地域との協働*による適正な管理を目指します。

既存施設については、だれもが安全安心に利用でき、市民に良好な憩いの場を提供するため、利用者のニーズに対応しながら、施設の改修やバリアフリー*化、樹木の適正な管理などを行います。

何より、事業の推進にあたっては、国・県の補助金等を活用し、予算の確保に努めます。

施策体系・施策が目指す姿

1 計画的な市街地の形成

道路・公園など都市基盤の計画的かつ効果的・効率的な整備により、都市部と農村集落のバランスのとれたコンパクトな都市構造*の形成を目指します。

2 公園・緑地の整備

公園・緑地などの計画的な整備を図るとともに、市民との協働*による適正な樹木管理や除草管理を推進し、安全で安心、快適な憩いの場を目指します。

3 良好な景観形成

地域資源*を活用した結城らしいまちづくりや、落ち着きのある景観・街並みづくりに向け、市民・事業者・行政が、ともに協調・協働*しながら取り組みます。

個別施策・主要事業

1 計画的な市街地の形成

1 都市計画マスタープランの改定【継続】
[都市計画課] 社会・経済情勢の変化や関連計画との整合を図るための都市計画マスタープランの改定

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

主要事業	○ 都市計画マスタープラン改定事業	社会・経済情勢の変化や関連計画との整合を図るための一部改定	改定	—	完了(H28)
------	-------------------	-------------------------------	----	---	---------

2 都市計画道路の再検討【継続・新規】
[都市計画課] 都市計画道路の継続・変更・廃止の検討

主要事業	○ 都市計画道路再検討事業	長期間にわたり未着手状態等にある都市計画道路の継続・変更・廃止検討	見直し・都市計画変更	—	完了
	○ 都市計画道路整備事業	都市計画道路 3・4・18 号線(鹿窪・根本原線)の整備推進	整備計画作成	—	作成

3 地籍の整備【継続】
[耕地課] 一筆地調査・地籍測量

主要事業	○ 地籍調査推進事業	一筆ごとの地目、境界、地積等土地の正確な実態把握	調査済面積	67%	73%
------	------------	--------------------------	-------	-----	-----

4 友愛メルヘン橋の改修【新規】
[都市計画課] 大規模改修実施計画の策定及び計画的な修繕

主要事業	○ 友愛メルヘン橋改修事業	大規模改修実施計画の策定及び計画的な修繕	計画策定	—	策定
------	---------------	----------------------	------	---	----



□ 四ツ京近隣公園



□ 見世蔵*の街並み

2

公園・緑地の整備

● 重点事業

1

都市公園の整備【継続】

[都市計画課]

都市公園の計画的な整備，公園樹木の適正な管理，遊具の定期点検の実施

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

○ 都市公園整備事業

都市公園の計画的な整備

整備数

1か所／年

1か所／年

主要事業

2

地域活性化拠点の形成【継続】

[企画政策課，農政課]

日本花の会周辺地区及び山川不動尊周辺地区の整備検討，山川あやめ園の整備

● 山川不動尊周辺地区整備事業

山川あやめ園の整備推進

整備

—

完了

主要事業

3

公園・緑地の整備【継続】

[都市計画課]

計画的な公園・緑地の整備

● 公園施設改修事業

老朽化や機能低下した公園施設の改善

安全点検
実施数

1回／年

1回／年

主要事業

4

公園愛護協力会の設立【継続】

[都市計画課]

公園美化活動の促進

○ 公園愛護協力会事業

公園の環境美化，施設の保全維持活動

団体数

37 団体

42 団体

主要事業

3

良好な景観形成

● 重点事業

1

地域特性に合わせた景観の形成【継続・新規】

[都市計画課]

景観形成ガイドラインの活用，景観計画の策定

○ 景観形成ガイドライン策定事業

地域特性に合わせた市全体の景観形成ガイドラインの策定

周知

—

周知

● 景観計画策定事業

行為規制及び支援措置創設に向け景観計画の策定

策定

—

策定
(H29)

● 蔵の街並み形成事業

見世蔵*の活用，伝統的建造物群保存地区*指定の検討等

地区指定

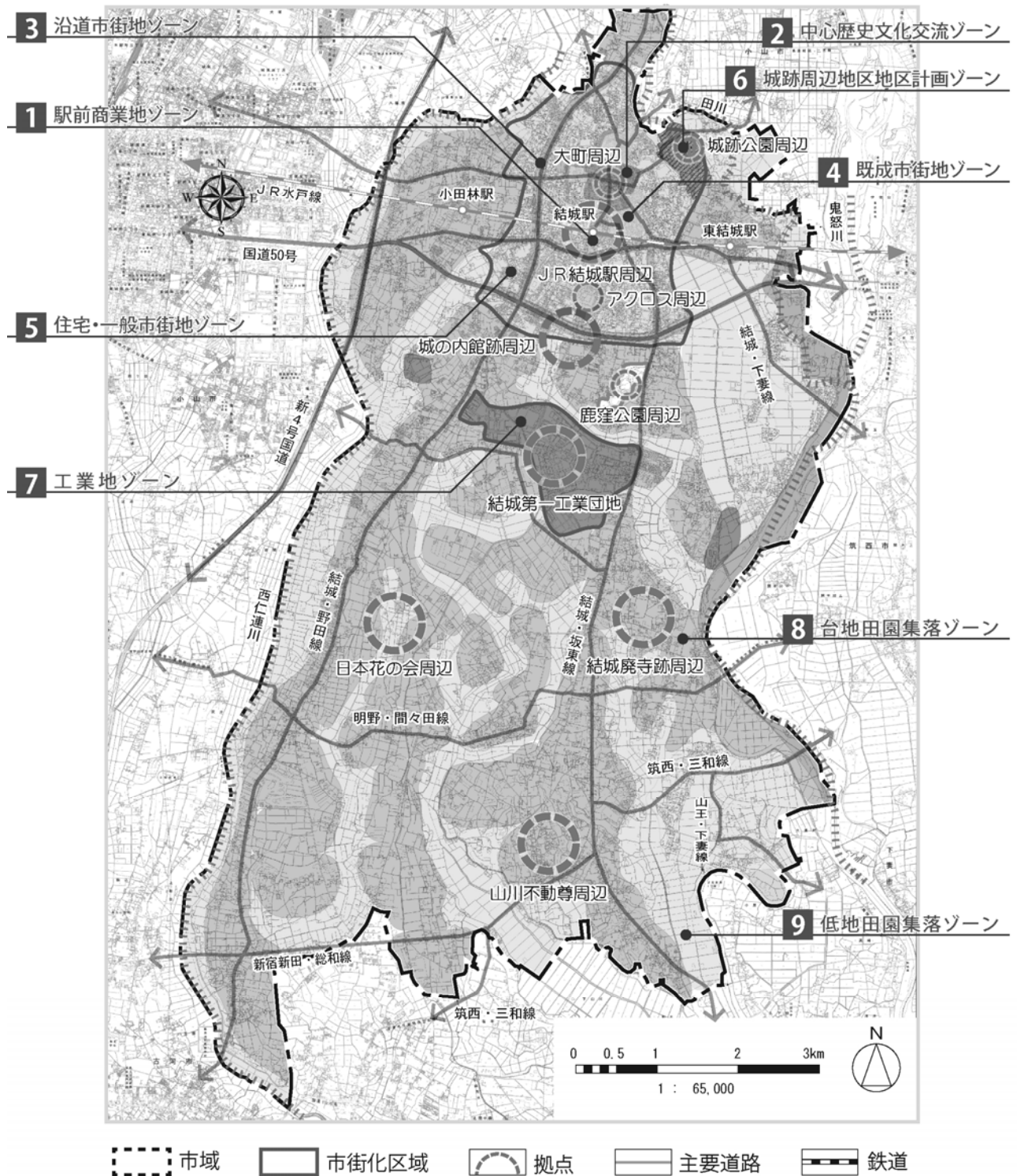
—

指定

主要事業

2-1 計画的で魅力あるまちづくり (都市計画)

□ 景観形成ガイドライン (景観区分の体系)



資料:都市計画課

2 - 2 ゆとりある住みよいまちづくり（住環境）

現状と課題

本市では、土地地区画整理事業*を通じて、良好な住環境の形成に取り組んでいますが、事業期間の長期化に伴う総事業費の増加や土地価格の下落による保留地*販売の不振、そして財政のひっ迫による資金不足などの課題があります。

市営住宅については、老朽化が著しいため、長寿命化計画により施設の改修に取り組んでいますが、長寿命化の改修期間が長期となるため、既存住宅の長寿命化に加え将来必要とされる公営住宅を計画的に供給するための手段を検討する必要があります。

また、高齢化の進展により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しています。全国的には、有料老人ホームなどの整備を推進している自治体も存在しますが、本市においては、持ち家で生活している高齢者も数多く存在（「日常生活圏域ニーズ調査」（平成 26 年度実施）に基づく）しています。

このことから、地域包括ケア*システムの構築を図るうえで「高齢者の住まいに関する施策」は重要であり、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保を図るとともに、高齢化や要介護状態に対応したバリアフリー*住宅等の整備も必要になると考えられます。

基本的方針

市民の住生活の向上を目指すため、総合的な住生活に係る基本計画を策定し、市街地における良質な住宅の供給や、農村における田園居住の推進、空き家等の既存住宅の活用など、計画的な住環境の整備を推進します。

土地地区画整理事業*は、生活道路の改善や公園の整備、水道・下水道事業等の整備を同時に行えるなど、効率的にまちづくりを進められる事業です。

新市街地の形成を目的とする「南部市街地（南部第二，第三，第四土地地区画整理事業*）」においては、広域的な交通を受け止め都市の発展につなげるための広域交流拠点として整備を行います。

住環境の整備を目的とする「結城北部地区」においては、歴史的風情ある中心市街地の周辺地域としてふさわしい良好な住環境を形成するため、土地地区画整理事業*により富士見町、逆井、四ツ京を生活拠点（市民活動や様々な情報の拠点）として整備を行います。

これら事業を継続的に進めることで、子育て世代や高齢者にとって住みやすい地域環境を整え、定住促進による人口増を目指します。

今後は、交付金を活用した財源確保と保留地*販売に取り組み、着実な事業の完成を目指します。

市営住宅については、将来の住宅需要を踏まえた市営住宅マスタープランに基づき、既存住宅の適切な維持管理を行うとともに、必要に応じて、市営住宅の建替えや、民間活用も視野に入れた公営住宅の整備を検討します。

また、介護保険の住宅改修制度の活用促進を図るとともに、関係部署と連携し、公共施設の建設や市営住宅の建て替え時におけるバリアフリー*化を推進します。

施策体系・施策が目指す姿

1 良質な住宅地の整備

住生活基本計画や土地区画整理事業*による新市街地の形成を行い、広域交流拠点を整備すると同時に、中心市街地の周辺地域としてふさわしい良好な住環境の形成を行い、生活拠点（市民活動や様々な情報の拠点）の整備を図りながら、子育て世代や高齢者も住みやすく、住み続けたい地域環境づくりを目指します。

また、老朽化の著しい市営住宅の長寿命化改修を行い良質な住宅を整備するとともに、建替えや民間活用等の検討により、必要な公営住宅の確保を図ります。

2 良好な住環境の形成

未舗装区間や雨水排水の計画的な整備により、生活道路の充実や快適な環境形成、子ども・高齢者にやさしい魅力あるまちづくりを目指します。また、住宅の改修により、手すりや段差の解消を行い、住み慣れた我が家での生活が継続できる環境づくりを目指します。

個別施策・主要事業

1 良質な住宅地の整備

● 重点事業

1	住環境整備の計画的推進【新規】		住生活基本計画の策定等による総合的かつ計画的な住環境の整備推進		
	[都市計画課]		[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
■ 主要事業	● 住生活基本計画の策定		総合的な住環境の整備推進に係る住生活基本計画の策定	計画策定	策定(H30-31)
				—	
■ 主要事業	2 新市街地の形成（南部地域）【継続】		道路築造・舗装，家屋移転，各種調査設計，保留地*販売（結城南部第二～四工区）		
			[区画整理課]		
	● 結城南部第二土地区画整理事業*	道路築造・舗装，家屋移転，各種調査設計，保留地*販売	進捗率	95.5% (H26)	99%
		道路築造・舗装，家屋移転，各種調査設計，保留地*販売	進捗率	86.2% (H26)	91%
		道路築造・舗装，家屋移転，各種調査設計，保留地*販売	進捗率	98.0% (H26)	100%
■ 主要事業	3 住環境の整備（北部地域）【継続】		土地区画整理事業*の促進・支援（富士見町，逆井，四ツ京）		
			[土地区画整理組合，区画整理課]		
	● 富士見町土地区画整理事業*の促進・支援	事業の進捗管理徹底，保留地*契約の推進，事業の促進	進捗率	84.4% (H26)	99%
		事業の進捗管理徹底，保留地*契約の推進，事業の促進	進捗率	89.2% (H26)	95%
		事業の進捗管理徹底，保留地*契約の推進，事業の促進	進捗率	75.4% (H26)	85%

4 市営住宅の改修【継続】 [都市計画課] 市営住宅マスタープランに基づいた改修工事の実施による適正な公営住宅の確保と高齢化・介護等への対応

■ 主要事業

- 市営住宅マスタープランの推進
- 市営住宅維持改修事業

計画的かつ効率的な市営住宅の維持管理と改修整備
市営住宅の修繕及び工事

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

高齢者向け住宅の整備	—	10戸
長寿命化改修整備率	18.9%	73.6%

2 良好な住環境の形成

● 重点事業

1 未舗装道路整備【継続】 [土木課] 未舗装道路の計画的な舗装整備

■ 主要事業

- 市道整備事業

生活道路として利用している未舗装道路の舗装整備

舗装整備率	62.6%	62.8%
-------	-------	-------

2 道路排水の整備推進【継続】 [土木課] 排水が未整備で冠水する道路の計画的な排水整備

■ 主要事業

- 市道排水整備事業

市道の排水整備に伴う側溝新設及び既設側溝の改修

排水整備率	23.8%	24.8%
-------	-------	-------

3 空き家対策の推進【新規】 [生活環境課, 都市計画課, 関係各課] 県や県内市町と連携した空き家対策の検討

■ 主要事業

- 空き家対策の検討

県の連絡会議と連携した空き家の利活用・維持管理方策の検討

出席回数	1回／年	1回／年
------	------	------



□ 土地区画整理事業*により整備された南部市街地



□ 整備された松木合地内の道路

2 - 3 便利で快適に移動できるまちづくり (道路・公共交通)

現状と課題

本市の交通基盤となる道路網は、新4号国道と国道50号の2つの国道を基幹に、主要地方道6路線、一般県道8路線の計16路線によって構成されています。

公共交通については、JR水戸線が東西に走り、市内には3つの駅があるほか、民間路線バスが1路線運行されています。

高齢化の進展に伴い、運転免許証を返上している方も増加し、医療機関への受診や日常生活用品の購入などに支障をきたしている中、高齢者の外出機会の創出は閉じこもりの防止や認知症や介護予防にもつながることから、高齢者などの移動手段のため、8路線で市内巡回バスを運行しています。

また、生活道路（延長832.6km 平成27年4月1日現在）については、老朽化が激しい箇所が多く見受けられ、歩道整備・バリアフリー*化などへの対応も遅れているところもあり、良好な交通環境を目指すためには、適切な改修整備の計画策定が重要です。

基本の方針

都市活動を支え、市民の生活利便性を向上させる広域道路・市内幹線道路等の主要な道路の整備や、誰もが安全で快適に通行できるような生活道路の維持管理など、道路交通環境の整備推進に努めるとともに、誰もが目的地まで快適安全に移動できるまちづくりを目指し、公共交通の充実を図ります。

また、路線バスや福祉タクシーの廃止の代用として、巡回バスを運行しており、利用者の増加に伴い、台数を増大し運営していく方針です。

しかしながら、交通弱者ということを勘案した場合、高齢者のみならず、障害者や妊産婦などが安全で安心して利用できる公共交通機関の整備も並行するなど、多様な交通ネットワークを充実していく必要があります。

施策体系・施策が目指す姿

1

道路ネットワークの形成

都市活動を支え、市民の生活利便性や工業団地等の拠点へのアクセス性を向上させる道路の整備及び維持を推進します。

2

公共交通ネットワークの強化

誰もが目的地まで快適・安全に移動できるまちづくりを目指し、コミュニティバス等を活用した利便性の高い公共交通網の整備推進とともに、多様な交通手段を活用したネットワークの充実を図ります。

3

道路維持管理の充実

誰もが安全で快適に通行できるよう、生活道路の維持管理に努めます。

個別施策・主要事業

1 道路ネットワークの形成

● 重点事業

1

広域的な道路ネットワークの形成【継続】

[土木課]

広域道路である筑西幹線道路の整備

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

主要事業

○ 筑西幹線道路整備事業

広域道路である筑西幹線道路の一部を、市道として整備

筑西幹線進捗率
(市整備分)

79.3%

100%

2

快適に移動できる道路の整備【継続】

[土木課]

市の骨格となる地域幹線道路及び生活道路の拡幅整備の推進

主要事業

● 道路改良事業

道路拡幅による交通網の整備, 安全な歩道の確保

市道 0222 号線
進捗率

23.7%

100%



□ JR 結城駅



□ 巡回バス

2-3 便利で快適に移動できるまちづくり (道路・公共交通)

2 公共交通ネットワークの強化

● 重点事業

1	J Rの利便性の向上【継続】	各種団体を通じた要望の実施，各種イベントへの参画
	[企画政策課]	
		[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)
■ 主要事業	○ JRへの要望活動の実施	近隣市町村と連携した要望活動の継続実施
		要望数 3回／年 3回／年
	○ 水戸線の利用促進イベントへの参画	水戸線沿線の自治体等と連携したイベント等の開催及び参加
		イベント参加数 1回／年 3回／年
2	新たな公共交通システムの検討【継続】	新たな公共交通システムの導入に向けた他市町村の事例の調査検討
	[企画政策課]	
■ 主要事業	○ 新たな公共交通システムの検討	他市町村のコミュニティバス等公共交通システムの調査検討
		報告書作成 - 作成
3	交通弱者等の交通手段の確保【継続】	巡回バスの運行
	[長寿福祉課]	
■ 主要事業	● 巡回バス運行事業	巡回バスの運行による交通弱者等の交通手段の確保
		年間延べ利用者数 22,000 人 44,000 人

3 道路維持管理の充実

1	安全に利用できる道路管理【継続】	市内の生活道路を安全に利用するための維持補修と，経年劣化した道路舗装の計画的な修繕
	[土木課]	
■ 主要事業	○ 舗装補修事業	危険な穴・段差・路肩の崩れ補修などによる安全な道路整備
		要望達成率 85% 100%
	○ 舗装修繕事業	老朽化による劣化や損傷した道路舗装の計画的な修繕
		整備率(延長%) 27% 100%

2 - 4 安全に暮らせる安心なまちづくり（防災・防犯・安全）

現状と課題

平成 23 年 3 月の東日本大震災や平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨など、これまでの想定を超えた自然災害は本市にも大きな被害をもたらしました。今後も、日本各地で大きな地震や異常気象による風水害等の発生が予測されるなか、本市においても、河川や地形等の特性にあわせた災害対策の再確認や地域と連携した防災体制を見直す必要があります。

また、北西部地域では、公共下水道等の整備による雨水対策を進めてきましたが、放流先である西仁連川の許容量が極めて少なく、近年のゲリラ豪雨の増加等により浸水被害発生のおそれがあるため、逆井調整池を整備する必要があります。

交通事故発生件数及び交通事故死傷者数は減少傾向にありますが、市民に対して、継続的な啓発活動や情報提供に努める必要があります。

社会環境の変化に伴い、ニセ電話詐欺、インターネットトラブル等の悪質商法や詐欺の被害が増加傾向にあり、社会問題化していることから、消費生活センター*による消費生活トラブルの相談や解決、広報紙への掲載による注意喚起を行っており、今後は、関係機関や警察署などとのさらなる連携が必要です。

基本的方針

大規模災害発生時は、行政のみで対応することには限界があることから、消防団員の確保・育成や、自主防災組織の活動促進など地域における危機管理体制を確立し、市民の防災意識の向上を図ります。

同時に、災害に強い生活基盤づくりに向けて、非常時に備え、非常用食糧をはじめ生活必需品、資機材の充実や、災害発生時の情報伝達のための防災行政無線や避難所など、防災施設の整備・拡充を進めるとともに、市民に対しても広報紙への掲載による周知を行います。

逆井調整池の整備にあたっては、用地の取得や建設費用の確保などの課題を解決しつつ、関係機関や地元住民の協力を得ながら、完成を目指します。また、調整池の整備にあわせ、道路等を整備することで周辺地区の利便性の向上を図ります。

市民生活の安心・安全を確保するため、警察署、防犯協会及び地域と連携のもと、地域防犯リーダーの育成や、防犯パトロールの活動など住民の防犯意識の高揚に努め、情報の迅速な収集・伝達や住民参加による予防体制を整備・充実させ、犯罪のない安心できるまちづくりを推進します。

また、交通関係機関、団体と連携し、市民に対する交通安全意識を醸成するため、交通安全教室の開催や啓発活動を推進します。

製品事故やニセ電話詐欺、悪徳商法などの市民の日常生活を脅かす事件や事故から市民を守るため、消費生活センター*の機能充実を推進します。

施策体系・施策が目指す姿

1 防災対策の充実

安全で安心なまちづくりを目指し、市民・企業・行政が連携した防災体制と、「自らの安全は自ら守る」という積極的な防災対策を推進します。北西部地域の雨水対策のため、逆井調整池の完成を目指し、事業を進めます。

2 防犯対策の充実

防犯灯の設置や、地域ぐるみの防犯の取り組みなどにより、誰もが安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを目指します。

3 交通安全対策の推進

障害者、高齢者を含め、誰もが安全に目的地に移動できるよう、市民にわかりやすい道路案内標識等の設置や、通学路における街路灯・歩道等の設置など、交通安全施設の整備とともに、交通安全意識の啓発を進めます。

4 消防・救急体制の強化

常備消防の広域化、非常備消防のさらなる充実、施設の整備とともに、市民の火災予防意識を高揚し、予防消防の重要性を周知します。

5 健全な消費生活の確保

広報紙・ホームページ・リーフレット等による啓発と情報提供、イベントや出前講座の開催などにより、消費者被害防止を目指します。また、相談員の研修会、学習会への参加支援、司法書士による多重債務相談会の開催などにより、相談業務の充実を図ります。



□ 結城市消防団



□ 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による被害

個別施策・主要事業

1

防災対策の充実

● 重点事業

1

防災計画の推進【継続】

[防災安全課]

地域防災計画や各種ハザードマップ*等の整備・推進・見直し

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

主要事業

○ 地域防災計画の推進

計画に基づく初動体制等の構築及び行動内容等の周知

計画推進

推進

推進

○ 洪水ハザードマップ*の見直し

関東・東北豪雨をふまえた洪水ハザードマップ*の見直し

見直し

—

見直し
(H28-29)

2

防災訓練等の実施【継続】

[防災安全課]

総合防災訓練の開催，防災行政無線の更新，防災メール・ケーブルテレビの活用

主要事業

● 総合防災訓練開催事業

市民参加型防災訓練の実施

参加者数

1,500 人

2,000 人

● 防災行政無線整備事業

防災行政無線の更新(デジタル化対応)及び利活用

整備率

80%

100%
(H28)

3

自主防災組織の育成【継続】

[防災安全課]

自主防災会の結成促進

主要事業

○ 防災組織育成事業

自主防災組織の設立及び資機材購入に対する支援

組織率

21.4%

100%

4

避難所の充実【継続】

[防災安全課]

災害時における避難施設，備蓄体制の充実

主要事業

○ 災害時備蓄体制整備事業

非常用備品及び保存食を備蓄倉庫等への配備

備蓄数量

5,100 食

5,630 食

5

耐震化の促進【継続】

[都市計画課]

耐震診断*士の派遣，ホームページやパンフレット配布による情報の発信

主要事業

○ 木造住宅耐震診断*士派遣事業

木造住宅の耐震診断*を行う診断士の派遣

耐震化率

66.2%

90.0%

6

雨水の適正処理【継続・新規】

[下水道課]

逆井調整池等の整備による雨水の適正処理の推進

主要事業

● 逆井調整池整備事業

逆井調整池の整備

整備率

1%

59%

○ 逆井調整池周辺地区整備事業

逆井調整池周辺地区の道路等の整備検討

整備計画の策定

—

策定

2-4 安全に暮らせる安心なまちづくり (防災・防犯・安全)

2 防犯対策の充実

● 重点事業

1

○ 防犯灯整備事業

地域で設置する防犯灯への支援

補助件数

65 件／年

65 件／年

2

● 地域防犯ボランティア支援事業

地域での防犯ボランティア活動に対する支援

ボランティア団体数

10 団体

12 団体

3

○ 防犯サポーター設置事業

駅周辺地域や通学路の防犯パトロールの実施

通学路パトロール日数

190 日

190 日

防犯灯の設置【継続】

住民自らが地域における夜間の事故や犯罪の未然防止を図るための防犯灯設置の支援

[防災安全課]

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

地域ぐるみの防犯【継続】

防犯ボランティアパトロール活動の支援、警察署も含めた情報の共有と活動

[防災安全課]

防犯や事故の未然予防のため、駅周辺地域及び通学路の防犯パトロールの実施

[防災安全課]

3 交通安全対策の推進

● 重点事業

1

主要事業

安全に利用できる道路管理【継続】

[防災安全課, 土木課]

● 交通安全施設整備事業

交通事故の発生防止のためのカーブミラーや道路案内標識等の設置

危険箇所数

40 か所／年

40 か所／年

2

主要事業

交通マナー向上と交通安全教育の充実【継続】

[防災安全課]

○ 交通安全教室の開催

交通安全教育による道路を通行する際の安全の確保

開催回数

15 回／年

15 回／年

○ 交通安全キャンペーンの実施

交通安全の意識啓発

開催回数

4回／年

4回／年

危険な箇所の調査、交通安全施設等の整備

車両運転時のマナー向上と交通安全教育の実施、自転車関連の道路・施設整備やマナー向上

3	街路灯の設置【継続】	[防災安全課]	市内小中学校の児童・生徒の登下校時における通学の安全を図る通学路への街路灯設置	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
				設置基数	10基／年	12基／年

主要事業

4	交通事故被害者の救済【継続】	[防災安全課]	県民交通災害共済への加入促進	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
				加入者数	6,180人	6,500人

主要事業

4 消防・救急体制の強化

1	消防団施設の整備・更新【継続】	[防災安全課]	消防団詰所の整備，車両の更新，装備の充実	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
				更新車両数	—	3台／5年

主要事業

2	消防団の活性化と団員確保【継続】	[防災安全課]	消防団員の福利厚生の充実，処遇改善	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
				団員数	262人	300人

主要事業

3	消防水利の設置【継続】	[防災安全課]	消防水利のない地区に対する水利の確保	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
				公設基数	1基	2基

主要事業

2-4 安全に暮らせる安心なまちづくり (防災・防犯・安全)

■ 主要事業	4 予防消防の徹底【継続】	火災予防運動、各種訓練の実施		
		[防災安全課]		
		[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
	○ 火災予防キャンペーン	秋と春の全国火災予防週間	実施回数	2回
				2回

5 健全な消費生活の確保

■ 主要事業	1 消費者被害防止のための市民への啓発【継続】	広報紙・ホームページなどによる啓発と情報提供、啓発イベントや出前講座の開催、リーフレットなどの作成・配布		
		[商工観光課]		
		[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
	○ 消費者行政事業	消費生活センター*の運営, 消費生活問題に関する学習会への参加	啓発イベント回数	3回/年
	○ 消費生活啓発事業	消費者問題に取り組む市内団体が行う啓発活動に対する支援	支援団体数	1団体/年
				1団体/年

■ 主要事業	2 相談業務の充実【継続】	相談員の研修会、学習会への参加支援、司法書士による多重債務相談会の開催		
		[商工観光課]		
		[指標名] 現状値(H26) 目標値(H32)		
	○ 消費生活センター*運営支援	消費生活センター*の運営支援	相談件数	279件(H26)
				300件



□ 防災広場



□ 秋の交通安全運動

2 - 5 安全な水を安定供給できるまちづくり（上水道）

現状と課題

本市の水道事業は、昭和 40 年に給水を開始し、現在第 4 次拡張事業により全市給水を目標に事業を行っており、平成 26 年度末の普及率は 98.6%に達しています。また、事業開始から半世紀が経過しており、浄水場施設の老朽化が進んでいることから、次世代に施設を引き継げるよう計画的な更新を実施し、安全・安心な水の安定供給を図る必要があります。

災害に強い水道施設を構築するため、石綿セメント管*や全ての老朽管を更新し、漏水やにごり水の低減に努め、管路の耐震化を急いで進める必要があります。

今後は県水の受水量の増加が見込まれるため、水源の構成変更に合わせた施設の見直しが必要になります。また、県水の受水量の増加に伴う受水費の増加や耐震化・老朽化対策の財源を確保しつつ、健全な水道事業経営を継続するため、水道料金水準の検討を行う必要があります。

少子高齢化や節水型社会などにより、給水収益は減少傾向になっていることから、民間委託の拡充などによる合理化を推進します。

基本的方針

今日の水道事業を取り巻く状況は、少子高齢化や節水型社会への移行に伴う給水収益の減少に加え、老朽化施設の修繕費、電気料金の高騰による動力費の増加に起因して、年々厳しくなることが予想されます。

また、将来の水需要を見据えた長期的視点から水道施設の再構築を検討するとともに、事業創設期に布設した配水管の布設替えなどの老朽化対策を着実に進めることが重要となっています。

このような中、本市の水道事業では独立採算経営を基本として、官民連携を積極的に進め、経費の削減と一層の効率化に努めたうえで、本市水道ビジョンに掲げる「将来につなげる結城の水道」の実現に向けて、アセットマネジメント*（資産管理）の手法を活用した老朽化対策と需要に合った拡張事業を展開します。

施策体系・施策が目指す姿

1 安全で安定した水の供給

上水道の整備を推進しつつ、将来性を見据えた水道施設整備基本計画の見直しにより、本町・林浄水場の施設改修、更新工事を実施することで安全な飲料水を安定的に供給します。

2 健全な水道経営と水道サービスの充実

水道料金検針徴収業務及び給水装置関係業務の効率的・効果的な運営により、給水収益の確保及び水道利用者へのサービスの向上を図ります。

個別施策・主要事業

1 安全で安定した水の供給

1 浄水場施設等の更新【継続】

[水道課]

老朽化した浄水場施設等の耐震化の実施，施設整備基本計画の見直しによる施設更新

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

主要事業

○ 施設整備事業

浄水場施設等の老朽化に伴う施設更新及び耐震化の実施

耐震化率	0% (H26)	100%
------	-------------	------

2 配水管更新による漏水及びにぎり対策【継続】

[水道課]

石綿セメント管*等を耐震性のある管に布設替え

主要事業

○ 配水管更新事業

石綿セメント管*等の耐震性のある管への更新

石綿セメント管* 残延長	41,911m (H26)	16,911m
-----------------	------------------	---------

3 全市給水を目的とした配水管の布設拡張【継続】

[水道課]

全市給水を目標とした区画整理事業地内や未整備地区への配水管の拡張事業

主要事業

○ 第4次拡張事業

区画整理事業地内や未整備地区への配水管布設

水道普及率	98.6% (H26)	99.8%
-------	----------------	-------

2 健全な水道経営と水道サービスの充実

1 水道事業会計の効率的な運営による経営の健全化【継続】

[水道課]

水道料金検針・徴収事務，給水装置関係業務，水道料金システムの包括的な委託

主要事業

○ 水道料金検針・徴収業務委託事業

水道料金検針及び徴収業務の民間委託

料金収納率	99% (H26)	100%
-------	--------------	------



□ 林浄水場



□ 林浄水場（監視室）

2 - 6 地球環境にやさしいまちづくり（環境保全・排水処理）

現状と課題

本市は肥沃な土壌と豊富な水に育まれ、様々な農産物を生産しているほか、美しい田園風景が広がっていますが、日常生活や事業活動の中で発生する大気汚染や水質汚濁、騒音等の公害問題から、廃棄物や不法投棄問題、地球規模で発生する地球温暖化まで、様々な環境問題が顕在化しています。

これらの問題の改善を図り、本市の環境を将来へ受け継ぐためには、市民一人ひとりが環境の大切さを深く理解し日常生活のあり方を見直し、真剣に取り組むことが重要です。

本市の公共下水道（汚水）は昭和 46 年から整備に着手していますが、整備完了までには長い期間が見込まれるため、平成 27 年に市全体の公共下水道・農業集落排水*・合併処理浄化槽*などの計画である「生活排水ベストプラン」を見直しました。

また、結城市下水浄化センターの老朽化や処理能力の低下が懸念されたことから、平成 24 年に「結城市下水浄化センター長寿命化計画（第 1 期）」を策定し、改築更新及び耐震化を進めています。

基本的方針

全ての市民が、健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを後世に引き継ぐとともに、自然と人間が共生し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会*を構築していきます。地球環境保全は人類共通の課題であることから、市民、事業者及び行政の問題と捉え、それぞれの責務を自覚し、公平な役割分担のもと、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的な取り組みを推進していきます。

公共下水道の整備を促進し、都市の健全な発展と生活環境及び公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図ります。

施策体系・施策が目指す姿

1 循環型社会*の形成

環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会*の構築を目指します。市民とともに、ごみの減量化、分別、環境衛生の向上に継続的に取り組みます。また、ごみの安全な収集に努めます。

2 地球温暖化対策の強化

地域環境問題を市民・事業者・行政とともに解決し、ゆとりとうるおいのある生活を営むことができる環境の確立や、市民一人ひとりが環境への理解と認識を深めるための環境教育の充実を図ります。

3 生活環境の保全

市民一人ひとりが監視の目を光らせ、公害や不法投棄を未然に防ぐことで、モラルの向上を図るとともに、生活環境の保全を推進します。

4 生活排水の適正な処理

公共下水道の整備並びに合併処理浄化槽*の設置を促進し、公共衛生の向上、農業集落排水*処理施設の維持管理を行い、公共用水域の水質保全を推進します。

個別施策・主要事業

1 循環型社会*の形成

1	本市の環境の保全及び創造【継続】 [生活環境課]	環境基本計画の改定と実行		
		[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
主要事業	○ 環境基本計画の改定と実行	環境基本計画の見直しと、結城市環境基本条例の基本理念の実現	環境基本計画の見直し	— 見直し(H32)
2	資源物の分別収集の推進【継続】 [生活環境課]	資源物の分別収集の実施		
		[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
主要事業	○ 資源物分別収集事業	紙類・缶類・ビン類の15品目を対象とした、資源ごみの分別収集	ごみ資源物比率	13.3% 18.3%
3	ごみの減量化の推進【継続】 [生活環境課]	生ごみ減量化器具設置補助、市民に対するごみ減量化啓発事業の実施		
		[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
主要事業	○ ごみ減量化対策事業	生ごみ減量化器具設置への補助	設置基数	750基 800基

2 地球温暖化対策の強化

1	地球温暖化対策の強化【継続】 [生活環境課]	地球温暖化対策の実施		
		[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
主要事業	○ 地球温暖化防止キャンペーンの実施	節電キャンペーンの実施	実施回数	2回/年 2回/年

2	新エネルギー*導入の促進【継続】		新エネルギー*導入に対する情報提供		
	[生活環境課]		[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
■ 主要事業	○ 新エネルギー*導入に対する情報提供	新エネルギー*に対する情報提供	広報回数	1回／年	5回／年
3	環境教育の推進【継続】		環境講座，出前講座の開催，環境学習副読本への情報提供		
	[生活環境課]				
■ 主要事業	○ 環境講座	環境講座，出前講座の実施	環境講座	3回／年	3回／年
3 生活環境の保全					
1	ごみの不法投棄の防止【継続】		環境監視嘱託員の採用，環境監視員の委嘱，関係機関との連携強化		
	[生活環境課]				
■ 主要事業	○ 不法投棄等監視事業	環境監視員，環境監視嘱託員の委嘱，不法投棄防止パトロールの実施	不法投棄防止パトロール日数	13日／年	13日／年
2	地域環境の美化【継続】		地域環境クリーン作戦の実施		
	[生活環境課]				
■ 主要事業	○ 市民一斉クリーン作戦の実施	市民一斉クリーン作戦の実施	市民一斉クリーン作戦実施件数	1回／年	1回／年
3	公害監視活動の推進【継続】		公害の監視測定，公害苦情処理		
	[生活環境課]				
■ 主要事業	○ 河川の水質測定の実施	河川の水質測定の実施	河川測定件数	4回／年	4回／年

4 生活排水の適正な処理

1	合併処理浄化槽*設置促進【継続】 [生活環境課]	合併処理浄化槽*設置費補助			
	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)				
主要事業	○ 合併処理浄化槽*等設置事業	合併処理浄化槽*などの設置者に対する補助	設置基数	80基/年	80基/年
2	公共下水道の整備推進【継続】 [下水道課]	汚水管渠の整備等による下水道の整備推進			
	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)				
主要事業	○ 下水道汚水管渠整備事業	下水道汚水管渠整備, 普及促進	供用開始区域面積	790ha (H26)	898ha
3	下水浄化センターの改築【継続】 [下水道課]	長寿命化計画の策定, 老朽化施設の改築(更新もしくは長寿命化)の実施			
	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)				
主要事業	○ 下水浄化センター改築事業	長寿命化計画(第2期)の策定, 老朽施設の更新	更新機械設備数	4か所	12か所
4	農業集落排水*処理施設の維持管理【継続】 [耕地課]	整備計画の策定, 計画的な改修事業の実施			
	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)				
主要事業	○ 農業集落排水*機能強化事業	大戦防・武井南地区農業集落排水*処理施設の更新	処理施設等機能強化	事業開始	完了



□ 小学校で開催された環境講座



□ 下水浄化センター改築事業

3

歴史と自然を育む
活力あるまちづくり（産業）

3－1	元気あふれる農業の振興 （農業）	94
3－2	ものづくりと創造の力を育む工業の振興 （工業）	98
3－3	活気にあふれた商業の振興 （商業）	102
3－4	地域資源を活用してにぎわいと交流を促進する観光の振興 （観光）	105
3－5	つちかわれた技術を継承する伝統産業の振興 （伝統産業）	108

3 - 1 元気あふれる農業の振興（農業）

現状と課題

本市における農業は、肥沃な土地と温暖な気候に加え、首都圏に近接しているという立地条件にも恵まれ、米・野菜・果樹・畜産といった都市近郊型の多彩な農業が展開され、基幹産業に位置づけられています。

その一方で、平成 17 年から 22 年の 5 年間に、農業従事者人口及び農家戸数がそれぞれ 1 割以上減少していることから、地域農業を維持するために、地域の担い手となる農業者を確保し、育成していく必要があります。

さらに、離農者等の増加による耕作放棄地の発生を防ぎ、優良農地を確保するため、農地法に基づく土地所有者への指導及び適正な処理を行うとともに、地域の担い手へ農地の利用集積を図り、効率的な経営が行えるよう、農地の再整備を含むインフラ整備を行う必要があります。

また、世界的な貿易自由化の流れの中、輸入農畜産物は増加傾向にあり、過剰供給による価格の低迷は、農家の所得の減少を招き、農業離れを助長する恐れがあります。このため農業経営の安定化・合理化を支援する施策を通じ、農業者の生活の安定や若返りの促進を図る必要があります。

基本的方針

担い手となる農業者を中心とした農地の利用集積・圃場整備や、高性能農業機械の導入などにより、効率的な農業を推進します。また、農業者年金への加入促進を図るなどにより、若い農業者が安心して従事できる農業環境の整備と経営の安定化を支援します。

「魅力」や「強み」のある結城らしい農業を推進することで、地域農業の発展や、農村地域の活性化を図ります。

地域農業の支援のため、J A 等関係機関との連携を強化するとともに、農業公社等の設置について検討します。

また、市民の農業に対する理解を深め、農村地域の活性化につなげるため、地産地消*や田植え・稲刈りや野菜の収穫等の農業体験など、市街地と農業地域の交流を通して、農業の魅力を広める活動を積極的に展開します。

施策体系・施策が目指す姿

1 活力ある産地の育成

首都圏への生鮮野菜の供給が可能な立地条件をいかしつつ、消費者ニーズに即した優良な農産物を生産し、ブランド化することで、他地域との差別化を図り、活力ある産地を形成します。

また、市民の農業への関心を高めるため、地産地消*や食農教育などを推進します。

2 担い手農業者の確保・育成・支援

青年就農者や新規就農者に対し、栽培技術の習得や機械の導入などきめ細やかな支援を行うなど、国・県における各種施策を用いながら、地域の担い手となる農業者の確保・育成を推進します。

また、優良な耕作条件を有する農地について、地域の担い手を中心とした集積を行い、農業経営の大規模化を推進します。

3 農村環境の保全

持続的な農業が行えるよう、減農薬・減化学肥料を推進します。また、農村が持つ自然環境を保全し、良好な景観形成など多面的な機能を適切かつ十分に発揮できるよう農地の有効活用を推進します。

個別施策・主要事業

1 活力ある産地の育成

● 重点事業

1 普通作経営の安定化【継続】

[農政課]

新規需要米*や戦略作物*生産を推進し、米価の安定と大規模普通作経営の安定に向けた支援

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

■ 主要事業

○ 経営所得安定対策事業

適正な米価維持に向けた新規需要米*や戦略作物*の生産を支援

需要に応じた生産	達成	達成
----------	----	----

2

2 畜産経営の安定化【継続】

[農政課]

家畜の感染症予防、発生した際の蔓延防止、畜産経営の安定に向けた支援

■ 主要事業

○ 家畜防疫事業

感染症予防ワクチンの接種への補助

畜産農家における認定農業者数	55%	65%
----------------	-----	-----

3

3 農産物のブランド化【継続】

[農政課]

新市場開拓、首都圏におけるPR、農協とのタイアップ等による農産物のブランド化

■ 主要事業

● 銘柄産地推進事業

高品質な農産物の産地としての指定

指定作物	2品	3品
------	----	----

○ 市場PR活動

結城市産農産物を宣伝するための市場訪問

訪問回数	4回/年	10回/年
------	------	-------

○ 茨城マルシェPR活動

茨城県のアンテナショップ*の活用

活用回数	2回/年	6回/年
------	------	------

4

4 農業生産団体の育成【継続】

[農政課]

集落営農*組織の育成・法人化等による農業生産団体の育成

■ 主要事業

● 集落営農*組織育成事業

機械や施設を共同利用する組織への支援

組織数	72団体	75団体
-----	------	------

5

5 地産地消*の推進【継続】

[農政課、地産地消*推進協議会]

地産地消*推進協議会の運営、地元農産物PR等による地産地消*の推進

■ 主要事業

● 地産地消*推進事業

各種イベント等を活用した地元農産物の消費拡大への支援

地産地消*のPR回数	7回/年	8回/年
------------	------	------

○ 食農教育推進事業

市内小学生に対する食農教育の実施

実施校	3校/年	9校/年
-----	------	------

2 担い手農業者の確保・育成・支援

1

地域における担い手農業者の確保・育成【継続】

[農政課]

若い就農者など地域の担い手となる農業者の確保・育成・支援

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

■ 主要事業

- 地域担い手確保・育成事業 人・農地プランの更新等
- 認定農業者等育成事業 市基本構想に見合う農業経営を営む者の認定
- 新規就農者確保・育成事業 新たに農業を始める者への支援

人・農地プランに位置付けた農業者数	142 人	300 人
認定農業者数	265 人	300 人
青年就農給付金受給者	2人	5人

2

農業者年金制度の周知及び加入推進による就農環境整備【継続】

[農業委員会]

パンフレット配布，戸別訪問による加入推進

■ 主要事業

- 農業者年金加入推進活動事業 制度説明と年金加入推進のための農業委員による戸別訪問実施

農業者数	195 人	300 人
------	-------	-------

3

優良農地の確保・利用集積【継続】

[農政課]

農地法に基づき農地を適正に管理し，担い手農業者に対する利用集積の推進

■ 主要事業

- 農地利用集積事業 農地中間管理事業による農地集積

事業による集積率	2.9%	66%
----------	------	-----



□ 田植え体験



□ 茨城県のアンテナショップ*でのPR活動

3-1 元気あふれる農業の振興（農業）

3 農村環境の保全

1	環境にやさしい農業推進【継続】		有機肥料*を活用した土づくりや、適期一斉防除をはじめとする、減農薬栽培の普及を推進		
	[農政課]		[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
主要事業	○ 病虫害発生予察調査事業	害虫発生予察調査情報をもとにした適期防除の啓発	発生予察調査回数	30回／年	30回／年
	○ 航空防除事業	無人ヘリによる水稻の広域的な防除作業	実施面積	663ha	700ha
2	耕作放棄地解消の推進【継続】		耕作放棄地対策協議会を運営し、耕作放棄地の実態把握による解消施策の検討		
	[農政課, 農業委員会]				
主要事業	○ 耕作放棄地対策協議会運営事業	耕作放棄地対策協議会の運営	協議会開催回数	1回	1回
	○ 耕作放棄地実態調査	耕作放棄地の実態を把握	実態面積	105ha	100ha
3	農業生産基盤の整備【継続】		農業生産基盤施設としての農道の舗装化や拡幅整備		
	[耕地課]				
主要事業	○ 市単農道整備事業	野菜産地を中心とした農道の整備	農道整備延長	13,383m	18,183m
	○ 畑地帯総合整備事業	畑総整備事業の整備地区の検討及び整備計画の策定	計画策定	—	策定
4	農村環境保全活動への支援【継続】		地区内住民の環境保全活動組織への指導、支援活動		
	[耕地課]				
主要事業	○ 多面的機能支払交付金事業	活動組織への補助	活動組織数	19地区	30地区
5	農業用排水施設の整備【継続】		要望箇所の整備・改修、農家組合及び土地改良区への支援		
	[耕地課, 農家組合, 土地改良区]				
主要事業	○ 用排水路改修材料支給事業	農業用排水路改修を行う団体に対する改修用資材の支給	支給地区数	6地区	30地区

3 - 2 ものづくりと創造の力を育む工業の振興（工業）

現状と課題

本市の工業は、結城第一工業団地を中心に企業誘致を進めてきた結果、多様な業種の企業が立地し、特に、中間製造の事業者が多いことが特徴となっています。

平成 21 年度から整備を進めてきた結城第一工業団地矢畑地区については、近年の順調な社会経済情勢から企業進出が進み、平成 27 年度の事業完了とともに、企業の立地が図られました。

また、本市を含む県西地域では、大手自動車メーカー関連企業が既に 5 社進出しており、平成 28 年度に大手自動車メーカー本社工場の全面稼働が開始されると、現状以上の需要が見込まれると想定しています。

さらに、圏央道の開通による高規格幹線道路網の充実と、五霞等の圏央道インターチェンジの開設に伴うアクセス道路の整備による、一層の交通利便性の向上が考えられます。

このような現状を踏まえ、平成 26 年度には、さらなる産業拠点の形成及び定住促進のための雇用の創出を目的として、市全体の発展に向けて、上山川北部地区を結城第一工業団地の拡大地区として基本構想を策定し、平成 27 年度から事業化に向けた関係機関との協議を進めているところです。

活力あるまちづくりを進めるためには、雇用の場を確保することが重要であり、ふるさとへの就労希望者を受け入れるなど、U J I ターン*への対応を検討することが課題となっています。

また、中小企業者については、安定した経営基盤を築くための支援が必要です。イノベーション*による生産性の向上、新技術・新産業の創出の強化が課題となっています。その他、ジェトロ（日本貿易振興機構）を活用し、海外に向けた新たな販路拡大の展開が必要です。

基本的方針

総合的な工業環境の整備を図るためのマスタープラン*を策定し、計画的な地域産業の振興や企業立地の推進を図ります。

地域バランスに考慮した工業機能の充実を図り、地域産業と共存できる基盤や仕組みづくりに努めるとともに、市内の中小企業が利用しやすいような融資制度を充実させ、経営基盤の安定化と強化を支援します。

また、企業環境を整備・充実するため、立地企業や事業所への助成など企業ニーズに応えた立地環境の整備を図り、地域の特性、交通の利便性をいかした市内外の企業及び事業所への誘致活動を展開するとともに、立地企業や事業所などへのきめ細かなフォローアップを実施することにより、市外への流出を防止し、市内への再投資を促進します。

さらに、立地の受け皿となる産業拠点の創出のための新たな工業用地の確保については、上山川北部地区の整備を推進します。

施策体系・施策が目指す姿

1

工業振興の計画的推進

総合的な工業振興のマスタープラン*を策定することにより、計画的かつ効果的な地域産業の活性化や企業誘致を目指します。

2

地域産業の振興

イノベーション*（新しい切り口）による生産性の向上，新技術・新産業の創出の強化を図るとともに，商工業の振興や，個性あふれる地域産業の育成，地域に貢献する企業への支援等を行います。

3

企業支援の推進

雇用の場を確保し，地元工業の発展と地域活力の創造を図るため，工業団地等の産業拠点の整備を進めます。

また，企業誘致と産業拠点の整備を推進することで，工業の振興を図り，地域経済の発展と雇用機会の増加を目指します。



□ 結城第一工業団地

個別施策・主要事業

1 工業振興の計画的推進

● 重点事業

1

工業振興計画の策定と推進【新規】

[商工観光課、企業立地推進課]

地域産業振興や企業誘致に係る総合的な工業振興計画の策定と推進

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

主要事業

● 工業振興計画の策定

工業振興計画の策定

計画策定

—

策定
(H29-30)

2 地域産業の振興

● 重点事業

1

商工会議所機能強化（工業）【継続】

[商工観光課]

中小企業者経営等に関する相談事業のため、商工会議所への補助金の交付（工業）

主要事業

○ 中小企業相談事業（工業）

中小企業経営等に関する様々な相談事業への補助金の交付

相談指導件数

1,500 件／年
(H26)

1,600 件／年

2

商工業振興支援（工業）【継続】

[商工観光課]

市内の商工業者の振興発展を図るため、商工会議所への補助金の交付（工業）

主要事業

○ 商工業振興事業（工業）

商工会議所が行う地域工業の振興に関する事業への補助金の交付

事業数

6事業

6事業

3

中小企業経営支援（工業）【継続】

[商工観光課]

市内中小企業者のための各種融資制度の充実（工業）

主要事業

○ 中小企業資金融資対策事業

市内中小企業者に対する事業資金の融資等

自治金融
審査件数

39 件／年
(H26)

40 件／年

4

地域産業の活性化【継続】

[商工観光課]

住宅の改良や改修を行う市民に対する住宅リフォーム資金補助

主要事業

● 住宅リフォーム資金補助金

住宅の改良または改修を行う市民に対する補助金の交付

件数

40 件／年

50 件／年

3 企業支援の推進

● 重点事業

1

企業誘致の促進【継続】

[企業立地推進課]

企業に対する優遇制度の充実，新たな優遇措置の検討

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

主要事業

● 企業誘致促進事業

事業所を新設または増設した者に対する奨励金の交付

誘致企業数	14 事業所	16 事業所
-------	--------	--------

2

産業拠点の形成【継続】

[企業立地推進課]

新たな産業拠点の整備

主要事業

● 工業団地整備推進事業

結城第一工業団地上山川北部地区の整備

進捗状況	協議・調整	分譲開始
------	-------	------

3

立地企業の支援【継続】

[企業立地推進課]

企業PR活動及び産学交流会などの支援

主要事業

● 産業PR推進事業

企業へのフォローアップの充実
企業イメージアップの支援

進捗状況	実施	拡充
------	----	----

● 産学官交流事業

高校等と企業との就職情報交換，
企業への技術協力，社員のスキルアップ支援，研究・開発の支援

進捗状況	実施	拡充
------	----	----



□ 産業PR事業



□ 就職情報交換会

3 - 3 活気にあふれた商業の振興（商業）

現状と課題

本市の商業はＪＲ結城駅北側を中心に発展し、かつての商店街は活気がありました。しかし、モータリゼーション*の進展に伴い、市民の消費行動が郊外型に変化したことから、本市においても中心市街地での衰退傾向が見受けられます。

結城駅以北の駅前通りを中心とした市街地では、大型店舗の立地や商店街の後継者不足、高齢化など様々な問題により、シャッターを下ろしている店舗が目立っています。

中心市街地の活性化対策として、空き店舗活用者に対する支援制度を実施していますが、支援終了後に撤退するケースが多く、課題となっています。

まちづくり機関である「(株) TMO*結城」が主催するイベントは市民にも定着し、近年評価が高まっています。しかし、地区内における産業・生活・商業面の課題の解消には至っていません。

空き店舗の活用については、イベント等における一時的な貸出は容易ですが、長期間の貸出となると難しい状況にあります。

基本的方針

関係団体と連携した計画的な商業環境の充実と活性化を図るため、商業振興に係る総合的なマスタープラン*を策定します。

現在の多様化・個性化された消費者のライフスタイルの変化に対応するため、北部中心市街地と国道 50 号沿線の商業施設等との共生・機能分担による商業の振興を進めます。

中心市街地では、商業機能の再生を図ることで、空き店舗を減少させるとともに、寺社や見世蔵*など歴史的な街並みを活用して、にぎわいの創出に努めます。

また、こうした施策を進めるため中心市街地の活性化に取り組む人材の育成や組織の体制づくりを強化します。



□ (株) TMO*主催イベント（結いのおと）

施策体系・施策が目指す姿

1

商業環境の計画的な振興

商業観光計画の策定により、商業を取り巻く現況や課題を整理しつつ、関連団体と連携を図りながら、計画的な商業環境の充実と活性化を図ります。

2

にぎわいのある商業の振興

商業者への支援や空き店舗活用の推進により、商店街の環境整備が促進され、魅力ある買い物空間を創出し、にぎわいのある商業の振興と、市民の日常的な買い物の利便性の向上を目指します。

3

商業を支える人材・組織の育成

若者が働きやすい環境や交流機会をつくることにより人材の育成を図り、また、外部から人材を登用する講習会や相談会などの制度を支援し、新たな人材の獲得を目指します。

4

中心市街地の活性化

宿泊施設や市内店舗、各種団体等が連携しながら、既存店舗・商業施設の利便性向上と充実や、中心市街地の空洞化抑制と拠点店舗づくり、各種イベントの支援などにより、中心市街地のにぎわいを取り戻し、商業の活性化を図ることで、魅力あふれる商業空間を創出します。

個別施策・主要事業

1

商業環境の計画的な振興

● 重点事業

1

商業観光計画の策定と推進【新規】

[商工観光課]

商業観光計画の策定と推進による、商業環境の計画的な振興

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

主要事業

● 商業観光計画の策定

計画的な商業の活性化に向けた商業観光計画の策定

計画策定

—

策定
(H29-30)

2

にぎわいのある商業の振興

● 重点事業

1

商工業振興支援（商業）【継続】

[商工観光課]

市内の商工業者の振興発展を図るための商工会議所への補助金の交付（商業）

主要事業

○ 商工業振興事業（商業）

商工会議所が行う地域商業の振興に関する事業への補助金を交付

事業数

6事業

6事業

2 中小企業経営支援（商業）【継続】 市内中小企業者のための各種融資制度の充実（商業）
[商工観光課]

■ 主要事業

○ 中小企業資金融資対策事業

市内中小企業者に対する事業資金の融資等

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

自治金融 審査件数	39 件／年 (H26)	40 件／年
--------------	-----------------	--------

3 空き店舗の利活用【継続】 街並みににぎわいをもたらすための空き店舗活用者の募集，活用者への補助金の交付
[商工観光課]

■ 主要事業

● 空き店舗活用事業

駅北中心市街地の空き店舗を活用する者に対する補助金の交付

空き店舗数	14 店舗	8 店舗
-------	-------	------

3 商業を支える人材・組織の育成

1 商工会議所機能強化（商業）【継続】 中小企業者経営等に関する相談事業のための商工会議所への補助金の交付（商業）
[商工観光課]

■ 主要事業

○ 中小企業相談事業（商業）

中小企業経営等に関する様々な相談事業への補助金の交付

相談指導件数	1,500 件／年 (H26)	1,600 件／年
--------	--------------------	-----------

4 中心市街地の活性化

● 重点事業

1 中心市街地活性化事業【継続】 中心市街地の活性化のために活性化関連事業を実施する団体等への経費の支給
[商工観光課]

■ 主要事業

● (株)TMO*結城支援事業

(株)TMO*結城が行う事業及び運営に要する経費の補助

TMO*結城主催 イベント開催日数	30 日	30 日
----------------------	------	------

3 - 4 地域資源を活用してにぎわいと交流を促進する観光の振興（観光）

現状と課題

本市は、国の重要無形文化財*であり、ユネスコ無形文化遺産*にも登録された結城紬をはじめとする伝統工芸品や物産品及び農産物、また古くから城下町として栄えた面影を残す町割りや、見世蔵*、神社、仏閣等が点在する趣きのある街並みなど、様々な地域資源*を有しており、市のイメージアップと観光客の増客を図るため、これらをさらに効果的にPRする必要があります。

フィルムコミッション*では、撮影実績と経済効果を上げるため、問い合わせに対し積極的に情報提供し、受け入れに努めていく必要があります。

また、観光協会の自主運営をめざし、部会活動が活発に行えるよう会員の意識改革や、会員の加入促進に取り組むことで、組織強化を図るとともに、物産協会との協力・連携を図り、イベント・キャンペーンにおいて、結城ブランド*と一体となった物産品の情報発信が必要です。

基本の方針

観光振興に係る総合的なマスタープラン*の策定により、歴史、文化、自然、人などの地域資源*や多様なネットワークを有効に活用した事業を展開し、観光客及び交流人口の増加を図ることにより、地域のにぎわいと活性化を図ります。

また、歴史や結城百選等を活用しながら、観光客のニーズに応じた観光プラン・散策コースや案内・表示等の充実により、徒歩や自転車の回遊性の向上を図るとともに、百選スポット等の地域資源*の魅力をPRしていきます。

さらに、各種まちづくり団体との連携を図るとともに、観光協会の組織強化や自立に向けた支援を促進することにより、観光振興体制の拡充を目指します。

加えて、撮影スポット等の情報の共有化や、フィルムコミッション*登録ボランティア間のネットワークの形成により、撮影依頼に迅速かつ的確な対応を撮影会社等へアピールすることで、撮影実績と経済効果の向上と本市の知名度・イメージアップを図り、地域再発見や新たな交流を創出します。



□ さくら祭り



□ 祭りゆうき

施策体系・施策が目指す姿

1 地域資源*を活用した観光の振興

歴史、文化、自然、人など地域の資源を有効に活用した観光の振興を進め、市外から人を呼び込み、交流人口の増加と地域のにぎわいを促進します。

また、観光振興に係る総合的な計画づくりにより、地域資源*やPR素材を整理・発掘し、積極的に活用・発信します。

2 観光振興体制の充実

各種まちづくり団体との連携や、観光協会の組織強化を図るとともに、観光客をもてなす市民の心を醸成するなど、観光振興体制の充実を目指します。

3 フィルムコミッション*の推進

撮影に関する情報をホームページより発信し、撮影誘致の増加を図りながら、本市の知名度及びイメージアップ、市民の郷土愛の向上、交流人口の増加、経済効果の促進を目指します。

また、共通のテーマを模索しながら、小山市等との連携を検討します。

個別施策・主要事業

1 地域資源*を活用した観光の振興

● 重点事業

1	地域資源*を活用した観光の振興【継続】		観光物産センターの運営、結城ブランド*のPR、各種イベントの開催、商業観光計画の策定と推進		
	[商工観光課]		[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
■ 主要事業	● 商業観光計画の策定（再掲）	商業と観光の振興に係る総合的な計画の策定	計画策定	—	策定(H29-30)
	○ 観光物産センター運営事業	結城ブランド*認定品や、物産品の展示・PR・販売	入場者数	14,248 人／年	15,000 人／年
	○ 地域資源*を活用したイベントの開催	駅からハイキング、ワンデープラン等のイベント開催	イベント回数	3回／年	4回／年
	● 結城百選推進事業	結城百選の紹介、観光マップの作成、イベントの開催など	観光客数	58,483 人／年	90,000 人／年
2	交流拠点の形成【継続】		結城蔵美術館や城の内館跡を交流拠点として活用		
	[商工観光課、企画政策課、生涯学習課]				
■ 主要事業	○ 結城蔵美術館運営事業	結城蔵美術館を活用した観光誘客	来館者数	11,343 人／年	13,600 人／年
	○ 城の内館跡の活用検討	城の内館跡の活用に向けた検討	活用案の策定	—	策定

3-4 地域資源を活用してにぎわいと交流を促進する観光の振興
(観光)

2 観光振興体制の充実

1	観光振興事業【継続】	[商工観光課]	さくら祭り，祭りゆうき等のイベント・祭事を開催，観光情報の発信					
				[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)				
■ 主要事業	○ 観光協会支援事業	観光協会が行う各種観光振興事業に対する補助金の交付		イベント回数	4回／年	4回／年		
2	観光協会の組織強化【継続】	[商工観光課]	観光協会の会員の確保，組織強化・自立支援					
				[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)				
■ 主要事業	○ 観光協会育成事業	観光協会事業を行う各団体に対する事業費の補助		観光協会 会員数	291 人	330 人		
3	ボランティアガイド協会の支援【継続】	[商工観光課]	ボランティアガイド協会の自立支援					
				[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)				
■ 主要事業	○ ボランティアガイド協会 支援事業	会員の確保，資質向上及び自主事業の支援		会員数	21 人	30 人		

3 フィルムコミッション*の推進

● 重点事業

1	フィルムコミッション*推進【継続】	[商工観光課]	情報の共有化・研修会の実施			
				[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
■ 主要事業	● フィルムコミッション*推進事業	小山市等と連携した映画，ドラマ，CM撮影の誘致活動等の実施		活動件数	10 件／年	30 件／年

3 - 5 つちかわれた技術を継承する伝統産業の振興（伝統産業）

現状と課題

本市には結城紬や桐たんす、桐下駄などの伝統産業があり、経済産業大臣指定伝統的工芸品に認定されています。

結城紬は、昭和 31 年に平織が国指定重要無形文化財*に指定され、平成 22 年にはユネスコ無形文化遺産*の代表一覧表に記載されました。しかし、結城紬の生産反数及び生産従事者は減少傾向にあり、後継者問題が深刻化している状況です。

生産反数と生産者の減少に伴い、本場結城紬技術保持会の会員数も減少し、現在、定員 160 人に対し、会員数は 98 人となっております。今後、結城紬生産の後継者を育成し、本場結城紬技術保持会の会員数を増やすことで、伝統技術を後世に伝承していく必要があります。

結城紬の技術継承を目的に、結城紬の技術習得を志す方に奨励金を支給していますが、結城紬の技術を習得するには長い年月がかかることから継続率が低い状況にあり、課題となっています。

生活様式の変化に伴う需要の減少のみでなく、結城紬生産者の減少も生産反数の減少に拍車をかけており、販路拡大は最大の課題となっています。

基本的方針

結城紬や桐たんす、桐下駄などの伝統産業は、本市を代表する地域資源*です。各組合や後継者育成に対する支援、各種パンフレットの作成、きものにふれるイベントの開催など、多くの施策を実施し、伝統産業の振興に努めます。

結城紬は世界に誇る結城市のブランドであり、伝統産業を市の誇りとして、次世代に伝承していくため、後継者の育成に努めます。

さらに、体験型のイベントでは、結城紬等の伝統産業を観光振興に活用するとともに、PR の強化・充実や、事業者による新たな用途の開発等、新規需要を開拓する取り組みを支援することで、伝統産業の振興を推進します。

施策体系・施策が目指す姿

1 伝統工芸の保存・伝承

結城紬や桐たんす、桐下駄などの伝統工芸品生産者の後継者増加を図ることで、生産技術が将来に安定的に伝承されるなど、本市の伝統産業の安定した環境づくりを目指します。

2 伝統産業の振興

日本の伝統文化に目を向けてもらうための施策や新たな商品開発などを図ることで、結城紬を含めて広く PR し、紬業界をはじめその他関連業界が連携した、伝統産業の活性化と安定した環境づくりを目指します。

個別施策・主要事業

1 伝統工芸の保存・伝承

● 重点事業

1 結城紬の保存・伝承【継続】

[商工観光課, 生涯学習課]

結城紬の技術習得を志す者に対する奨励金の支給, 結城紬技術保持者の支援・育成

■ 主要事業

- 本場結城紬技術習得奨励金事業
- 重要無形文化財*結城紬伝承事業

結城紬の技術習得を志す者に対する奨励金の支給
重要無形文化財*の指定要件である結城紬の生産技術の伝承

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

奨励金支給者数	131 人	150 人
保持者数	98 人 (H26)	120 人

2

体験学習の実施【継続】

[指導課]

伝統産業への理解促進のため, 中学生を対象とした体験学習の実施

■ 主要事業

- 紬のふるさと体験授業

中学生を対象とした結城紬体験学習の実施

参加者	中学2年生 全 員	中学2年生 全 員
-----	--------------	--------------



□ 結城紬の技術取得を支援



□ 紬のふるさと体験授業

2 伝統産業の振興

● 重点事業

1

伝統産業の振興【継続】

〔商工観光課〕

各種団体への事業支援としての補助金の交付

〔指標名〕 現状値(H27) 目標値(H32)

主要事業

● 結城紬振興事業

結城紬生産振興のため、結城紬関連団体に対する補助金の交付

補助団体数 5団体 5団体

○ 特産工業振興事業

桐製品の展示見本市・物産展等参加及びPRに要する補助金の交付

イベント開催数 8回／年 10回／年

2

結城紬のPR【継続、新規】

〔商工観光課、生涯学習課〕

結城紬の作品展、きものday結城、ユネスコ無形文化遺産*登録記念事業等の開催による結城紬のPR

主要事業

○ 本場結城紬作品展

茨城県本場結城紬織物協同組合会員の作品展の開催

出展数 37点 60点

● きものday結城の開催

着物を着た結城の街並み散策と着物の良さを再認識するイベントの開催

着物着用参加客数 489人 800人

○ 結城紬大使活動事業

大使を活用した結城紬の魅力の全国PR

イベント開催数 1回／年 3回／年

○ 結城紬貸出事業

市民や観光客向けの結城紬の貸出及び着付け支援

着心地体験利用者数 60人／年 120人／年

○ ユネスコ無形文化遺産*登録記念事業の開催

結城紬イベントの開催

参加客数 555人 700人

3

伝統産業の新たな分野への活用支援【継続】

〔商工観光課〕

産学官連携の推進

主要事業

○ 本場結城紬振興協議会

産地宣伝販売会や新商品開発等

産地宣伝販売会 2回／年 3回／年



□ きもの day 結城



□ ユネスコ無形文化遺産*登録5周年記念事業

4

未来を担う子どもと地域を支える 市民を育むまちづくり（教育・文化）

- 4－1 生きる力を育む教育環境づくり ――― 112
（学校教育）
- 4－2 生涯を通じてともに学べる環境づくり ――― 118
（生涯学習・地域教育・青少年の健全育成）
- 4－3 誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進 ――― 122
（スポーツ）
- 4－4 個性豊かな芸術文化の創造 ――― 124
（芸術・文化）
- 4－5 人権が尊重される社会づくり ――― 126
（男女共同参画・人権）
- 4－6 国や地域を越えた交流の推進 ――― 128
（国際交流・地域間交流）

4 - 1 生きる力を育む教育環境づくり（学校教育）

現状と課題

児童生徒の確かな学力の育成のため、きめ細やかな少人数指導体制、多様な支援体制、支援要員の配置、相談体制、学校現場における外国語活動やＩＣＴ*機器を用いた学習、集団活動・体験的活動、地域ぐるみの指導支援体制などを充実させる必要があります。

また、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境の整備として、学校施設の耐震化を早期に完了させ、大規模改修工事による老朽化対策を早急に進める必要があります。改修にあたっては、空き教室の状況、児童数の地域間格差等を踏まえた改修計画に基づいて進める必要があります。

さらに、将来の児童生徒数の推移を的確に判断しつつ、学区再編・統廃合等の長期ビジョンについて検討する必要があります。

学校給食については、生活の変化により給食が児童生徒の健康、食育*面に大きく関わる状況の中、学校給食の充実と安全性の一層の向上、食育*指導、地産地消*を推進していく必要があります。

基本的方針

教育振興基本計画に基づき、確かな学力の育成を図るため、国、県の少人数指導政策に併せた市独自のティーム・ティーチング*を引き続き推進し、個々の支援体制（ＳＣ*、ＳＳＷ*）の充実を図ります。

教育の情報化、デジタル化に対応するため、校内ＬＡＮ*環境の整備とＩＣＴ*機器の導入を積極的に進めるとともに、指導者研修を強化します。

外国語教育（ＡＬＴ*、ＬＥＥ*）及び読書活動を一層推進し、学校司書による学校図書館運営を強化するとともに、ゆうき図書館と学校図書館の連携を図り、児童生徒の読書環境整備に努めます。

また、各地域の特性に応じて、小学校の適切な教室配置、余裕教室の状況等、教室その他施設の過不足に対する状況把握とその対応に努めながら、老朽化校舎、体育館等の施設改修・修繕を進めるとともに、学区再編・統廃合等について検討します。

さらに、近年の酷暑対策、通学時の安全確保、災害時の防災体制、学校給食の安全・安心の徹底、総合的学習における地域との連携等に取り組みます。

施策体系・施策が目指す姿

1 教育内容の充実

教育振興基本計画に基づき、教職員の資質向上と確かな学力を育成するとともに、特別支援教育や外国語教育を充実させます。学校給食に関しては、地産地消*をいかした食育*を推進します。

2 安心して学べる学校づくりの推進

施設の耐震化や改修等により、施設・設備の充実を図ります。また、不登校児童・生徒への支援や就学指導支援体制を整備するとともに、安全で安心な給食の安定的な供給を徹底します。

3 地域に根ざした教育の推進

教育関係組織、豊かな心育成推進協議会、地域連携会議との連携を図ります。また、自然体験や社会体験活動を実施し、他の良さを認める心や、何事にも負けない強い心を育てます。

個別施策・主要事業

1 教育内容の充実

● 重点事業

1	教育振興施策の総合的・計画的推進【継続】 [学校教育課]		教育大綱及び教育振興基本計画の推進		
			[指標名]	現状値(H27)	目標値(H32)
主要事業	○ 教育振興基本計画推進事業	教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進	教育振興基本計画の見直し・改定	—	見直し・改定
2	特別支援教育の充実【継続】 [学校教育課]		介助員の配置		
			[指標名]	現状値(H27)	目標値(H32)
主要事業	○ 学校生活サポーター配置事業	障害のある児童生徒一人一人に応じた支援と安全面の確保	特別支援アシスタント会議の開催	—	1回以上／学期
3	教育体制の充実【継続、新規】 [学校教育課、指導課]		校務支援システムの導入, 学校事務の共同実施, スクールサポートの推進		
			[指標名]	現状値(H27)	目標値(H32)
主要事業	○ 校務支援事業	児童生徒に関するデータのシステム管理による業務軽量化	実務研修会	1回／年	2回以上／年
	○ スクールサポート推進事業	大学生等による小中学生への学習支援等のサポート活動	支援学校数	—	12校
4	確かな学力の育成【継続】 [学校教育課、指導課]		少人数教育の実施, ティーム・ティーチング*非常勤講師の配置		
			[指標名]	現状値(H27)	目標値(H32)
主要事業	○ 社会人 TT* 配置事業	児童生徒一人一人の習熟度に応じた, よりきめ細やかな指導の実施	配置人数	3人	6人



□ 給食の会食風景



□ 少人数指導の授業

5

学校訪問の推進【継続】

一般計画訪問，若手教員訪問，要請訪問，学力向上プロジェクトチーム訪問の実施

[指導課]

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

○ 若手教員訪問

5年次以下教員に対しての授業研究，助言指導

訪問回数
(1名に対し)

2回／年

2回／年

○ 要請訪問

各学校からの要請による訪問指導

訪問回数
(各学校に対し)

1回以上
／年

2回以上
／年

○ 学力向上プロジェクトチーム訪問

県西教育事務所とともに国語，算数・数学の訪問指導

訪問回数
(各学校に対し)

2回／年

3回／年

5

6

教職員の資質向上【継続】

研究指定校の指定，教科研究推進委員会，教育論文奨励事業，初任者研修の実施

[指導課]

○ 市教科研究推進委員会

学力向上のための研究の推進

開催回数

6回／年

8回／年

○ 教育論文研修会

論文執筆研修の実施

開催回数

3回／年

4回／年

○ 初任者研修

初任者に対する研修の実施

開催回数

2回／年

3回／年

6

7

外国語教育の充実【継続】

外国語指導助手の派遣（ALT*），英語専門指導員の配置（LEE*）

[指導課]

○ 外国語指導助手派遣事業

小中学校へのALT*の派遣

派遣日数
(年間)

200 日

210 日

● 小学校英語活動推進事業

小学校への指導員配置

人数

4人

6人

7

8

学校図書館の運営【継続】

読書活動の推進，学校司書の派遣による図書館の運営

[学校教育課，指導課]

○ 学校図書館運営事業

読書活動の推進

小学校図書館
利用状況

52.1 冊／人

70 冊／人

○ 読書活動奨励市長賞

年間小学校 100 冊，中学校 50 冊
読破した児童生徒に市長賞を授与

達成率

小 30%
中 6%

小 50%
中 15%

● 巡回図書事業

図書バックによる学校間巡回及び蔵書の充実

巡回校

9校

12 校

8

9

学校給食をいかした食育*の推進【継続】

食に関する指導，地産地消*推進

[給食センター]

○ 食育*推進事業

地産地消*の推進，食育*啓発

地産地消*
献立の実施

22 回／年

22 回／年

9

主要事業

主要事業

主要事業

主要事業

主要事業

4-1 生きる力を育む教育環境づくり (学校教育)

10

コンピューター教育【継続】

コンピューター教育及び環境整備

[学校教育課, 指導課]

○ コンピューター教育推進委員会

システム研修・授業研究

○ 校内LAN*整備事業

LAN*環境の充実

● ICT*整備事業

ICT*機器の配備

[指標名]

現状値(H27)

目標値(H32)

開催回数

6回／年

8回／年

普通教室整備率

11.9%

100%

電子黒板

8.3%

100%

2

安心して学べる学校づくりの推進

● 重点事業

1

学校施設・設備の充実【継続, 新規】

老朽施設の改修, 酷暑対策

[学校教育課]

● 学校施設大規模改修事業

学校施設の老朽化対策の推進

○ 夏期の学習環境整備

空調設備の整備

改修率(一部改修を含む)

23%

60%

普通教室

—

100%

2

豊かな心の育成【継続】

人権教育の推進, 生徒指導主事研修, 豊かな心育成推進協議会の開催

[指導課]

○ 生徒指導主事研修会

生徒指導諸問題に対する研修
Q-Uテスト*の実施, 分析

○ 豊かな心育成推進協議会

豊かな心育成推進協議会の実施

開催回数

6回／年

8回／年

開催回数

2回／年

2回／年

3

不登校児童・生徒への支援体制の充実【継続】

スクールソーシャルワーカー*の派遣, 適応教室「フレンドゆうの木」の運営

[指導課]

○ 不登校児童・生徒支援事業

スクールソーシャルワーカー*の派遣,
適応教室「フレンドゆうの木」の運営

30 日以上
の欠席者出現率

2.85%

2.5%

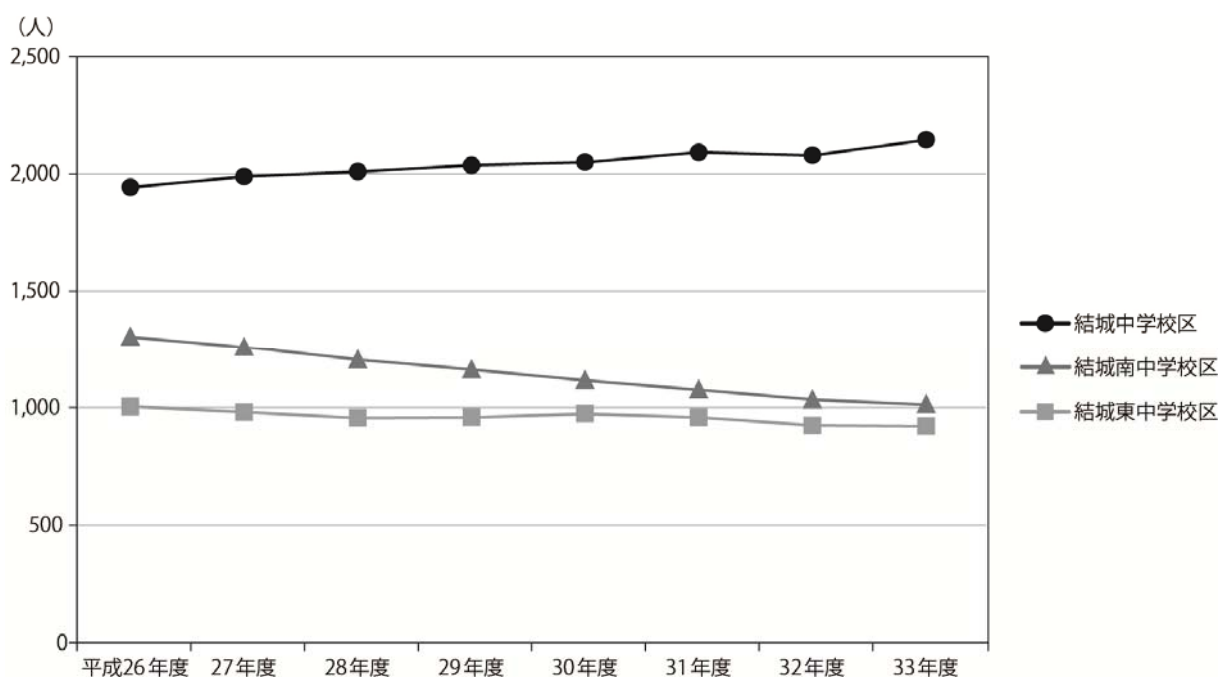
4	教育支援体制の整備【継続】		教育支援に関する研修会の開催		
	[指導課]		[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
主要事業	○ 教育支援担当者研修会	各検査の方法, 分析の研修	開催回数	1回/年	2回/年
5	安全で安心な給食の安定的な供給【継続】		施設・設備の充実, 給食調理の民間委託		
	[給食センター]				
主要事業	○ 運営管理事業	施設・設備の充実, 給食調理等の民間委託	平均残食率	12% (H26)	10%
6	学校の規模適正化と配置【新規】		児童数の推移と学校統廃合, 適正配置等に関する各種検討		
	[学校教育課]				
主要事業	○ 適正配置に関する検討会議	有識者懇談会の開催, アンケート調査の実施等	懇談会 開催回数	—	10回
3 地域に根ざした教育の推進			● 重点事業		
1	教育関係組織との連携【継続】		教育関係組織, 豊かな心育成推進協議会, 地域連携会議との連携		
	[生涯学習課]				
主要事業	● 子ども地域支援連携事業 (再掲)	関係各課が一堂に介した子育て支援策の検討	会議回数	4回/年	4回/年
2	心の教育の推進【継続】		自然体験・社会体験活動の実施		
	[指導課]				
主要事業	○ 人権教室	小4, 中1対象の人権教室の実施	対象学年	小4, 中1	小4~6, 中1

4-1 生きる力を育む教育環境づくり (学校教育)

□ 児童生徒数の推移 (見込み)

(人)

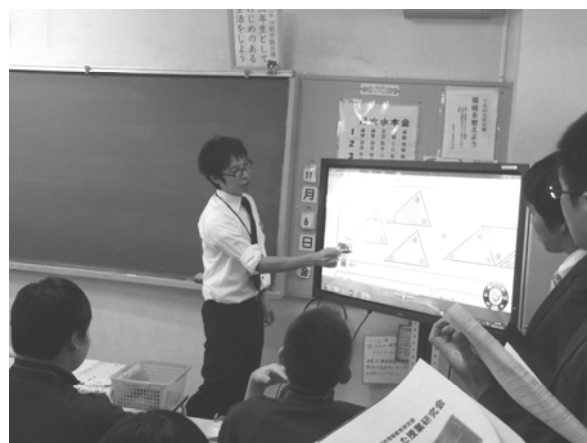
	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
結城中学校区	1,942	1,988	2,009	2,036	2,049	2,091	2,078	2,145
結城南中学校区	1,304	1,259	1,205	1,162	1,116	1,076	1,034	1,013
結城東中学校区	1,005	981	956	959	974	958	924	921



資料: 学校教育課



□ LET'S ENJOY ENGLISH の授業



□ 電子黒板を使用した授業

現状と課題

結城市立公民館は築 45 年が経過し、施設や設備の老朽化が著しく、現在の耐震基準を満たしていないため、安全性や利便性の確保が課題となっています。また、公民館分館が未整備のため、公民館事業が十分に推進されていません。

核家族化が進み、家庭内で親から子に子育ての方法を継承することが難しくなり、子育てへの不安やストレスが高まっています。そのため、子育ての負担感を減らし、楽しく子育てができるような支援を行っていくことや、子どもの発達段階に応じた子育ての仕方を学ぶ場と機会を地域の中に設定し、家庭の教育力の強化を図っていく必要があります。

また、公立図書館については、市内全域における一元的なサービスの提供や、ネットワークに基づいた図書館間の協力体制の確立を図るとともに、図書館サービスの向上と公立図書館の振興の観点から、指定管理者制度の適用の是非を検証していく必要があります。

基本的方針

市民が集い、学びや活動によるつながりを支えるため、地域の生涯学習*及び交流の拠点として、結城地区への新公民館の建設と、段階的な公民館分館整備を進めていきます。

子どもの年齢に応じた「子育て」が学べる場として家庭教育学級や子育て講座を実施し、保護者等が交流しながら、家庭・地域の教育力を高めます。

また、ゆうき図書館については、各種サービス・利便性の向上、地域図書館への支援の充実等を図りつつ、指定管理者制度などの検証をしながら、ゆうき図書館を軸とした学校図書館ネットワークの形成、高度で専門的なサービスの提供、図書館に来館できない市民への対応の充実など、市民にとって魅力ある図書館を目指します。

施策体系・施策が目指す姿

1 自ら学ぶ機会の充実

市民誰もが、生涯を通じて、いつでも、どこでも、気軽に自主的な学習ができるよう諸条件を整備します。また、新公民館を建設し、利用者の安全性や利便性を向上させるとともに、公民館分館を整備し、公民館事業を全市的に推進します。

2 地域教育体制の充実

地域の中で、親同士が交流しながら、子育てについて学び、地域・家庭の教育力の強化を図ります。自信を持って楽しく子育てができるよう支援します。

3 青少年の健全育成

青少年にとって安心・安全な環境を整えて、魅力ある様々な体験活動を実施し、健全育成を目指します。

個別施策・主要事業

1 自ら学ぶ機会の充実

● 重点事業

1	生涯学習*推進体制の整備【継続】	生涯学習*推進基本計画の策定
	[生涯学習課]	
主要事業	○ 生涯学習*推進計画の見直し	生涯学習*計画の見直し
2	市民講座の開設【継続】	市民のニーズに合わせた各種講座などの実施, 地域のコミュニティセンターなどでの各種講座の開設
	[生涯学習課]	
● 市民講座開設事業	市民の学習ニーズに沿った講座の開設	
3	公民館まっりの開催【継続】	実行委員会の開催, 成果発表
	[生涯学習課]	
主要事業	○ 公民館まつり開催事業	公民館登録クラブ, 公民館講座受講生の活動成果の発表
4	公民館の整備【新規】	市民の誰もが身近に利用できるような公民館及び分館の整備
	[生涯学習課]	
● 公民館整備事業	新公民館の建設, 公民館分館の整備	



□ 公民館まつり



□ ゆうき図書館

2 地域教育体制の充実

● 重点事業

1

家庭における教育力の強化【継続】

[生涯学習課]

子育て講座・家庭教育学級の開催

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

■ 主要事業

● 家庭教育支援事業

子育て講座・家庭教育学級の開催、未就学児の親対象の募集型家庭教育学級

子育て講座・家庭教育学級参加者数	3,104 人 (H26)	3,400 人
------------------	------------------	---------

2

図書館サービス網の充実【継続】

[ゆうき図書館]

図書館システムの整備

■ 主要事業

○ ゆうき図書館運営管理事業

地域図書館を接続する図書館システムの整備、図書館機能の充実

年間貸出資料数	171,358 点	180,000 点
---------	-----------	-----------

3

図書館サービスの充実【継続】

[ゆうき図書館]

資料の収集と保存、レファレンスサービス*の提供、ボランティアの参加促進

■ 主要事業

● 図書等整備事業

図書及び AV 資料の購入による利用者へのより多くの情報の提供

年間購入図書数	12,948 冊	17,100 冊
---------	----------	----------

4

読書活動の推進【継続】

[ゆうき図書館]

子ども達に図書館を活用し本に親しむ機会を提供することで、子ども達の健やかな成長を促進

■ 主要事業

○ たのしい図書館ツアー

小学校低学年を対象にした図書館の魅力の PR

参加者数	166 人	220 人
------	-------	-------

○ 子ども司書養成講座

小学校高学年以上を対象にした業務体験による読書の楽しさを伝える人物の養成

参加者数	22 人	36 人
------	------	------



□ 子ども司書養成講座



□ 成人式典（実行委員集合写真）

3 青少年の健全育成

1	青少年を取り巻く環境整備【継続】 [生涯学習課]	青少年相談員による巡回・相談、各種広報活動の実施	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
			市内・市外(小山市)街頭巡回回数	105回(H26)	120回
2	中・高校生ボランティア活動の推進【継続】 [生涯学習課]	中・高校生のボランティアの育成、活動機会の提供	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
			ボランティア登録数	40人	70人
3	成人式典開催事業の支援【継続】 [生涯学習課]	新成人の企画・運営による成人式の開催	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
			成人式典出席率	75.77%	85%
4	各種団体の育成支援【継続】 [生涯学習課]	青少年育成結城市民会議・子ども会への支援	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
			青少年の豊かな心を育む大会参加者数	342人(H26)	500人
5	平和記念事業の推進【新規】 [生涯学習課]	平和都市宣言事業及び小山市との連携事業の一環として、合同で平和記念事業を実施	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
			派遣回数	—	1回/年

4 - 3 誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進（スポーツ）

現状と課題

少子高齢化やライフスタイルの多様化に伴い、運動機会の減少による体力や運動能力の低下が懸念されており、生涯スポーツの果たす役割はますます重要になっています。そのため、誰でも気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備が求められています。

スポーツ基本法により地方公共団体は、スポーツに関する施策に関し国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務を有しています。

そのため、スポーツ環境の整備を図り、生涯スポーツを充実させることで、心身の健康の維持・向上を図るとともに、世代間交流や地域の連帯、活力ある社会の実現を目指す必要があります。

その一環として平成 26 年には、子どもから高齢者まで誰でも親しめるスポーツ・レクリエーション施設として、紬の里結城パークゴルフ場を開設しました。

基本的方針

鹿窪運動公園の多目的運動場を子ども達が伸び伸びとプレーできる専用サッカー場として整備する等の既存施設の充実と機能の強化や、小中学校体育施設開放事業による学校体育施設の有効利用、紬の里結城パークゴルフ場の積極的な活用などを図ります。また、総合型地域スポーツクラブ*の支援を行い、健康づくりと地域のコミュニティづくりを図ります。

市民のスポーツ活動を支援し、各種スポーツ団体や指導者の育成と資質の向上を図るとともに、各種大会・イベントの開催やふれあい出前講座により、市民のスポーツ活動の参加促進と啓発に努め、北関東でもスポーツが盛んな都市・結城市を目指します。

特に、平成 31 年に開催される第 74 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体 2019」では、当市でバレーボール少年女子が開催され、これを契機に、市民のスポーツに対する関心と意欲をさらに高め、スポーツ活動への参加を促進します。

施策体系・施策が目指す姿

1 スポーツ・レクリエーション活動環境の充実

活力ある生涯スポーツ社会の実現を目指し、既存の施設の有効活用やみんなが一緒に楽しめるイベントの開催など、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションに参加し、親しむことのできる環境づくりや、スポーツのブランド化を推進します。

2 スポーツ・レクリエーション活動への支援

誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション普及のためのスポーツ団体・指導者の育成を図ります。

個別施策・主要事業

1 スポーツ・レクリエーション活動環境の充実

● 重点事業

1 施設の有効活用【継続・新規】

[スポーツ振興課]

既存施設の充実，施設機能の強化による施設の有効活用

主要事業

○ 体育施設管理運営事業

体育施設の充実と効率的な管理運営

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

利用者数	212,000 人 ／年(H26)	216,000 人 ／年
------	----------------------	-----------------

○ 小中学校体育施設開放事業

体育施設の有効利用

利用者数	34,600 人 ／年(H26)	35,000 人 ／年
------	---------------------	----------------

○ 専用サッカー場整備事業

鹿窪運動公園多目的運動場を専用サッカー場として整備

整備	—	完了 (H29)
----	---	-------------

○ 紬の里結城パークゴルフ場管理運営事業

パークゴルフ場の効率的な管理運営

利用者数	25,000 人 ／年	30,000 人 ／年
------	----------------	----------------

2 各種大会の開催【継続】

[スポーツ振興課]

各種スポーツ・レクリエーション大会の開催，内容の充実

主要事業

● スポーツライフ推進事業

各種大会の開催とスポーツ・レクリエーション活動の拠点づくり

成人週1スポーツ人口の割合	28%	50%
---------------	-----	-----

● 北関東中学校野球大会

軟式野球大会の開催

参加校数	92 校	92 校
------	------	------

● 結城シルクカップロードレース大会

参加者と応援者が一緒に楽しめるマラソン大会の開催

参加者数	3,175 人 (H26)	3,500 人
------	------------------	---------

2 スポーツ・レクリエーション活動への支援

● 重点事業

1 指導者の育成と資質の向上【継続】

[スポーツ振興課]

スポーツ・レクリエーション普及のためのスポーツ団体及び指導者の育成

主要事業

● スポーツ団体・指導者育成事業

総合型地域スポーツクラブ*等スポーツ団体の育成と指導者の育成及び資質の向上

登録指導者数	30 人 (H26)	40 人
--------	---------------	------



□ 紬の里結城パークゴルフ場



□ 北関東中学校野球大会

4 - 4 個性豊かな芸術文化の創造（芸術・文化）

現状と課題

市民活動の拠点として、市民文化センターアクロスと市民情報センターを設置・運営するとともに、文化施設では様々な自主事業を実施し、市民に一流の舞台芸術の鑑賞機会や学習機会を提供しています。

しかし、市民文化センターアクロスでは開館して以来、24 年が経過しており、施設や設備の老朽化が進んでいるため、改修を行う必要があります。

また、文化芸術振興条例に基づく文化芸術振興計画を策定し、市民参加型文化事業の実施や市民の文化活動の支援を実施することが求められています。

上山川地区に所在する国指定史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡は、現在、指定区域の公有化が進められており、将来的には史跡公園として整備・活用する必要があります。

結城蔵美館は、芸術文化の創造・情報発信の場として活用するとともに、併せて歴史的・文化的資料の展示・公開を行っています。

基本的方針

市民文化センターアクロスを市民の芸術文化活動の拠点として位置付け、文化・創作活動に対する支援体制を整え、利用者の多様なニーズにきめ細かく対応するとともに、市民に優れた芸術鑑賞の機会や活動の場を提供します。

国指定史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡については、安定的に保存していくために指定区域の公有化を行い、公有化後は歴史教育や生涯学習*の場とし、史跡公園として整備・活用していきます。

見世蔵*等の歴史的建造物は、調査を実施し、国の登録有形文化財*への登録を推進し、保存・伝承及び活用を図ります。

また、結城蔵美館は、登録有形文化財*とともに北部市街地の歴史的な街並みの中核をなす伝統的な建造物と位置付け、新たな芸術文化の創造・情報発信の場及び歴史的・文化的資料の展示・公開の場として広く活用します。

施策体系・施策が目指す姿

1 芸術文化を楽しむ機会の充実

市民の文化活動の拠点となる市民文化センターアクロスや市民情報センターの活用や、市民等の作品を展示する場の充実などにより、文化・創作活動を支援するとともに、一流の舞台芸術の鑑賞機会を提供し、郷土文化の振興と向上を図ります。

2 郷土の文化財の保存と活用

結城廃寺跡等を史跡公園として整備し、活用を図ります。

また、文化財や伝統芸能などの歴史・文化遺産を調査・収集し、保存するとともに、見世蔵*等を活用した展示等により公開することで、学校での歴史教育や市民の生涯学習*にいつでも活用できるようにし、本市の歴史を市民に周知していきます。

個別施策・主要事業

1 芸術文化を楽しむ機会の充実

● 重点事業

1 文化施設の整備・管理・運営【継続】 [生涯学習課, ゆうき図書館, 指定管理者]

市民文化センターアクロスの改修・整備,
文化施設の管理・運営及び文化事業の開催

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

主要事業

- 市民文化センター改修事業 市民文化センターアクロスの改修・修繕
- 文化施設管理運営事業 文化施設の管理・運営

改修率	-	50%
文化施設利用者数	540,000 人 ／年	610,000 人 ／年

2 郷土文化の振興【継続】 [生涯学習課]

文化芸術振興基本計画の策定, 市民参加型事業
の開催及び文化活動支援体制の整備

主要事業

- 文化芸術振興基本計画の策定 本市の文化・芸術の振興を目的とした振興基本計画の策定
- 親子歴史教室 藍染め体験教室の実施

文化振興基本計画の策定	-	策定
参加者数	30 人	50 人

2 郷土の文化財の保存と活用

● 重点事業

1 結城廃寺跡の整備【継続】 [生涯学習課]

国指定区域の公有化, 史跡公園の整備・活用の
推進

主要事業

- 結城廃寺跡整備事業 国指定史跡結城廃寺跡を公有化し, 史跡公園として整備

整備計画の策定	-	策定
---------	---	----

2 文化遺産の調査・保存・活用【継続】 [生涯学習課, 商工観光課]

文化財や伝統芸能の調査, 収集, 公開, 活用,
保存, 見世蔵*の保存・活用

主要事業

- 登録有形文化財*調査事業 見世蔵*等の近代の建造物を登録有形文化財*に登録
- 結城蔵美館運営事業 (再掲) 結城蔵美館の活用

登録有形文化財*数	31 棟	35 棟
来館者数	11,343 人 ／年	13,600 人 ／年



□ 登録有形文化財*「奥順巻の蔵」



□ 親子歴史教室「藍染め体験教室」

4 - 5 人権が尊重される社会づくり（男女共同参画・人権）

現状と課題

近年、市民の人権意識は高まっていますが、具体的かつ個別的な理解が不足しており、偏見による不当な差別、社会的弱者に対する暴力や虐待、インターネット等を悪用した人権侵害などが発生しています。

人権の意義、重要性を認識し、人権問題を直感的にとらえる人権感覚を身につけるため、結城市人権施策推進基本計画に基づき、関係機関と連携を図りながら、市民相互が理解しあえる地域社会づくりを目指し、人権教育・啓発活動の一層の充実を図る必要があります。

また、近年の少子高齢化や社会情勢の著しい変化に対応し、法律や制度上において男女平等への対策は次第に整えられていますが、固定的な性別役割分担意識は依然として根強く残っており、高齢者だけでなく若者層にもその影響が及んでいます。

そのため、市民へ男女共同参画の啓発を強化して、ワークライフバランス*の推進、政策や方針決定過程への女性の参画を積極的に促進する必要があります。

基本的方針

市民と行政が一体となり、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場における人権教育・啓発活動を推進するとともに、「市民一人ひとりが互いに人権を尊重しあい、共に生きる喜びを実現できる地域社会の実現」を目指します。

結城市人権施策推進基本計画に基づき、偏見や差別問題などの解消に向けて、各関係機関・団体と連携した啓発活動の一層の充実と積極的な推進に取り組みます。

また、結城市男女共同参画推進条例や結城市男女共同参画基本計画、新たに制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、人権の尊重と男女平等の実現を基本理念に定めて、市民の男女共同参画への正しい理解と行動を促進し、男女が互いの個性と能力を十分に発揮しながら、市民や地域、企業、団体、行政が一体となった施策や推進に取り組みます。

施策体系・施策が目指す姿

1 人権尊重のまちづくりの推進

結城市人権施策推進基本計画に基づいた人権施策を推進し、全市民が問題解決のため共通認識を持つことで、あらゆる差別や偏見をなくし、基本的人権が保障される社会を目指します。

2 男女共同参画社会*の実現

結城市男女共同参画推進条例や結城市男女共同参画基本計画に基づき、男女が互いに人権を尊重し責任を担い、性別にとらわれず自らの意思で社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる豊かで活力ある社会を目指します。

個別施策・主要事業

1 人権尊重のまちづくりの推進

1 人権啓発活動の推進【継続・新規】 [生涯学習課, 人権推進課]

人権講演会開催, 広報紙による啓発活動, 家庭教育学級学習会及び出前講座の開催, 啓発用グッズの作製・配布

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

■ 主要事業	○ 人権教育推進事業	人権講演会の開催, 家庭教育学級学習会の実施	人権講演会参加者数	904人 (H26)	1,000人
	○ 山川文化会館施設改修事業	屋根, 空調等の施設改修	改修	—	完了

2 男女共同参画社会*の実現

1 市民への男女共同参画の推進・啓発の強化【継続】 [市民活動支援センター]

広報紙, ホームページ掲載による啓発強化及び講座・講演会等の充実と職員研修の実施

■ 主要事業	○ 講座・講演会開催事業	市民へ男女共同参画についての啓発	性別役割分担意識を持たない割合	54% (H26)	70%
	○ 男女共同参画職員研修事業	市職員への研修実施	実施回数	1回/年	1回/年
	○ 広報啓発事業	広報結城のコーナー掲載	掲載回数	11回/年	11回/年

2 女性が能力を発揮できる環境づくり【継続】 [市民活動支援センター]

市内事業主へ, 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律について周知

■ 主要事業	○ 男女共同参画基本計画策定・進捗管理事業	基本計画の策定及び計画の進捗管理と評価	計画策定	策定 (H27)	策定 (H32)
	○ 事業主への女性活躍推進法の周知及び啓発事業	事業主行動計画の策定状況調査及び啓発	状況調査	—	1回/年

3 審議会及び委員会委員への女性登用の促進【継続】 [市民活動支援センター]

審議会や委員会等の方針や意思決定の場への女性参画促進

■ 主要事業	○ 審議会・委員会等への女性登用促進事業	審議会や委員会等の委員の公募や構成枠へ積極的な女性登用の促進	女性委員割合	23% (H26)	30%
--------	----------------------	--------------------------------	--------	--------------	-----

4 ドメスティック・バイオレンス*防止の啓発【継続】 [市民活動支援センター]

ドメスティック・バイオレンス*防止講座や講演会の開催

■ 主要事業	○ DV*防止啓発事業	市民への講座や講演会の開催による啓発	開催回数	1回/年	1回/年
--------	-------------	--------------------	------	------	------

4 - 6 国や地域を越えた交流の推進（国際交流・地域間交流）

現状と課題

外国人登録者数の増加に伴い、日常生活で外国人と接触する機会が増える一方で、互いの言葉や文化、生活習慣の違いに対する理解不足などにより誤解やトラブルが生じる場合があります。

また、国籍も多種にわたっているため、多文化共生*への対応と、相互理解を深める交流の場が求められています。

本市においては、山形県長井市と姉妹都市を、ベルギー王国メッヘレン市とタイ王国メーサイ市とは国際親善姉妹都市を、また、福井県福井市と栃木県小山市とは友好都市を締結し、市民の交流を通じ、友好親善を図っています。

中でも、福井県福井市とは、平成14年7月から両市の小学生による相互訪問交流を行っており、互いの歴史的繋がりを学ぶとともに、地域ならではの体験活動を通して、親睦を深めています。

また、タイ王国メーサイ市とも、両市の高校生が相互に訪問し親睦を深めているほか、産業や消防などの分野でも活発に交流しています。

基本的方針

市民を中心とした国や地域を越えた交流を推進するため、市内で暮らす外国人への生活を支援しつつ、国際交流友好協会や関係機関・団体と連携し、都市間交流の推進や多文化共生*のための事業の充実を図ります。

国際交流では、国際親善姉妹都市との交流に加え、市内在住の外国人との相互理解を深めるため、市民が主体的に参加できる新たな交流方法を検討します。

地域間交流では、引き続き結城市と福井市の小学6年生の相互交流を実施し、様々な体験活動や歴史・文化に触れる時間を通して、心豊かな児童の育成を図ります。

また、長井市や小山市とも、現在の交流や連携を基本に、市民が継続的に交流できる事業を検討・推進します。

施策体系・施策が目指す姿

1

国際化に対応したまちづくりの推進

国際交流友好協会や関係機関・団体と連携し、市民を中心とした国や地域を越えた交流の推進や外国人支援の充実を図ることで、地域の発展へ協力し合うまちづくりを進めます。

2

地域間交流の促進

市民が主導的に姉妹都市や友好都市との交流事業を推進し、積極的に参加することで、互いの文化や歴史を学び、より理解を深めます。

個別施策・主要事業

1 国際化に対応したまちづくりの推進

1 国際交流友好協会への支援【継続】

[企画政策課]

国際交流事業の実施，外国人に対する日本語習得支援ボランティア団体への支援

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

主要事業

○ 国際交流推進事業

在住外国人と市民の交流の機会の提供

国際交流広場の開催	2回／年	3回／年
-----------	------	------

2

国際親善姉妹都市との交流の推進【継続】

[企画政策課]

国際親善姉妹都市ベルギー王国メッヘレン市及びタイ王国メーサイ市との交流事業の実施

主要事業

○ メーサイ市との交流事業

医療・産業・教育等の分野での交流事業の実施

交流事業の実施	1回／年	1回／年
---------	------	------

○ メッヘレン市との交流事業

メッヘレン市のPR事業等の実施

PR回数	1回／年	1回／年
------	------	------

3

外国人の生活支援【継続】

[企画政策課]

外国人のための行政通訳窓口の開設による通訳・翻訳等

主要事業

○ 外国人のための行政通訳窓口事業

市在住外国人のための行政通訳，各種行政情報の翻訳

通訳・翻訳対応件数	310 件／年	400 件／年
-----------	---------	---------

2 地域間交流の促進

1 姉妹・友好都市との交流の推進【継続・新規】

[商工観光課，生涯学習課，企画政策課]

姉妹・友好都市との交流事業や小山市との連携事業等の推進

主要事業

○ 長井市との交流事業

行政間の連携強化と市民の交流機会の提供

交流日数	5日間／年	7日間／年
------	-------	-------

○ 福井市との交流事業

小学校6年生による相互訪問事業の実施

相互交流・事前研修等実施回数	9回／年	9回／年
----------------	------	------

○ 小山市との交流事業

両市が連携して取り組む事業の拡充による市民の利便性向上

連携事業数	29 件	35 件
-------	------	------

5

協働で進める持続可能なまちの実現 (自治・行財政運営)

- 5－1 市民・企業・行政がともに支えあう体制づくり ――― 132
(市民参加・広聴広報・コミュニティ・ボランティア)
- 5－2 自立した行政経営の確立 ――― 136
(行財政運営・広域連携)
- 5－3 情報化社会に対応した行政体制づくり ――― 140
(市民生活・行政・情報公開・個人情報保護)

現状と課題

平成 25 年 4 月に市民活動の拠点施設として市民活動支援センターを開設し、主体的に地域活動を行っている市民団体や個人の活動の充実を支援するため、スキルアップや人材育成、団体間の交流の場の提供などの事業を行っています。

また、市民ニーズの把握や行政参加推進のため、自治会要望を随時受け付けるとともに、市政懇談会や市長と語る対話集会等、行政が直接地域に出向く広聴活動や、広報紙の毎月発行、ホームページ掲載等による行政情報の市民への随時適切な周知を行っています。

しかし、協働*のまちづくりへの理解や具体的な取り組みに対して、市民や市職員に意識の違いがみられるほか、近年の社会環境の変化等により地域の自治活動を敬遠する傾向が高まり、コミュニティの弱体化が懸念されているため、講座や講演会等を通して、先進事例の紹介や情報提供を継続して行い、意識啓発を強化する必要があります。

基本的方針

市民・企業・行政が互いの特性を尊重し、共に考え行動する良きパートナーとなり、地域の公共的課題を解決し、快適で住みよいまちを創造する「協働*のまちづくり」の実現を目指します。

また、市民に提供すべき情報を抽出し、広報紙やホームページ、SNS*、ケーブルテレビ等を活用した迅速で戦略的な情報発信体制や、市民の声を聴き、市政に反映する機会の拡大など、行政と市民の双方向性のある広聴広報体制を構築するとともに、本市の魅力を積極的に発信し、知名度及びイメージの向上を図ります。

加えて、地域特性をいかしながら、各地域の施設やイベント等の地域資源*を活用したコミュニティの活性化を図ります。

施策体系・施策が目指す姿

1 協働*のまちづくりの推進

様々な立場の市民が市政に参加する仕組みづくりや、市民団体、企業、行政等の連携・協力による市民活動の推進など、市民が気軽に参画できる機会の充実や、市民・企業・行政等の協働*によるまちづくりを推進します。

2 広聴広報の推進

シティプロモーション*や結城ブランド*の推進により、結城の魅力や個性を積極的に発信します。

また、市民の声を聴く機会を増やすとともに、多様な媒体を活用しながら、市民生活に必要な情報や、施策・事業の進捗状況、市の魅力・個性など、広く提供すべき情報や積極的にPRすべき情報を抽出し、より迅速で正確・戦略的な、市民にわかりやすい情報発信体制を構築します。

3 コミュニティの活性化

各地域の核となるコミュニティ施設を活用しながら、NPO*、ボランティア等の市民団体や自治会の活動を充実させるとともに、地域交流活動の充実や、自治会への加入の促進など、新旧住民を含めた地域コミュニティの活性化を目指します。

個別施策・主要事業

1 協働*のまちづくりの推進

● 重点事業

1	市民参加の体制強化【継続】 [市民活動支援センター、関連部署]	環境美化パートナーシップ事業の推進
---	------------------------------------	-------------------

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

主 要 事 業	○ 環境美化パートナーシップ事業	清掃・除草活動を行う市民団体との合意に基づく活動支援	合意書締結団体数	33 団体	40 団体
------------------	------------------	----------------------------	----------	-------	-------

2	市民参加の機会充実【継続】 [市民活動支援センター、関連部署]	啓発コーナーの設置、講演会及び講座の開催、出前講座の実施、公募型補助金*制度の活用
---	------------------------------------	---

■ 主 要 事 業	● 市民参画・市民活動支援事業	ふれあい出前講座、講演会の開催	出前講座の開催数	42 回	50 回
--------------------	-----------------	-----------------	----------	------	------

3	市民が行うまちづくり活動の支援【継続・新規】 [市民活動支援センター、関連部署]	市民活動支援センターの運営、コーディネーターの設置、交流サロンの開催
---	---	------------------------------------

主要事業	○ 市民活動支援センター運営事業	市民活動や交流の拠点施設としての運営及び市民活動の活性化に係るコーディネーターの設置	登録団体数	34 団体	50 団体
	○ コミュニティビジネス*支援事業	地域課題解決に繋がるコミュニティビジネス*立上げ支援	講座開催数	1回／年	1回／年
	○ 交流サロン事業	市民活動の促進及び団体間交流や連携事業のコーディネート等支援	交流サロン開催数	4回／年	6回／年

4	計画の実施及び管理【継続】 [市民活動支援センター]	協働*のまちづくり推進計画の進行管理と、地域住民や市民活動団体等による協働*のまちづくりの推進
---	-------------------------------	---

■ 主 要 事 業	○ 協働*のまちづくり推進計画 進捗管理及び評価事業	推進計画の進捗管理と評価	計画進捗管理	改定 (H26)	改定 (H28)
-----------	-------------------------------	--------------	--------	-------------	-------------



□ 環境美化パートナーシップ事業



□ 交流サロン（市民活動支援センター）

2

広聴広報の推進

● 重点事業

1

PR活動等の充実【継続】

[企画政策課]

マスコットキャラクターやシティプロモーション*等による対外PR活動の実施, PR広報手法の検討

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

● 市PR事業

マスコットキャラクター等を活用し、本市の魅力を様々なかたちで発信

PR実施数

9回/年

10回/年

● シティプロモーション*事業

まちの魅力を発掘・創出・発信及び定住促進を促す各種事業の実施

プロモーション
実施数

13回/年

15回/年

● 結城ブランド*推進事業

地域資源*にスポットをあてた市のブランド化の推進

推進活動数

15回/年

20回/年

主要事業

2

広聴活動の推進【継続】

[秘書課, 企画政策課, 関連部署]

要望の受付, 市政懇談会の開催, パブリックコメント*の実施等による市民の意見を市政に反映する機会の充実

● 提案・要望等の受付

自治会等からの要望等及び市長へのご意見箱の受付

要望受付件数

70件/年

70件/年

○ 市政懇談会への参加

市内5地区ごとの市政懇談会への参加

実施回数

5回/年

5回/年

○ 市長と語る対話集会の開催

各地域を訪問し、直接意見や提案を聴取する対話集会の開催

実施回数

3回/年

3回/年

主要事業

3

広報活動の推進【継続】

[秘書課]

市民の情報提供を活用し市民生活に則した広報紙の発行とホームページの管理運営, SNS*の活用, 市勢要覧の発行

○ 広報紙の発行

広報結城・広報結城お知らせ版の発行

広報発行数

24回/年

24回/年

○ ホームページの運営管理

市民が知りたい情報をわかりやすく掲載したホームページの作成と更新

ホームページ
アクセス件数205,000件
/月210,000件
/月

○ SNS*を活用した情報発信

SNS*を活用した即時性のある情報発信

記事投稿件数

5件/週

7件/週

○ 市勢要覧の発行
(4年ごと)

本市を紹介する総合冊子としての市勢要覧の発行・配布

発行部数
(4年ごと)

1,500部

1,500部

○ 定例記者会見の実施

記者クラブ等に対する記者会見の実施

実施回数

4回/年

4回/年

主要事業

4

ケーブルテレビの活用【新規】

[秘書課, 議会事務局]

結城ケーブルテレビのコミュニティチャンネル*を活用した映像による市政情報の公開

○ 市政情報の公開

コミュニティチャンネル*の活用, 自治体広報番組の作成

投げ込みによる
情報提供件数

30件/年

35件/年

○ 市議会の放映

結城市議会定例会を結城ケーブルテレビで放映

放映回数

—

4回/年

主要事業

3 コミュニティの活性化

1 自治会活動の充実【継続】

[市民活動支援センター、関連部署]

コミュニティ助成事業の活用

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

主要事業

○ コミュニティ活動推進事業

自治会の(一財)自治総合センター
助成制度への申請支援

申請件数

1件/年

1件/年

2

2 コミュニティセンターの運営【継続】

[市民活動支援センター]

コミュニティセンター活動や地域住民の交流機
会の拡充

主要事業

○ 施設運営管理事業

小田林・城南・南部中央コミュニ
ティセンターの運営管理

利用件数

1,846 件

1,900 件

3

3 コミュニティの強化・再構築【継続】

[秘書課]

自治会活動の支援、自治会未加入者の加入促進

主要事業

○ 自治会への加入促進

地域住民の自治会への加入促進

自治会加入率

92.5%

93.5%



□ 結城ブランド*PR風景



□ 結城市民劇

5 - 2 自立した行政経営の確立（行財政運営・広域連携）

現状と課題

市税収入は、市政運営の上で重要な自主財源であり、財源確保が全庁的な課題となっています。歳出に関しては、社会保障関連の扶助費*が年々増加する傾向にあり、公債費*とともに歳出のうちで大きな割合を占める構造が長く続いています。

社会経済情勢の変化や地方分権*に基づく権限移譲が進む中で、地方自治体自らの判断と責任において行財政改革を推進し、効率的で質の高い行財政運営に努めていく必要があります。

また、行政手続制度の見直しにより、行財政運営の透明性や公正性の確保が求められています。

現在、筑西市、桜川市と筑西広域市町村圏事務組合を組織し、消防、ごみ処理、火葬場の運営などのサービスを協力して実施していますが、3市の人口の割合の変化等により年々負担金が増加しています。

一方、平成26年に栃木県小山市と友好都市の盟約を締結したほか、小山地区を圏域とした定住自立圏*の形成に取り組むなど新たな連携も活発化しています。

基本の方針

事務事業の見直しや、適切な財源の確保、行政サービスや人材の適切な評価、地方分権*時代に対応できる職員の人材育成、適正な職員定数の管理、既存の公共施設の計画的な再配置と活用、専門家の活用など、行財政改革による効率的で質の高い行財政運営を確立していきます。

また、納税意識の啓発とともに、ふるさと納税の推進や電子納税の検討など、新たな制度による財源確保に努め、ゆとりある財政を目指します。

広域連携では、日常生活圏の広域化に伴い行政サービスの広域的な連携を推進するとともに、各都市がそれぞれ魅力や個性を発揮しながら、地方創生*時代にふさわしい連携を図っていきます。

施策体系・施策が目指す姿

1 効率的な行財政運営

専門家等による外部評価の導入や、公共施設の総合的な維持管理及び効果的な活用など、徹底した行財政改革の推進と計画的な財政運営により、効率的な行財政運営を図るとともに、自立した行財政運営を確立します。

2 財源の確保

課税対象や申告内容を的確に把握し、公平・公正な課税に努め、徴収率の向上を図るとともに、計画的な公有財産の処分や、自主財源の確保・拡充に努めます。

3 地方分権*に対応した行政体制の確立

行政運営における公平さの確保と透明性の向上を図るとともに、限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、質の高い行政体制を構築します。

4 広域連携の推進

隣接する市町間の広域連携を推進し、各種行政サービスの協力体制の構築を推進します。

個別施策・主要事業

1 効率的な行財政運営

1 計画的な財政運営【継続】

[財政課]

自立した行財政運営の確立

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

主要事業

○ 新地方公会計の整備

統一的な基準による財務諸表の作成

財務諸表の作成	整備中	整備完了(H28)
---------	-----	-----------

2 行政評価の推進【継続】

[企画政策課]

施策評価及び外部評価の導入，事務事業評価の実施

主要事業

○ 施策評価事業

事務事業の達成度の把握による施策評価の導入及び外部評価の検討

施策評価の実施	検討	開始(H28)
---------	----	---------

3 計画的な行政運営【継続】

[企画政策課]

総合計画実施計画の策定

主要事業

○ 実施計画策定事業

総合計画に掲げた施策を着実に実施する計画の策定

実施計画の策定(毎年)	策定	策定
-------------	----	----

□ 財政状況の推移（普通会計）

資料:財政課

項目	平成20年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度
財政力指数	0.747	0.714	0.679	0.695
実質収支比率 (%)	5.1	5.8	10.2	8.3
実質公債費比率 (%)	17.3	15.1	12.8	11.0
将来負担比率 (%)	120.3	99.7	75.3	44.7
経常収支比率 (%)	96.4	89.4	91.1	93.6
標準財政規模 (千円)	10,040,832	10,490,654	10,438,999	10,479,794
経常一般財源 (千円)	9,670,207	9,893,757	9,932,695	9,809,469
実質単年度収支 (千円)	208,278	465,000	497,262	△ 238,710
財政調整基金現在高 (千円)	743,700	1,196,528	1,502,809	1,834,916
地方債現在高 (千円)	16,708,559	16,839,652	15,997,052	15,417,702
公債費 (千円)	2,025,466	1,914,530	1,881,768	1,893,725
地方債依存度 (%)	5.9	10.6	7.7	8.8

注) 普通会計…地方財政の統計上，全国統一的に使われる会計のことで，結城市では一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計・住宅資金等貸付事業特別会計の全部，結城南部土地区画整理*事業（第二～四）の一部を合算し，会計間の繰入，繰出金の重複額を控除したもの。

4	公共施設の総合的な維持管理【新規】		全市的観点から公共施設の効果的効率的な再配置，管理運営，活用を推進するための方針づくり		
	[契約管財課]		[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
主要事業	○ 公共施設等総合管理計画の策定	公共施設の現状に人口や財政の将来の見通しを勘案した方針の策定	施設類型ごとの方針の策定	—	策定(H28)
5	行政改革の推進【継続】		第4次行政改革大綱における各項目の推進及び第5次行政改革大綱の策定		
主要事業	[総務課]				
	○ 第4次行政改革大綱の進捗管理	推進項目の進捗管理	推進項目数	30項目	30項目
主要事業	○ 第5次行政改革大綱の策定	第5次行政改革大綱の策定	第5次行政改革大綱の策定	—	策定(H29)
2 財源の確保			● 重点事業		
1	納税意識の啓発【継続】		納期ごとの周知，税を知る週間のPR，滞納整理・処分の徹底		
主要事業	[収税課]				
	○ 税を考える週間のPR	広報紙への掲載	広報紙への掲載回数	13回／年	13回／年
2	多様な納税方法の確保【継続】		口座振替，電子納税など，市民ニーズに対応した多様な納税方法の確保		
主要事業	[収税課]				
	○ 納税方法の確保	多様な納税方法の維持・継続	納税方法の種類	3種類	3種類
3	ふるさと結城応援寄附金の推進【継続】		ふるさと納税の推進と返礼品の拡充による寄附金額の増加		
主要事業	[契約管財課]				
	● ふるさと結城応援寄附金の推進	ふるさと納税制度の利用促進，魅力的な返礼品の拡充	寄附件数	35件／年	200件／年

5-2 自立した行政経営の確立 (行財政運営・広域連携)

4

計画的な公有財産の処分【継続】

不動産鑑定の実施

[契約管財課]

[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)

○ 不動産(公有財産)の公売

土地売払い一般競争入札の実施

入札件数

1件

7件

3

地方分権*に対応した行政体制の確立

行政手続制度の整備【継続】

審査基準及び標準処理期間・不利益処分ごとの処分基準の設定, 公開のための管理

[総務課]

○ 各処分ごとの処理期間, 処分基準等を示した個票の作成

法令, 例規の制定改廃に対応した個票の作成及び内容の更新

更新回数

1回/年

1回/年

人材育成【継続】

地方分権*の時代に対応できる職員の能力開発など, 人材を育成・活用する体制づくり

[総務課]

○ 職員研修事業

人材育成基本方針に基づいた職員研修の充実

実施件数

25 件

30 件

4

広域連携の推進

広域行政の推進【継続】

筑西広域市町村圏事務組合の活用, 筑西地方拠点都市整備推進計画の推進, 新たな広域連携の検討

[企画政策課, 関連部署]

○ 広域連携の推進

近隣市町との事務事業の共同実施, 新たな広域連携の検討

近隣市町との連携事業数

8件/年

10 件/年

定住自立圏*の推進【新規】

定住自立圏*構想に基づく小山市, 下野市, 野木町との連携の推進

[企画政策課, 関連部署]

○ 小山地区定住自立圏*の形成

定住自立圏*の形成に向けた連絡調整

共生ビジョンの策定

—

策定

現状と課題

情報コミュニケーション技術（ICT*）の進展は、今日の社会経済を取り巻く環境に変革をもたらし、市民生活や行政サービスなどのあらゆる分野で有効に活用していくことが課題となっています。

現在、本市が発行する住民票や印鑑登録証明書等は、市役所、江川出張所、山川出張所、市民情報センター、市民文化センターアクロスの5カ所で発行していますが、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、コンビニ交付など市民のニーズに即した行政窓口の在り方を検討する必要があります。

また、高度情報化を推進し、事務の効率化を図っていく一方で、情報セキュリティを確保し、市が管理する市民の個人情報等が適正に保護されているかを評価していくことも重要な課題となっています。

このため、情報化の推進や、市民の利便性向上などの施策を推進していくとともに、行政サービスを提供する体制の充実を図ることが求められています。

基本的方針

地域及び行政情報化の推進については、情報セキュリティ対策や個人情報の保護を徹底したうえで、オープンデータ*等の利活用による地域活性化を見据えながら、平成25年度に策定した「結城市ICT*推進戦略2013」の基本方針に基づき、「結城市行政改革大綱」などとも歩調を合わせながら推進し、事務の効率化を図ります。

また、市庁舎の整備や、窓口サービスの改善、社会保障・税番号制度の普及と利用拡大を推進することで、市民の利便性の向上を図るとともに、市民の多様なニーズに対応したきめ細かな行政サービスの充実を図るなど、市民生活に身近で便利な公共施設・行政サービスを推進します。

施策体系・施策が目指す姿

1

行政サービスの充実

市民の多様なニーズなど今後の行政需要に対応した行政サービスの実現に向けて、市民の意見を反映しながら、市民の利便性の向上をもたらす市庁舎の整備推進や、窓口サービスの充実、行政体制の確立などを目指します。

2

市民生活の情報化推進

市民と行政が情報を共有しつつ市政への参画と運営を実現するため、様々な電子媒体を活用して情報公開・公表を推進します。

3

情報セキュリティの強化

情報セキュリティ対策を強化するとともに、電子行政を推進し、行政サービスの充実を図り、市民に信頼される行政を目指します。

個別施策・主要事業

1 行政サービスの充実

1	1	証明書発行窓口の多様化【新規】	[市民課]	多様な証明書発行の仕組みの検討	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
					サービス提供事業者数	—	1事業者
2	2	業務の見直しと改善【継続】	[総務課, 企画政策課]	事務改善委員会の運営等	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
					見直し	—	見直し
3	3	市庁舎の整備推進【新規】	[契約管財課]	防災拠点としての市庁舎の整備や現庁舎の跡地利用の検討	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
					総合窓口の設置	—	設置
4	4	I T化による業務改革の推進【継続・新規】	[総務課]	業務プロセスを見直した業務改革実施	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
					システムの見直し件数	—	2件
5	5	電子行政の推進【継続】	[総務課]	費用対効果や安全性に考慮した新たなシステムの導入	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
					ICT-BCP*の策定	—	策定
6	6	統合型GIS*の充実【継続】	[総務課]	地理空間情報のデジタル化と統合型GIS*の連携	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
					システム数	2システム	3システム
7	7	自治体クラウド*推進事業	[総務課]	クラウドコンピューティングやアウトソーシング*等の導入	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
					次期計画の策定	—	策定(H30)
8	8	結城市ICT*推進戦略	[総務課]	地域情報化を推進するうえで基本となる計画の実行	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
					台帳更新回数	4回/年	4回/年
9	9	GIS*推進事業	[総務課]	保有する地理空間情報のデジタル化の推進	[指標名] 現状値(H27) 目標値(H32)		
					台帳更新回数	4回/年	4回/年

2 市民生活の情報化推進

1 電子申請の推進【継続】

〔総務課〕

情報通信技術を活用したサービスやシステムの整備

〔指標名〕 現状値(H27) 目標値(H32)

■ 主要事業

○ 電子申請推進事業

利用しやすいサービスのシステム化の推進

利用件数	175 件／年	300 件／年
------	---------	---------

2 個人番号カード*の普及【新規】

〔市民課, 企画政策課〕

個人番号カード*の普及促進と統一的サービスの検討

■ 主要事業

○ 個人番号カード*普及促進事業

個人番号カード*の普及, 機能の拡充

発行数	—	3,000 枚
-----	---	---------

○ 個人番号を活用した独自サービスの検討

個人番号を活用した市民サービスの向上

独自利用数	—	2 件
-------	---	-----

3 情報セキュリティの強化

1 情報セキュリティ体制の強化【継続】

〔総務課〕

個人情報を含む情報資産管理の徹底, セキュリティ監査の実施

■ 主要事業

○ 情報セキュリティ監査の実施

市役所の情報セキュリティに関する内部監査の実施

監査実施数	全課／3年	全課／3年
-------	-------	-------

2 情報セキュリティ対策人材の育成【継続】

〔総務課〕

階層ごとの人事教育と一体となった教育研修の実施, 情報統括責任者 (C I O) の設置

■ 主要事業

○ セキュリティ研修の実施

情報セキュリティ教育研修実施

研修参加数	60 人／年	70 人／年
-------	--------	--------



□ 行政窓口



□ 結城市役所

資料編

資－１	計画策定の体制と経緯	144
資－２	結城市総合計画審議会 諮問・答申	153
資－３	市民会議提言内容	156
資－４	用語解説	166

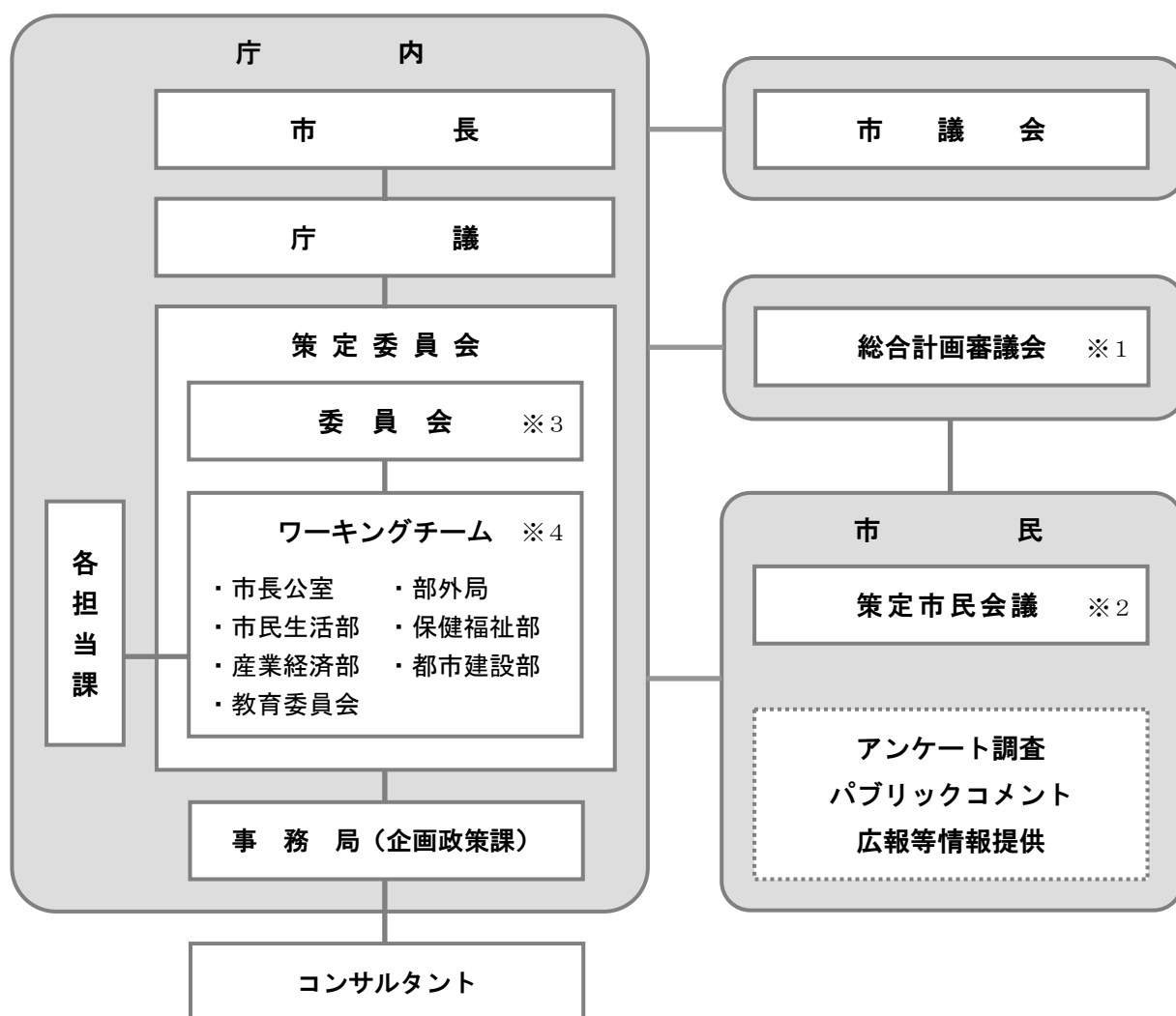
資－１ 計画策定の体制と経緯

１）策定体制

総合計画策定に向けた庁内体制として、策定委員会（委員会，ワーキングチーム）を設置し、庁内各課で前期計画の検証及び目指す姿等の意見集約を行い、全庁体制で計画づくりを進めました。

また、策定にあたっては、策定市民会議を設置し、「市民参加」の計画づくりを行うと共に市議会及び総合計画審議会へ適宜報告を行い、連携を図りながら策定を進めました。

■ 策定体制



※１ 総合計画審議会：市議会議員，知識経験者，各団体代表者で構成され，総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議をする。

※２ 策定市民会議：幅広い市民意向の計画への反映を図るため，市民公募等により構成され，総合計画全般について市民の目線から可能な範囲で提言を行う。

※３ 策定委員会：素案・原案の審議，総合調整等を行う。

※４ ワーキングチーム：職員による適正かつ円滑な計画策定に向けて，骨子・素案の立案，検討及び各担当課との連絡調整など，実質的作業を行う。

2) 策定経緯

年	月 日	内 容
平成 27 年	1月22日	第1回 結城市総合計画審議会
	1月27日	第1回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会
	1月28日	第1回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議
	2月4日	第1回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	2月～3月	評価検証シートの作成【各担当課】
	3月3日	第2回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	3月11日	第2回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議
	3月18日	第2回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会
	3月25日	第2回 結城市総合計画審議会
	4月28日	第3回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	4月～5月	施策構築シートの作成【各担当課】
	5月	各課ヒアリングの実施
	5月14日	第3回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議
	6月23日	第4回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	6月30日	第4回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議
	7月23日	第3回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会
	7月27日	第3回 結城市総合計画審議会
	8月11日	第5回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議
	9月15日	第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議「提言書」提出
	11月	第5回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議【部会】
	11月19日	第6回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	11月24日	第6回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議
	11月27日	第4回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会
	11月30日	第4回 結城市総合計画審議会
	12月～1月	パブリックコメント
平成 28 年	1月29日	第7回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム会議
	2月1日	第5回 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会
	2月5日	第5回 結城市総合計画審議会
	2月10日	結城市総合計画審議会 答申
	2月15日	庁議

3) 結城市総合計画審議会条例

昭和46年7月1日
条例第13号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、結城市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、結城市総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 知識経験者

(3) 市民代表者

(昭63条例12・平21条例9・一部改正)

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 審議会の事務は、市長公室企画政策課において処理する。

(平12条例3・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

付 則 (昭和63年9月27日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年3月30日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月30日条例第9号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

■ 結城市総合計画審議会委員名簿（平成26年度）

◎：会長 ○：副会長

氏 名	区 分	役 職
船 橋 清	市議会議員	議 長
大 木 作 次		副議長
黒 川 充 夫		総務委員長
臼 井 平八郎	知識経験者	県議会議員
◎廣 江 敏 男		市代表監査委員
宮 田 徳 一	市民代表	自治協力員連合会長
稲 葉 廣 巳		環境衛生協議会長
舘 野 祐二郎		消防団団長
大 木 準		（一社）結城市医師会長
鈴 木 直 美		民生委員児童委員協議会長
中 山 徹 雄		結城商工会議所会頭
坪野谷 誠		北つくば農業協同組合結城支店長
○松 浦 修 三		教育委員会委員長
佐々木 政 彦		結城信用金庫本店営業部長
齋 藤 章		第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議座長

■ 結城市総合計画審議会委員名簿（平成27年度）

◎：会長 ○：副会長

氏 名	区 分	役 職
中 田 松 雄	市議会議員	議 長
秋 元 昇		副議長
金 子 健 二		総務委員長
臼 井 平八郎	知識経験者	県議会議員
◎廣 江 敏 男		市代表監査委員
宮 田 徳 一（※1）	市民代表	自治協力員連合会長
中 澤 英 雄（※2）		自治協力員連合会長代行
稲 葉 廣 巳		環境衛生協議会長
舘 野 祐二郎		消防団団長
大 木 準		（一社）結城市医師会長
鈴 木 直 美		民生委員児童委員協議会長
中 山 徹 雄		結城商工会議所会頭
赤 荻 光		北つくば農業協同組合結城支店長
○松 浦 修 三		教育委員会委員長
小 野 義 昭		結城信用金庫本店営業部長
齋 藤 章		第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議座長

※1 任期は H27.4～9 ※2：任期は H27.11～H28.2

4) 第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議設置要項

(設置)

第1条 市民参画により第5次結城市総合計画後期基本計画（以下「後期計画」という。）の策定を目的とした、第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するため、後期計画の策定に関し必要な事項について協議する。

2 会議は、後期計画全般について市民の目線から提言を行うことができる。

(組織)

第3条 市民会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、公募に応じ又は推薦を受けた市内に居住又は勤務する20歳以上の者であつて、市政に深い関心と熱意を有するものの中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から当該委員の委嘱に係る後期計画が策定されたときまでとする。

2 委員は委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(座長及び副座長)

第5条 市民会議に、座長1人及び副座長若干人を置く。

2 座長及び副座長は、それぞれ委員の互選により決定する。

3 座長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指定した順に従いその職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、座長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2 市民会議は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(提言)

第7条 座長は、市民会議で検討したことについて、第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会に随時提言することができる。

(庶務)

第8条 市民会議に関する庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要項は、平成26年11月26日から施行する。

■ 第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議 委員名簿

◎：座長 ○：副座長 ◇：グループリーダー ◇：副リーダー

グループ名	分野・テーマ	メンバー
Aグループ 歴史を未来に結び隊	保健・福祉 教育・文化	飯 島 浩 明 ◇木 村 祐 子 ○◇小 林 芳 男 須 藤 和 利 関 仁 一 中 澤 英 雄 野 村 操 星 野 一 江
Bグループ ゆうきの豊かさ創造団	都市・環境 産業	飯 野 勝 智 泉 初 大 羽 功三郎 北 嶋 憲 昭 熊 倉 貞 一 栗 原 徹 夫 ◇小 柳 阿佐子 ◎◇齋 藤 章
Cグループ シンクタンク結城	自治・行財政運営	◇稲 葉 里 子 猪 瀬 勝 則 島 倉 茂 鈴 木 敬一郎 初 山 章 伏 木 正 進 ○◇藤 貫 康 宏 村 田 真 康

■ 5) 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 第5次結城市総合計画後期基本計画（以下「後期計画」という。）の策定について必要な事項を協議するため、第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、後期計画の策定に関し必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 副委員長は、教育長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第4条 委員会の所掌事務を補佐するため、ワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームの構成員は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 ワーキングチームにリーダー及び副リーダーを置き、リーダーには総務課長を充て、副リーダーはリーダーが指名する。
- 4 リーダーは、ワーキングチームの会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員会の委員及びワーキングチームの構成員の任期は、後期計画が策定されたときまでとする。

- 2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員会にあっては委員長、ワーキングチームにあってはリーダーが、必要に応じて招集する。

- 2 委員長及びリーダーは、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、平成26年12月22日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副市長 教育長 市長公室長 市民生活部長 保健福祉部長 産業経済部長 都市建設部長 教育部長 議会事務局長 会計管理者 秘書課長 総務課長 企画政策課長 財政課長 契約管財課長 市民活動支援センター所長 市民課長 社会福祉課長 農政課長 都市計画課長 学校教育課長

別表第2（第4条関係）

総務課長，市民課長，社会福祉課長，農政課長，都市計画課長，学校教育課長並びに市長公室，市民生活部，保健福祉部，産業経済部，都市建設部，教育委員会及び部外に属する課又は所から各1人

■ 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会 委員名簿 ◎：委員長 ○：副委員長

氏 名	役 職	氏 名	役 職
◎石 浜 均	副市長	沼 田 哲	市民課長（H26）
○小 林 仁	教育長	高 城 昌 光	〃（H27）
滝 澤 正 好	市長公室長（H26）	中 澤 四 郎	社会福祉課長（H26）
久保野谷 一成	〃（H27）	増 山 智 一	〃（H27）
稲 田 寛	市民生活部長	大 塚 一 郎	農政課長
大 武 英 二	保健福祉部長	野 寺 一 徳	都市計画課長
吉 村 好 弘	産業経済部長	鈴 木 昭 一	学校教育課長
斉 藤 一 夫	都市建設部長（H26）	小野澤 利 光	秘書課長
猪 瀬 一 夫	〃（H27）	飯 島 敏 雄	企画政策課長
戸 田 一 美	会計管理者	鶴 見 俊 之	財政課長
萩 原 雄 二	議会事務局長（H26）	妻 木 克 浩	契約管財課長（H26）
叶 谷 正	〃（H27）	河 添 敏 明	〃（H27）
久保野谷 一成	教育部長（H26）	高 城 昌 光	市民活動支援センター所長（H26）
中 澤 四 郎	〃（H27）	森 山 敏 幸	〃（H27）
本 多 武 司	総務課長		

■ 第5次結城市総合計画後期基本計画策定委員会ワーキングチーム 委員名簿

◎：リーダー ○：副リーダー

	委 員（平成26年度）	委 員（平成27年度）
市長公室	◎本 多 武 司 西 條 豊 二 飯 田 和 美 河 添 敏 明 山 中 健 司 高 田 廣 之 森 山 敏 幸	◎本 多 武 司 西 條 豊 二 飯 田 和 美 福 井 恵 一 山 中 健 司 高 田 廣 之 田 中 真由美
部外局	森 田 安 宏 真 中 好 厚 廣 江 こずえ 山 本 賢 司	森 田 安 宏 真 中 好 厚 栗 原 三千代 山 本 賢 司
市民生活部	○沼 田 哲 吉 羽 隆 行 生 井 秀 世 瀬戸井 武 志 宮 本 臣 久 鶴 卷 弘 外 山 直 己	○高 城 昌 光 吉 羽 隆 行 生 井 秀 世 笠 倉 雅 弘 小 張 浩 鶴 卷 弘 外 山 直 己
保健福祉部	○中 澤 四 郎 大 森 加代子 大 木 博 関 口 寿 幸 松 本 修 一 外 池 晴 美	○増 山 智 一 大 森 加代子 大 木 博 関 口 寿 幸 齊 藤 京 子 外 池 晴 美
産業経済部	○大 塚 一 郎 廣 江 良 之 岩 岡 俊 治 野 村 精 二 斉 藤 高 司	○大 塚 一 郎 廣 江 良 之 岩 岡 俊 治 野 村 精 二 斉 藤 高 司
都市建設部	○野 寺 一 徳 木 村 健 一 金 崎 成 伸 池 田 明 弘 野 村 正 美 清 水 博	○野 寺 一 徳 佐 山 敦 勇 上 野 敏 明 岩 瀬 亮 野 村 正 美 清 水 博
教育委員会	○鈴 木 昭 一 増 山 智 一 斉 藤 陽 枝 斉 藤 伸 明 笠 倉 雅 弘 小 張 浩 大 橋 豊	○鈴 木 昭 一 野 村 尚 美 斉 藤 陽 枝 松 本 弓 子 宮 本 臣 久 生 井 義 明 森 早 苗

■ 第5次結城市総合計画後期基本計画策定事務局名簿

平成26年度	平成27年度
市長公室長 滝 澤 正 好	市長公室長 久保野谷 一成
市長公室 企画政策課	市長公室 企画政策課
課 長 飯 島 敏 雄	課 長 飯 島 敏 雄
課長補佐兼企画調整係長 河 添 敏 明	企画調整係長 福 井 恵 一
主 任 鶴 見 繭 子	主 幹 町 田 隆 司
主 事 町 田 隆 司	主 事 関 さやか

資－２ 結城市総合計画審議会 諮問・答申

■ １）第５次結城市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

結企政諮問第１号

平成２７年３月２５日

結城市総合計画審議会
会長 廣江敏男 様

結城市長 前 場 文 夫

第５次結城市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

第５次結城市総合計画後期基本計画の策定にあたり、結城市総合計画審議会条例第２条の規定により下記のとおり意見を求めます。

記

１ 諮問内容

第５次結城市総合計画後期基本計画の策定に関する次に掲げる事項

- （１）後期基本計画の策定方法について
- （２）後期基本計画（案）の内容について
- （３）後期基本計画の施策の推進にあたっての意見

２ 諮問理由

本市では、平成３２年度を目標年次とする「第５次結城市総合計画」を平成２３年３月に策定し、将来都市像を「みんなでつくる活気と風情のある快適なまち・結城」として、その実現のため前期基本計画に基づき、各種施策を実施してきました。

この前期基本計画の計画期間が、平成２７年度をもって終了いたします。

この間、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、環境問題の深刻化、高度情報化、国際化など、社会情勢は急激に変化しています。

また、地方分権の進展や経済情勢の変化とともに、東日本大震災による安全・安心への意識の高まりなどにより、市民の価値観やニーズも多様化しています。

こうした様々な課題に的確に対応するため、市民参加のもと、平成２８年度から平成３２年度の５年間を計画期間とする「第５次結城市総合計画後期基本計画」の策定に関して諮問し、意見を求めるものです。

■ 2) 第5次結城市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

平成28年2月10日

結城市長 前 場 文 夫 様

結城市総合計画審議会
会長 廣 江 敏 男

第5次結城市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

平成27年3月25日付結企政諮問第1号で諮問を受けた第5次結城市総合計画後期基本計画の策定について、本審議会では慎重に審議を重ねた結果、適切であると認められるので下記のとおり答申します。

記

1 後期基本計画の策定方法について

計画策定にあたっては、市民アンケートや必要な調査等に基づき、また、策定市民会議や庁内会議等による熱心な議論を経て計画がとりまとめられていることを認めます。

審議についても、計画検討の節目に合わせて会議を開催し、幅広い視点から活発に意見交換を行いました。

2 後期基本計画（案）の内容について

後期基本計画の原案は、本審議会委員各々の意見の主旨を十分理解し、可能な限り反映されていることを認めます。

また、本計画は、次の点が特徴的内容になっています。

- 今後重点的かつ戦略的に取り組む施策として、新たに重点プロジェクトが位置づけられていること
- 主要事業ごとに指標を設定し、具体的な現状値と目標値が示されるなど実効性に配慮した計画になっていること

3 後期基本計画の施策の推進にあたっての意見

今後は、本計画に基づき施策や事業を実施計画により具体化し、着実に推進していくことが重要です。

そこで、計画の実現に向けて、

- 市民や行政の協働のもと、様々な関連団体と連携・協力しながら推進すること
- 指標の達成度を適宜調査し、施策や事業の成果を評価・検証すること

上記2点に十分配慮し、更に市全体の均衡ある発展に取り組むことにより、次世代に引き継ぐ魅力ある結城市を実現されることを要望します。

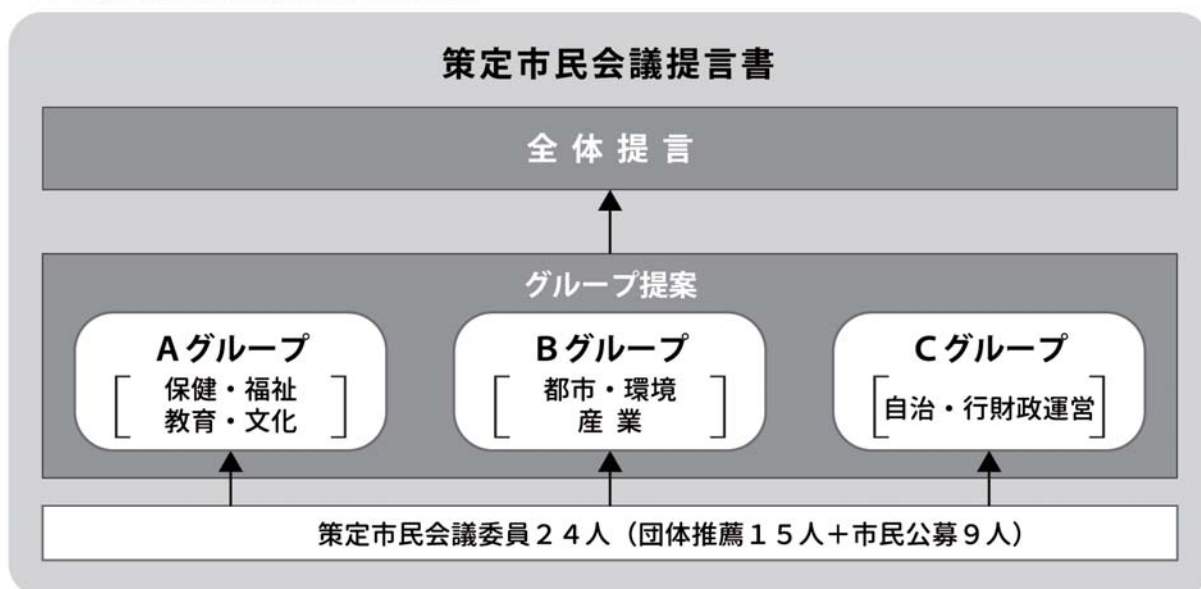
資－３ 市民会議提言内容

■ １）策定市民会議の位置付けと進め方について

策定市民会議は、「第５次結城市総合計画後期基本計画」を策定するにあたり、市民の視点から、より具体的かつ実効性のある『提案プロジェクト』にとりまとめ、市民と行政との協働*による計画づくりを進めることを目的としています。

また、策定市民会議では、市民の幅広い意見の提案と、活発な意見交換を行うため、「ワークショップ」という方法を用いながら、意見を出し合い、成果を共有しながら提案をまとめていくプロセスを大切に、段階的に作業を進めてきました。

■ 策定市民会議提言書の構成



※概ね、各委員の関心のある分野・テーマを踏まえ、3つのグループに分けて検討を進めました。

	提 案 分 野
Aグループ	【保健・福祉】 健康・医療、地域福祉、児童福祉・子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉、低所得者福祉、母子・父子福祉 【教育・文化】 学校教育、生涯学習、地域教育・青少年の健全育成、芸術・歴史・文化、スポーツ・レクリエーション、男女共同参画・人権、国際交流・地域間交流
Bグループ	【都市・環境】 市街地整備、住宅、公園・緑地、農村整備、道路・交通、防災、防犯、消防・救急、上下水道、環境保全、ごみ処理 【産業】 農業、都市と農村交流、工業、商業、観光、伝統産業、雇用、消費生活
Cグループ	【自治・行財政運営】 市民参加、コミュニティ、ボランティア、行財政改革、地方分権、広域連携、行政サービス、情報公開・個人情報保護

2) 全体提言

全 体 提 言

結城市長 前場 文夫 様

私たち「第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議（以下、「市民会議」という。）」では、結城市の将来を見据え、必要な施策や取り組みについて、自由な発想でグループ毎に検討し、その成果を提案としてここにとりまとめることができました。

私たちは結城市にあって、豊かで静か、そして自然や広々とした景観に囲まれ、また様々な歴史・文化や伝統に誇りをもって、いきいきと暮らしていきたいと思っています。

何より、結城で生涯にわたって暮らし続けていきたいという気持ちを胸に、みんなで楽しく語りあい・連携しながら、結城市があるべき未来へより良く変わっていくことを願っています。

私たちは提言します。

結城市の希望に満ちた明日に向けて、「市民会議」のグループ提案を計画に反映していただき、市民、企業、行政が一体となって協働のまちづくりを進めていくことで、市民一人ひとりの夢を実現していくことを。人・地域・まちの総合的な結城力が向上することを。

そして、

「子どもからお年寄りまで、みんなが健康で、仲良く生活できる。

心の豊かさを大切にし、ぬくもりとやさしさのあるまちづくり」

「誇れる歴史と伝統を背景に、教育・文化が充実し、

一人ひとりが個性を発揮できる、魅力あるまちづくり」

「結城市の立地や特長を活かしながら、静かな居住環境を形成し、

災害が少ない、環境にも配慮した、安心・安全で住みやすいまちづくり」

「市民の食を支える豊かな農業や、結城ブランドを活かしつつ、

産業振興や観光振興が充実した、活力あるまちづくり」

「明るく元気な未来を創造し、

小さくても輝くコンパクトシティ、県西の核となるまちづくり」

これらを大切にしていくことを。

以上、メンバーが3つの分野ごとにグループを組み、一人ひとりが自覚をもって議論した総括として、市長に提言いたします。

最後に、この会議の議論を通して、市政が身近に感じられ、まちづくりに対する関心がより広がり、私たちの大切な財産となりました。

市におかれましては、この提言書を十分に検討した上で、第5次結城市総合計画後期基本計画を策定し、市民協働でよりよい結城市を実現していただくことをお願い申し上げます。

平成27年9月15日

第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議 一同

3) 提案の内容

A グループ グループ提案

グループ名

歴史を未来に結び隊

分野・テーマ

【保健・福祉】

健康・医療、地域福祉、児童福祉・子育て支援、
高齢者福祉、障害者福祉、低所得者福祉、母子・父子福祉

【教育・文化】

学校教育、生涯学習、地域教育・青少年の健全育成、
芸術・歴史・文化、スポーツ・レクリエーション、
男女共同参画・人権、国際交流・地域間交流

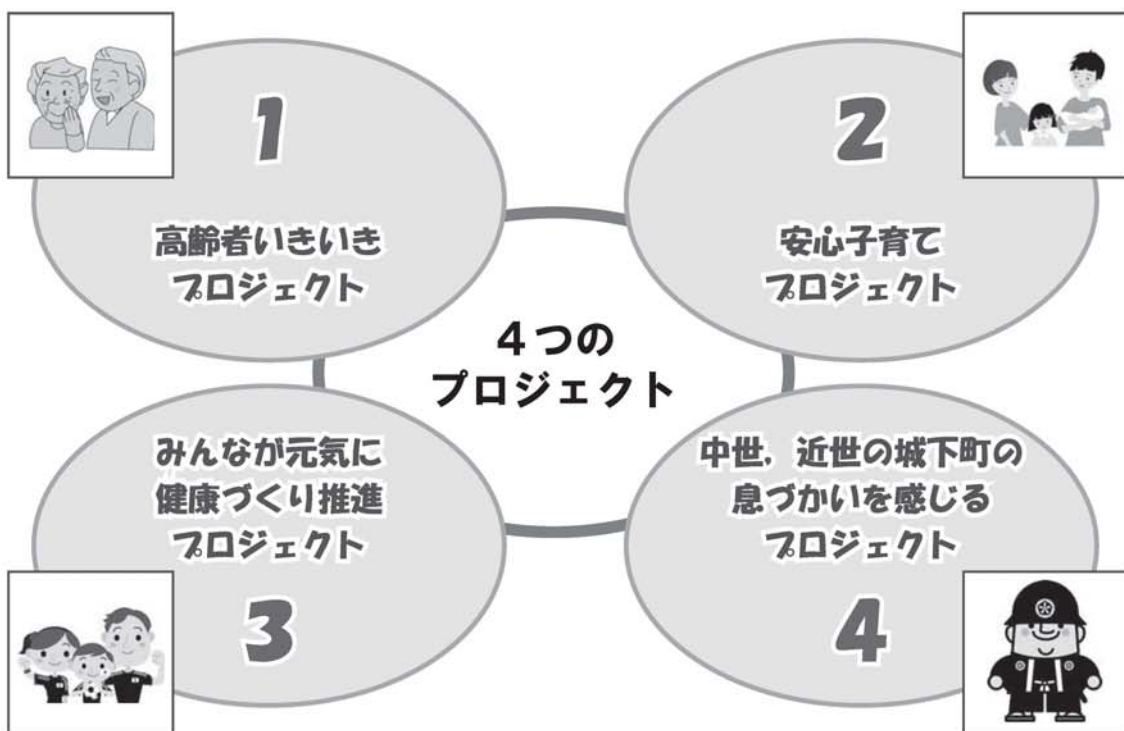
グループ提案の基本的な考え方

☐ キャッチフレーズ

結城の歴史に誇りを持って、豊かな心で未来の創造

☐ 基本的な考え方

- ▶ 結城の優れた地域資源を伸ばし
人口減少にも立ち向かえる、明るく活力のある、質の高いまちづくり
- ▶ 高い芸術や文化力、緑豊かな自然を守り、災害に強い
各世代が安心して過ごせるまちづくり
- ▶ 市民と市の協働で、住んで良かったと感じる街の実現



提案プロジェクト

プロジェクト1 高齢者いきいきプロジェクト

- テーマ 高齢者がいつまでも生きがいを持って暮らせる環境づくり



提案項目

- ① 居宅介護の充実
 - ・在宅介護のヘルパー養成（資格なし可）による訪問充実
- ② 高齢者宅の見回り見守り体制の充実（孤独死などの防止）
 - ・新聞配達、宅配、給食配達のスタッフによる声かけ実施
 - ・若者による高齢者宅訪問体制の検討
- ③ 高齢者の生きがい創出
 - ・各地区でのレクリエーション開催
 - ・体操教室開設とインストラクター養成
 - ・高齢者の働ける、活躍できる場所づくり
 - ・いばらきシニアカードの活用

プロジェクト2 安心子育てプロジェクト

- テーマ 安心して多くの子どもを育てられる環境づくり



提案項目

- ① 子育て支援の充実
 - ・子どもの医療費、保育費、給食費などの助成充実
 - ・子育てプレミアム商品券などの支援充実
- ② 新しい学校教育環境づくり
 - ・小中一貫校の設置の検討（単学級のあり方や学校の統廃合などの検討）
- ③ 子どもの遊び環境の充実
 - ・子供達が楽しく遊べる「路地裏」「広場」等の整備と遊び方の提案
 - ・子育て広場や駅前寺子屋等での育児や、学びの場の提供
 - ・子育てイベントの充実と、運営者、指導者等の人材探しとPR

プロジェクト3 みんなが元気に健康づくり推進プロジェクト

- テーマ 市民が選択して取り組める健康づくり



提案項目

- ① 市民が楽しみながら、健康づくりに取り組めるしくみづくり
 - ・持続継続を後押しする「参加スタンプ帳」「歩行距離記録」などのツール採用
- ② 地域スポーツ環境の充実で結城を北関東のスポーツ中心地に
 - ・総合型地域スポーツクラブなどの機能充実
 - ・ラジオ体操などの年間継続開催
 - ・結城をスポーツ中核都市にブランド化（北関東中学校野球大会開催を上手に活用等）
- ③ 家族や仲間など、みんなが一緒に楽しめるイベント開催
 - ・イベント（シルクカップなど）で、参加者と応援者が一緒に楽しめる企画

プロジェクト4 中世、近世の城下町の息づかいを感じるプロジェクト

- テーマ 市民や来訪者が文化と歴史に親しみ、交流が深まる環境づくり



提案項目

- ① 芸術活動の発表の場の充実
 - ・結城まちかど美術館（市民や市出身者の絵画や書などの作品を計画的に展示）
- ② 歴史散策コースの充実（定期的にテーマを変えたコース提案）
 - ・建築的価値のある神社やお寺を、徒歩や自転車で巡る散策モデルコース設定
 - ・結城まちなかまるごと博物館（蔵のまちなみを活かした「歴史博物館」機能の実現）
 - ・幕末結城戦争跡の案内板設置（官軍の墓、藩主水野勝知の墓、幕末戦争コース）
- ③ 結城秀康（徳川家康の次男、福井藩初代藩主）を活用した企画の検討と展開
 - ・キャラクターの創作、PR素材の整理統合
 - ・PR誌のテーマ毎、季節毎の発行
 - ・福井市、小山市等の関係市町と連携してのNHK大河ドラマ化の推進

グループ名

ゆうきの豊かさ創造団

分野・テーマ

【都市・環境】

市街地整備、住宅、公園・緑地、農村整備、道路・交通、防災、防犯、消防・救急、上下水道、環境保全、ごみ処理

【産業】

農業、都市と農村交流、工業、商業、観光、伝統産業、雇用、消費生活

グループ提案の基本的な考え方

● キャッチフレーズ

魅力・活力・住みやすさ・豊かなまち結城

● 基本的な考え方

人口が増加し、定着するまちを目指して、まちの魅力づくり、活性化、基盤整備を効果的に推進し、協働や相互ネットワークにより、まちの豊かさやブランド力を向上させよう。



提案プロジェクト

プロジェクト 1

まちの“魅力づくり”

テーマ

豊かな資源を活かした
まちの魅力づくりと積極的な発信・PR

■ 提案項目【伝統産業、シティプロモーション、観光、農業】

■ (1) 伝統産業の活性化

- 本場結城紬等の伝統産業を活用した観光振興やPRの強化・充実
- 雇用対策の推進（伝統産業を次代につなげる技術の伝承・匠の育成）

■ (2) シティプロモーションの推進

- 歴史・神社仏閣・観光・農産物・自然・のどかな風景など、様々な地域資源のPR推進
- 水と緑の豊かな自然環境や美しい風景の創出と発信
- 定住化を促進する住みよさの発信・PRの推進
- 駅前などへの街案内等の設置による回遊性向上
- ボランティアガイドと連携した街案内の充実



■ (3) 多様なネットワークを活用した観光事業の充実・推進

- 結城家などの歴史・史跡・寺社仏閣等の資源や観光施設の活用・充実（資料館等の整備）
- 見世蔵を活かした蔵の街並み形成
- 多様な交通ネットワークの充実（コミュニティバスや自転車等活用）
- 観光客のニーズに応じた観光プラン・コースの充実（例：※地旅等による市外から人を呼び込む施策 など）
- 宿泊施設や市内店舗、各種団体等との連携強化
- 観光客をもてなす市民の心の醸成

■ (4) 農業の強靱化・魅力化の推進

- 農産物のブランド力向上
- 大規模農業化の検討・推進
- 生産者が見える農産物の販売方法の充実
- 農産物の販売所の充実（直売所、道の駅 など）
- 農業への関心を高める方策の検討・推進（新たな品種・料理の開発、若い就農者の育成）

※地旅・・・地旅とは、「地域」を誇りに感じている人たちが、その地域を楽しみに来てくれる人たちのために、企画しておもてなしする地域密着型旅行・商品のことで、貴重な体験や食事・宿泊等の多様なツアーによる新たな観光の掘り起こしが期待されています。

■ プロジェクト 2 まちの“活性化”

■ テーマ

地域の活力となる商業・観光・工業の推進

■ 提案項目【商業・観光、工業、企業環境】

■ (1) 商業・観光環境の充実と活性化

- 商業・観光に係る総合的な計画づくり
- 既存店舗・商業施設の利便性向上と充実による活性化
- 中心市街地の空洞化抑制と拠点店舗づくりによる、賑わいの創出
- 空き店舗活用の推進（行政による空き店舗の借上げ・市民に貸出す制度の創設 など）

■ (2) 工業の環境整備

- 新たな企業誘致と市内工業の発展に寄与する工業団地の整備
- 工業団地へのアクセス性向上

■ (3) 企業環境の整備・充実

- 企業における産休・育休の積極的な取得とスムーズな復職体制の充実
- 企業における男性子育て休暇等の充実
- 子育て主婦の就業支援窓口の設置
- 地域貢献企業支援事業の検討



■ プロジェクト 3 まちの“基盤整備”

■ テーマ

安全・安心で、住みやすい地域特性や
次世代の暮らしに応じた基盤整備の推進

■ 提案項目【道路交通、市街地整備、公園・緑地、上下水道、防犯】

■ (1) 道路交通環境の整備推進

- 主要な道路の拡幅整備（例：結城駅南北をつなぐ道路 など）
- 幹線道路や生活道路の拡幅整備推進（例：鬼怒商業高校東側 など）
- 安全な通学路等の整備推進（街灯、歩道 など）
- 市内外への移動が便利な公共交通網の整備（コミュニティバス など）
- わかりやすい道路案内標識の充実

■ (2) 効果的で効率的な市街地・拠点整備の推進

- 高齢者向けの住宅や介護サービス付き施設の充実
- 市街地での住宅開発の促進と、田園居住の推進、適切な公営住宅の確保
- 市役所移転の推進
- 地域住民や地区まちづくり団体等による協働のまちづくりの推進（旧市街地や新市街地など、地域特性を活かしたまちづくり）
- イベントなどを通じた新旧住民のコミュニティづくりの推進
- 空家の利活用、維持管理の推進（若者の受け入れ、高齢者等の居場所・サロン等の活用 など）
- 緑豊かな街並み等良好な景観の整備（市内主要箇所での電線地中化の検討 など）
- 災害に強い生活基盤の整備推進

■ (3) 公園・緑地の整備推進

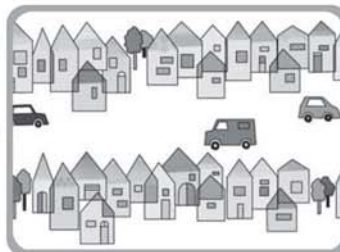
- 史跡公園の利活用・整備推進

■ (4) 上下水道の整備推進

- 上下水道の整備推進

■ (5) 防犯対策の充実

- 防犯灯等の充実



■ グループ名

シンクタンク結城

■ 分野・テーマ

【自治・行財政運営】
市民参加、コミュニティ、
ボランティア、行財政改革、
地方分権、広域連携、行政サービス、
情報公開・個人情報保護

■ グループ提案の基本的な考え方

キャッチ
フレーズ

バクハツ! 結城力

基本的な考え方

結城に住んでいる、結城で働いている市民・企業・行政の協働により、
みんなで結城の未来を創造し、人・地域・まちのすべてが元気になる
「コンパクト」で「総合力」のある県西の核・結城を目指します。

- ① 結 いー みんながつながる。公共施設・地域づくりプラン
- ② 運 営ー みんなで知恵を出しあう。行財政改革プラン
- ③ き 協 働ー みんなで手を取りあう。協働まちづくりプラン



■ 提案プロジェクト

★印：重点プラン / 特に優先すべき提案

■ プロジェクト「ゆ」ー結いー

みんながつながる。
公共施設・地域づくりプラン

■ テーマ

いつでも、どこでも、だれでも利用できる公共施設・行政サービスの充実
地域の公共施設や人材を活用した小さなコミュニティの形成と活性化

■ 提案プラン

① ー 1 市民生活に身近で便利な公共施設・行政サービスにしよう。

- ★ 既存の公共施設の計画的な再配置と活用（公共施設維持管理活用計画の策定）
- ★ 各地域へのコミュニティーセンター等の設置検討（集会所の整備）
- 総合窓口の設置等による行政サービスの充実
- 市民情報センターと駅前分庁舎の連携による一体的な活用の推進
- 市庁舎の移転による利便性・アクセス性の向上
- 公共施設整備における市民のアイデアの募集（新庁舎の整備，現庁舎の跡地利用）

② ー 2 地域資源の活用により地域コミュニティを活性化しよう。

- ★ 各地域の核となるコミュニティ施設の活用
- ★ 地域におけるボランティア活動の充実（高齢者福祉等）
- 地域交流イベントによるコミュニティの活性化

公共施設
行政サービス

地域活性化!

小さな
コミュニティ

プロジェクト「う」^{うんえい}－運営－

みんなで知恵を出しあう！

行財政改革プラン

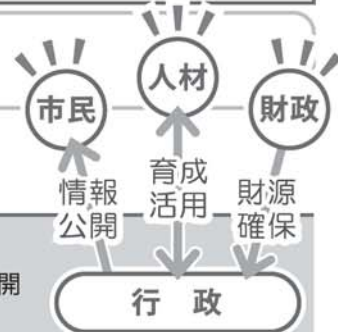
テーマ

市民にわかりやすく，親しみやすい多様な情報公開の充実
職員の人材育成や財源確保による行財政運営の安定化

提案プラン

①－1 市民にわかりやすく情報公開を充実しよう

- ★ 施策・事業の行動スケジュールの作成と公開
- ★ 広報紙やメディアを活用した施策・事業の進捗状況の公開
- ★ 映像を活用した市政情報の公開
(人目につく駅前や中心市街地の公共施設・空き店舗等を活用した公開)
- ★ 市ホームページの掲載内容と更新頻度の充実
- 市民に身近な市議会づくり (テレビ放映，自治会・町内会等の招待)



①－2 行政サービスや人材を適切に評価しよう

- ★ 市民が行政サービスを評価する制度の創設
- ★ 実績や能力に応じて優秀な人材をリーダーにできる制度づくり

①－3 税収UPにより，ゆとりある財政をめざそう

- 企業誘致や定住化促進による税収の確保
(工業団地への企業誘致，結城の物流拠点化，住みやすい市街地・農村づくり)

プロジェクト「き」^{きょうどう}－協働－

みんなで手を取りあう！

協働まちづくりプラン

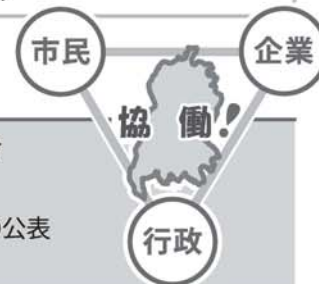
テーマ

幅広い年齢層，様々な立場の市民が参加し，意見を反映する場づくり
市民，企業，行政が互いに手を取り，支えあう協働のまちづくり

提案プラン

②－1 行政運営に市民や専門家を活用しよう

- ★ 市民や専門家を活用した結城の戦略や将来ビジョンの検討
(シンクタンク組織の創設等)
- ★ 市民や専門家による事業評価・事業仕分けの実施と結果の公表
- 市民記者の充実による広報活動の推進



②－2 幅広い年齢層の市民が市政に参加できる仕組みをつくろう

- 市民の意見を市政に反映する機会の充実 (若者・高齢者等の参加拡大と意見反映)

②－3 市民協働のイベントを充実しよう

- 市民が色々なイベントに参画し，楽しむ機会の充実
- 市民団体，企業，行政の連携・協力によるイベントの充実

4) 活動の経緯

平成
26
年度

1 前提・広場づくり

第1回 市民会議 [平成27年1月28日]

- 委嘱状交付
- 結城市総合計画・策定市民会議について
- 市民会議メンバーリストづくり

○前場市長より委員の皆さまに委嘱状が交付されました。

○また、結城市総合計画の策定や市民会議の進め方などを確認した後、最初のワークショップとして「メンバーリストづくり」を行いました。



第2回 市民会議 [平成27年3月11日]

- 市民意向調査結果（速報）の報告
- まちづくり人生ゲーム（旗揚げゲーム）
- グループメンバー自己紹介
- リーダー・副リーダー及び座長・副座長の選出
- 検討の手がかりアイデアカードの作成

○「まちづくり人生ゲーム」を行い、その後、3つのグループに分かれて自己紹介と、「検討の手がかりカード」を作成し、意見やアイデアを出し合いました。

○また、リーダー・副リーダー及び座長・副座長を選出しました。



2 現状・課題点と発想

第3回 市民会議 [平成27年5月14日]

- 市民意向調査結果（クロス集計）の報告
- 結城市のすがた（概況と特性等）について
- グループ提案（案）の検討
[提案プロジェクト骨子づくり]

○結城市のすがた（概況と特性）などを確認しました。

○前回の「検討の手がかりカード」の内容を確認し、「提案プロジェクト骨子づくり」として、グループ提案（案）について検討しました。



平成
27
年度

第4回 市民会議 [平成27年6月30日]

- 結城市をとりまく社会潮流の関連データについて
- グループ提案（案）の作成
[グループ提案の内容整理]

- 社会潮流に関連するデータを確認しました。
- グループ提案（案）の作成に向けて検討しました。
- また、全体提言に盛り込みたい大切な言葉やキーワードについて考えました。



第5回 市民会議 [平成27年8月11日]

- 全体提言（案）の確認
- グループ提案（案）の作成
[グループ提案のとりまとめ]
- 市民会議提言書の提出について

- 大切な言葉やキーワードをもとに作成した全体提言（案）について確認しました。
- また、グループ提案の最終とりまとめを行いました。



第5次結城市総合計画後期基本計画策定市民会議提言書の提出

第6回 市民会議 [平成27年11月24日]

- 結城市総合計画（素案）の報告
- 市民提案の反映状況の確認

第5次結城市総合計画後期基本計画の策定

資－４ 用語解説

あ

● ICT [P. 40, 112, 115, 140, 141]

情報処理・情報通信分野の関連技術の総称。

● ICT-BCP [P. 141]

災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく、情報通信分野における行動計画のこと。

● アウトソーシング [P. 141]

企業が自社の業務を外部の専門業者などに委託すること。

● アセットマネジメント(資産管理) [P. 86]

持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動のこと。

● アンテナショップ [P. 95, 96]

自治体などが主体となって開設し、特産品の販売や観光情報等を発信する施設。

● 石綿セメント管 [P. 86, 87]

石綿繊維の重量１に対してセメント５を混合した材質で製造された水道管のこと。厚生労働省では、アスベストは、呼吸器からの吸入に比べ経口摂取に伴う毒性はきわめて小さく、また、水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルにないことから、水質基準の設定はない。

● イノベーション [P. 98, 99]

新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。

● AED (Automatic External Defibrillators) [P. 51]

心臓の動きを自動解析し、必要と判断された方（心肺停止、不整脈等）の心臓に電気ショックを与えることで、心臓を再び正常な動きに戻すための医療機器のこと。

● ALT (Assistant Language Teacher) [P. 112, 114]

日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人のこと。

● NPO (Non Profit Organization: 民間非営利団体) [P. 4, 14, 19, 20, 21, 29, 34, 132]

特定非営利活動促進法に基づき認証された特定非営利活動法人及び法人格の有無にかかわらず一定の公益的な目的を有する社会貢献活動団体のこと。

宗教活動や政治活動を主な目的として行う団体、特定の個人や団体の利益を目的とする団体は含めない。

● LEE (Let's Enjoy English) [P. 112, 114]

結城市独自で行う英語教育で、テキスト等を使わず、ゲーム等を通し、楽しく生きた英語を身に付けることをねらいとしている。

● オープンデータ [P. 140]

国や政府、地方自治体、公共機関などが保有する地理空間情報、防災・減災情報、調達情報、統計情報といった公共性の高いデータ（パブリックデータ）のうち、機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの。

か

● かかりつけ医 [P. 51]

体調が悪くなったとき、いつも診てもらう医師。体調の管理や病気の治療・予防など、自分や家族の健康に関して日常的に相談でき、あらゆる分野で診てくれる医師のこと。

● 合併処理浄化槽 [P. 88, 91]

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）をまとめて処理する浄化槽。

● Q-Uテスト [P. 115]

「Q-U」(Questionnaire-Utilities)とは、『楽しい学校生活を送るためのアンケート』のこと。「Q-U」を実施することによって、児童生徒一人一人についての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することができる。

● 協働 [P. 2, 4, 19, 22, 28, 29, 31, 34, 38, 39, 40, 43, 44, 53, 55, 56, 57, 70, 132, 133, 156]

市民、企業及び行政をはじめとした様々な主体が、それぞれの特性や強みをいかして、お互いを尊重しながら対等なパートナーとなり、地域における課題を自主的に解決するため協力して取り組んでいくこと。

● グローバル化 [P. 28, 29, 33]

社会的あるいは経済的な連関が、国や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化をもたらす現象をいう。

● 権利擁護 [P. 61, 63]

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者の代わりに代理人が権利を表明すること。

● 公債費 [P. 136]

地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入れ金の利息の合計。

● 公的医療保険制度 [P. 15]

社会保険の一つで、病気やけがをしたときに、一定の自己負担で必要な医療を受けることができる制度。

日本では、被保険者の職業や年齢によって、健康保険・船員保険・共済組合・国民健康保険・後期高齢者医療制度などに分かれ、すべての国民に加入が義務づけられている。

● 公募型補助金 [P. 133]

市民の多様な発想をいかし、市民活動の活性化を促すため、市民団体等が自主的・自発的に行う公益的な事業に対し、経費の一部を補助する制度。

● コーホート要因法 [P. 4]

各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団のこと）について、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。

● 個人番号カード [P. 142]

プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示される。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにも利用できる。

● コミュニティチャンネル [P. 134]

ケーブルテレビ自主制作番組、行政情報番組などを放送しているチャンネルのこと。

● コミュニティビジネス [P. 133]

地域の抱える課題を市民が主体となりビジネスの手法を活用し、解決していくこと。

● コンパクトな都市構造 [P. 31, 32, 70]

高度成長期以降、モータリゼーションの進展により、外延部への市街化が急速に進行したことにより発生した中心市街地の空洞化、環境問題などの都市問題に対して、持続可能な都市を形成するため市街地を集約化した都市構造のこと。

さ

● GIS（Geographic Information System : 地理情報システム） [P. 141]

地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。

● 自治体クラウド [P. 141]

地方自治体が住民情報などを民間のデータセンターに移し、クラウド上でサービスを受けられる環境のこと。

● シティプロモーション [P. 39, 42, 132, 134]

交流人口や定住人口の拡大を図るため、まちの魅力を発掘・創出し、効果的に発信すること。

● シビックセンターゾーン [P. 7]

公共公益施設や商業・業務施設などが一体的に集約整備された地区のこと。

● 重要無形文化財 [P. 9, 105, 108, 109]

能楽・文楽・歌舞伎・音楽などの芸能や、陶芸・染織・金工などの工芸技術などの無形の文化的所産のうち、特に我が国において、歴史上及び芸術上価値の高いもの。

● 集落営農 [P. 41, 95]

集落のような地縁集団を単位として、様々な農業生産過程の一部または全てを共同で行う組織。機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など多様な形態がある。

● 循環型社会 [P. 28, 30, 31, 32, 88, 89]

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会。

● 生涯学習 [P. 5, 18, 20, 21, 31, 33, 118, 119, 124]

一人ひとりが自己の充実と自らの生活の向上をめざし、自己にもっとも適した手段・方法で、生涯にわたって自発的に行う学習活動のこと。

● 消費生活センター [P. 80, 85]

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理をする体制・施設のこと。

● 情報アクセシビリティ [P. 63]

パソコンやWebページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障害者を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。

● 将来人口 [P. 4]

将来の出生、死亡及び人口移動について仮定を設け、これらに基づいて将来の人口規模並びに年齢構成等の人口構造の推移について推計したもの。

● 食育 [P. 43, 49, 112, 114]

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

● 新エネルギー [P. 90]

太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーのうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。

● 新規需要米 [P. 95]

米穀のうち、国内主食用米、加工用米及び備蓄米以外の米穀で飼料用・米粉用・輸出用・バイオエタノール用のほか、主食用米の需給に影響を及ぼさないと認められるもの。

● スクールカウンセラー（SC） [P. 112]

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、及びその任に就く者のこと。俗に学校カウンセラーと呼ばれることもある。

● スクールソーシャルワーカー（SSW） [P. 112, 115]

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のこと。

● 生活困窮者 [P. 66, 67]

病気や失業などで日常生活が困難になった人。

● セーフティーネット [P. 66]

最低限の日常生活を継続させる社会保障制度。第一が雇用保険等失業に対する給付。第二が生活保護に至る前段階で利用する生活困窮者自立支援制度。第三として生活保護制度がある。

● 戦略作物 [P. 95]

麦・大豆・飼料作物、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米、稲発酵粗飼料（WCS）用稲、加工用米のこと。

● 総合型地域スポーツクラブ [P. 122, 123]

幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブ。

● ソーシャルネットワークサービス(SNS)
[P. 30, 132, 134]

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

た

● 第1次産業(第2次産業, 第3次産業) [P. 12]

クラーク (C. Clark) によって始められた産業分類。

第1次産業は農業・林業・水産業・牧畜業, 第2次産業は製造業・建設業, 第3次産業はそれ以外の運輸・通信・電気・ガス・水道・商業・金融・公務・各種サービスなどの産業を指す。

● 耐震診断 [P. 82]

既存の建築物の構造的強度を調べ、想定される地震に対する安全性(耐震性)、受ける被害の程度を判断すること。

● 多文化共生 [P. 31, 33, 128]

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

● 男女共同参画社会 [P. 18, 33, 126, 127]

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

● 地域資源 [P. 4, 5, 6, 7, 17, 22, 25, 31, 33, 38, 42, 56, 70, 105, 106, 108, 132, 134]

自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称のこと。

● 地域包括ケア [P. 44, 60, 61, 62, 74]

医師の往診や訪問看護、介護を受けながら、住み慣れた地域で最期まで暮らせるようにする態勢。

● 地産地消 [P. 17, 22, 33, 41, 94, 95, 112, 114]

その地域で作られた農・畜・水産物をその地域で消費すること。また、その考え方や運動。

● 地方創生 [P. 28, 29, 31, 34, 136]

2014年9月に発足した第二次安倍改造内閣がかかげる重点政策の一つ。地方の人口減少に歯止めをかけ、首都圏への人口集中を是正し、地方の自律的な活性化を促すための取り組みを指す。

● 地方分権 [P. 2, 28, 29, 34, 136, 139]

国の権限や財源を地方(都道府県や市町村)に移して、地方の自主性・自立性を高めることにより、地域のことはその地域に暮らす住民自らが判断し、実施に移すことができる「住民本位の行政」へとする取り組み。

● 中核都市 [P. 9]

都市圏または生活圏の核となる機能を備えた都市、あるいは、地方自治体の行政区域内にある業務地区のこと。

● TMO (Town Management Organization)
[P. 42, 102, 104]

まちづくりをマネジメント(運営・管理)する機関のこと。様々な主体が参加するまちの運営を横断的・総合的に調整し、プロデュースする。

● ティームティーチング(TT) [P. 112, 113]

複数の教師による指導法のこと。一人の教師が全面的に指導するより、多角的・多面的な指導ができる。

● デイサービス [P. 65]

介護の一形態。日帰りで、高齢者や障害者を通所させて行われるもの。

● 定住自立圏 [P. 34, 136, 139]

地方から東京など大都市圏への人口流出を抑制するため総務省が推進する施策。人口5万人程度以上で昼間人口が多い(昼夜間人口比率が1以上)都市が「中心市」となり、生活・経済面で関わりが深い「周辺市町村」と協定を締結し、定住自立圏を形成する。中心市が策定する定住自立圏共生ビジョンに沿って、地域全体で、医療・福祉・教育など生活機能の強化、交通・ICTインフラの整備や地域内外の住民の交流、人材育成など人口定住に必要な生活機能の確保に取り組む。

● 伝統的建造物群保存地区 [P. 72]

文化財保護法の規定による制度であり、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの、及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために指定された地区のこと。

● 登録有形文化財 [P. 124, 125]

国の文化財登録原簿に登録された、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物。

● 土地区画整理事業

[P. 16, 21, 27, 41, 74, 75, 76, 137]

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

● ドメスティック・バイオレンス(DV) [P. 127]

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

な

● 2025年問題 [P. 60]

団塊の世代が75歳以上の高齢者となることにより、医療・介護費など社会保障費の急増が懸念される問題。

● 農業集落排水 [P. 88, 91]

農業振興地域内の集落を対象とした浄化施設。農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、また農村生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的としたもの。

は

● ハザードマップ [P. 82]

災害危険箇所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したもの。

水害予測図・地すべり危険区域マップ・液状化予測図等、それぞれの災害に応じて各種ある。

● パブリックコメント [P. 134]

行政機関が規制の設定や改廃をするとき、原案を公表し、国民の意見を求め、それを考慮して決定する制度。

● バリアフリー [P. 16, 20, 70, 74, 77]

障害者や高齢者の交通などに関する障壁(バリア)を取り除くこと。

● ファミリーサポートセンター [P. 40, 58]

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整する組織のこと。

● フィルムコミッション [P. 42, 105, 106, 107]

映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする機関のこと。地方自治体か、観光協会の一部署が事務局を担当していることが多い。

● 扶助費 [P. 136]

社会保障制度の一環として、現金・物品を問わず、対象者に対して支給される経費。

● 補装具 [P. 64]

身体障害者が装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。

● 保留地 [P. 74, 75]

土地区画整理事業の施行により整備された宅地のうち、一部を換地として定めないで、事業費に充当するために売却したり、一定の目的に使用するために施行者が確保する土地のこと。

ま

● マスタープラン [P. 98, 99, 102, 105]

全体の基本となる計画または設計。

● 見世蔵 [P. 20, 21, 25, 42, 70, 71, 72, 102, 105, 124, 125]

日本の伝統的な建築様式のひとつで、外壁を土壁として漆喰などで仕上げられた土蔵造り・蔵造りなどといわれる建物で、店舗と住居を兼ねるもの。

● モータリゼーション [P. 102]

先進諸国などで自動車が単に輸送機関としてだけでなく、市民生活の中に入り込んできている文化的・社会的状態。

や

● 結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略

[P. 10, 38]

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の規定に基づき、国及び都道府県が策定するまち・ひと・しごと総合戦略を踏まえ、市町村が策定することとされる市町村まち・ひと・しごと総合戦略。

総合戦略の策定では、市が目指すべき将来の方向を示した「人口ビジョン」を作成し、その「人口ビジョン」を具現化、達成するために必要な施策を総合戦略としてまとめる。

● 有機肥料

[P. 97]

動植物質の肥料。緑肥・堆肥・糞尿・魚肥など。化学肥料に対していう。

● 結城ブランド

[P. 31, 33, 42, 105, 106, 132, 134, 135]

結城の歴史、伝統文化、自然景観、産業など、様々な地域資源にスポットをあて、その魅力を市内外に発信し、市のイメージを高めるもの。

● U J I ターン

[P. 98]

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態。Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

● ユニバーサルデザイン

[P. 6]

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすること。その対象は、ハード（都市施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたる。

● ユネスコ無形文化遺産

[P. 2, 9, 17, 26, 42, 105, 108, 110]

ユネスコにおいて、慣習・描写・表現・知識及び技術並びにそれらに関連する器具・物品・加工品及び文化的空間であって、社会・集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認められた無形文化遺産のこと。

● ユビキタスネットワーク

[P. 30]

あらゆるモノにコンピュータやICチップなどが埋め込まれ、有線・無線通信により常に相互に接続されて、誰でもいつでもどこからでも、様々な情報やサービスを利用できる情報ネットワーク環境のこと。

ら

● LAN (Local Area Network) [P. 112, 115]

同一施設内で用いられるコンピュータネットワークのこと。

● レファレンスサービス

[P. 120]

利用者の研究や調査のために、どのような資料を使えばよいのかを案内し調査の支援を行うこと。

わ

● ワークライフバランス

[P. 126]

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

第 5 次結城市総合計画後期基本計画

平成 28 年 3 月発行

発行／結城市

〒307-8501 茨城県結城市大字結城 1447

Tel 0296-32-1111（代表）

<http://www.city.yuki.lg.jp/>

編集／結城市市長公室企画政策課



第5次結城市総合計画後期基本計画
平成28年3月 茨城県結城市